

先収会社をめぐる言説

——その虚構と事実——

鈴木邦夫

はじめに——先収会社に関する研究史について——
一 問題の所在

二 虚構の岡田組・先収会社断絶説

三 先収会社（千秋会社、千歳会社）の資本金

四 先収会社とEFCとの関係

五 外国銀行からの借入金

六 鉦山業との関係

七 先収会社の本店と支店網

八 先収会社の利益

九 岡田家と岡田組

一〇 その他の謬見

おわりに

はじめに―先収会社に関する研究史について―

先収会社に関する主な論考を時系列で古い順から挙げると以下の通りである。結論を先取りすると、現在流布している先収会社の言説の多くは、それを遡ると「一」にたどり着き、「二」の叙述が起源となっている。⁽¹⁾

〔一〕 三井物産「三井物産株式会社沿革史」（稿本）（一九四一、二年頃、未定稿）、以下、「物産沿革史」と略記。

〔二〕 男爵益田孝伝記編纂会「男爵益田孝伝」（一九五一年、未刊行）、以下、「益田伝」と略記、主に「二」に依拠、「二」に比べ、先収会社の叙述ははるかに詳細。

〔三〕 佐々木誠治「三井物産会社の生成事情―先収会社とのつながりを中心として―」（『国民経済雑誌』一〇三一六、一九六一年六月）、以下、佐々木論文と略記、主に「二」に依拠（父の周一は元三井物産船舶部長）。

〔四〕 岩崎宏之「政商保護政策の成立」（『三井文庫論叢』創刊号、一九六七年三月）、以下、岩崎論文と略記、主に「二」「三」に依拠。

〔五〕 田村貞雄「政商資本成立の一過程―先収会社をめぐって―」（『史流』九、一九六八年三月）、以下、田村論文と略記、主に「二」「三」に依拠。

〔六〕 日本経営史研究所編『挑戦と創造―三井物産一〇〇年のあゆみ―』（一九七六年、三井物産）、以下、『挑戦と創造』と略記。

〔七〕 『稿本 三井物産株式会社一〇〇年史』上（一九七八年、日本経営史研究所）、以下、『物産一〇〇年史』と略記。

〔八〕 三井文庫編『三井事業史』本篇第二卷（一九八〇年、三井文庫、執筆担当者岩崎宏之）、以下、『事業史』と略記、執筆担当者は「四」と同じ。

このうち「七」は、学術論文を含む従来の研究を集大成する形で岡田組・先収会社に関して叙述している。また、岡田組・先収会社について簡潔に記したものが「八」である。岡田組・先収会社について、どのような言説が流布しているかを示すため、「八」の該当部分を引用する。

新会社は「岡田組」と称し、明治七年（一八七四）一月一日をもって発足した。本店を東京に置き、大阪、神戸、横浜に支店を設けた。井上を総裁とし、岡田を社長、益田孝を頭取に、また馬越恭平が横浜店を担当することになった。創立の資本金は一五万円で、その内訳は岡田平蔵が八万円、井上馨が三万円、エドワード・フィッシャー商会が四万円を出資した。フィッシャー商会は横浜一四番にあったアメリカ人商社で、もとアメリカ一番館ウォルシュ・ホール商会の長崎支店長であったロバート・W・アルウィンが、E・フィッシャーとともに設立した貿易商社である。

岡田組は明治七年一月に創立されたが、すでに六年末にはフィッシャー商会の手を経て米穀七〇〇〇石を横浜からロンドンへ輸出、一石あたり「凡六円許之手取と相成候間、先手始メ之模様思ひ道理ニ参り、安心此事ニ御座候」とまづまずのスタートであった。

しかし、創業後間もない一月一五日に岡田平蔵が急死したことによって、井上らの新会社は事業計画の変更を余儀なくされた。井上は、岡田平蔵の出資金を返済して岡田家との関係を絶つことにし、鉱山業務をすべて岡田家へ譲渡して岡田組をひとまず解体することにした。

井上は岡田組を解散したあと東京築地一丁目ルイ・ゼー・サア (Louis J. Sa) 所有の洋館を借りて創立事務所とし、ついで三月一日銀座四丁目角の借家に本社を移した。新会社の社名は最初千歳社、千秋社と称したが、間もなく先収会社と改めた。「先収会社規則」は「此商会は万邦交通之一大商業を開き、専ら皇国之物産を外国へ配賦し、宇内と其稟福を俱ニするの天意を躰して左之條款を合議確定せり」として、まず本店を東京に、横浜・大阪・神戸に支店を置くことを定めている。横浜支店

は四月一日に開店したが、大阪支店はこれより早く土佐堀一丁目両替商加島屋跡に元通商司管轄下の廻漕会社建物を買い入れて移り、また旧長州藩蔵屋敷付属の倉庫を浜蔵とした。岡田平蔵没後の大阪支店は、山口から急拠呼びよせられた井上の腹心吉富簡一が主宰した。また、間もなく藤田伝三郎も「出資組員員」として参加している。⁽²⁾

〔八〕よりも後の研究では、先収会社に言及する場合、上記の業績のいずれかを引用している。先収会社に関係した主な研究はつぎのとおりである。

- 〔九〕 木山実「先収会社再考」(徳永光俊・本多三郎編『経済史再考』二〇〇三年、思文閣出版)、以下、木山第一論文と略記。
〔一〇〕 木山実「三井物産草創期の人員―特に先収会社からの人員に注目して―」(『経済学論叢』六四―四、二〇一三年三月)、以下、木山第二論文と略記。
〔一一〕 松永秀夫「三井物産の先がけ先収会社」(松永秀夫『益田孝 天人録』新人物往来社、二〇〇五年)、以下、『天人録』と略記。

(1) 「三井物産株式会社沿革史」(稿本)の先収会社の部分を以下に掲出する。ただし、原文には大幅に加筆・修正がなされている。原文にどのような加筆・修正がなされたかを示すと極めて煩瑣になるので、加筆・修正したあとの文だけを採録する。

六 先収会社ノ来歴

先収会社ハ始メ三井家ノ營業トハ全ク關係ノ無イ明治初期ノ貿易会社ノ一ツデアツタガ、後二三井組國産方ト共ニ当社ニ合流シタ注目スベキ会社デアリ、マタ過渡期ニ於ケル貿易会社發生史ノ一特例トシテ注目スベキ会社デモアルカラ、コニコレヲ稍詳シク述ベルコトトスル。

(一) 岡田組ノ創立

先収会社ノ前身岡田組ノ創立ハ、明治六年ニ下野シタ井上大蔵大輔ノ斡旋ニヨル。

明治六年五月、井上大蔵大輔ハ渋沢大蔵少輔事務取扱ト共ニ、政府部内ノ財政予算ニ関スル重大意見ノ衝突ノタメクヲ連ネテ退官シタ。コノ報ヲ得タ在大阪ノ造幣寮造幣寮権頭益田孝モ職ヲ辞シテ東上シ、井上ノ旧誼ニ酬ユルトコロアラント誓ツタ。爾来コノ三名ハ本邦実業界ノ開拓者ヲ以テ任ジ、各自ノ大抱負ヲ実現シテ金融ニ産業ニ貿易ニ画期的貢獻ヲナシタノデアツタ。

退官後ノ井上ハ、在官中建議シタル鉾山開発ノコトヲ実現スル為ト、在官中旧知ノ岡田平蔵ノ尾去沢銅山引受願ニツキ関係シタルコトノ処理トヲ目的ニ、明治六年八月東北地方鉾山視察ノ途ニ就キ、釜石・尾去沢・阿仁・院内等ノ諸鉱山ヲ巡視シテ九月末ニ帰京シタ。コノ視察一行ハ、井上始メ米人鉾山技師某・岡田平馬平蔵実弟・益田孝・井上勝モト礦山頭兼鉄道頭及ビ馬越恭平等ノ歴々ノ人デ、コノ視察中彼等ノ間ニ、鉾山開発ニ依ル輸出貿易ノ新会社設立ノ議ガ遂ゲラレタ。茲ニ於テ、先ヅ岡田平蔵ノ大阪淡路町支店ヲ本店トシ、岡田組ノ旧名ヲ襲ヒテ鉾山業並ニ貿易ノ業ヲ営マントシタガ、同年十月改メテ東京ヲ本店トシ、支店ヲ大阪・神戸・横浜ニ設ケルコトニ定メ、総裁ヲ井上、社長ヲ岡田、頭取ヲ益田トシ、馬越ハ横浜受持トスルコトニ内定、翌七年一月一日イヨイヨ岡田組トイフ新会社ヲ創立シ、「万邦交通ノ一大商業ヲ開キ専ラ皇國ノ物産ヲ外国ヘ配賦シ字内ト其稟福ヲ俱ニスルノ天意ヲ躰トスル」營業ノ目的ヲ定メタ。其ノ資本金十五万円。内井上出資三万円、岡田出資八万円、其他四万円ハ益田ガ横浜在住以來深交ノアツタ亜米利加十四番商館エドワー・フイツシャー商会ノ出資ニヨリ、尚横浜ノ東洋銀行（オリエンタルバンク）ト金三十万円ノ借越契約ガ出来タ。營業分課トシテハ、鉾山課・雑務課ノアツタコトハ明ラカデアルガ、他ハ不明デアアル。然ルニ当社創立ノ直後明治七年一月一五日社長岡田平蔵ハ大阪ニ於テ病ヲ得テ急死シタ。

岡田平蔵ハ江戸（東京）ノ人、本店ヲ日本橋品川町裏河岸ニ構ヘテ釘銅鉄物問屋業ヲ営ンダ富商デアアル。安政開國ノ始メ横浜本町四丁目ニ古金銀地金及ビ糸類菜種等ノ売込店ヲ設ケタガ、偶々官規ニ触レルトコロガアツテ横浜ヲ追放サレ大阪ニ去ツタ。維新後、明治二年大阪ニ於テ五代才助（友厚）ト共同デ古金銀分析所ヲ設立シ、後旧知ノ

益田孝ヲ横浜ヨリ招キ雇ヒ入レタコトモアル。又明治五年ニハ、東京ニ於テ三井ノ大番頭三野村利左衛門ト共同テ政府ノ辰ノ口分析所ノ私下ヲ受ケテ、東京分析所ヲ一時経営シタコトモアル。素ヨリ鉦山ニ関スル知識モ經驗モアツタノデ、彼ノ尾去沢銅山私下ノ事ニ就テモ井上ト深い關係ガ結バレテキタノデアル。鉦山業以外ニ、東京デハ陸軍ノ輸入軍需品御用ヲ勤メ、大阪デハ米ノ取引ヲモナシ、当時敏腕ノ傑商トシテ聞エタ人デアツタ。

岡田組社長岡田平藏急死ノ報ヲ得タ井上総裁ハ、同年一月末東京ヨリ大阪ニ下リ、十一月始メマデ滞在シテ善後策ヲ講ジタ。其間山口ニモ赴キ、山口毛利家ノ勘定方吉富簡一ヲ招イテ岡田ノ代リニ社員ノ列ニ加ヘ、彼ト合議シテ故岡田出資ノ資本金全部ヲ返シ、同時ニ鉦山課ノ業務一切ヲ岡田家ニ讓渡シテ岡田組ハ遂ニ解体スルニ至ツタノデアル。

斯ノ如ク岡田組ノ存在ハ明治六年末カラ七年始メマデ約半年ノ短期間デ、シカモ草創ノ際デアツタニモ拘ラズ常ニ商機ヲ逸セズ事業ニ進出シタ。即チ明治六年井上ノ山口帰郷中、益田ノ計ラヒニ依ツテ横浜カラ倫敦ヘノ輸出米約七千石ヲ外国船ニ隻以上デ積出スコトニ成功シテキル。コレハ、当時ノ商取引ノ習慣トシテドウシテモ外商ノ手ヲ経ナケレバナラナカツタカラ、横浜ノ米国商館エドワード・フイツシャー商会ニ委託シタノデアル。コノ關係デ該商会ガ岡田組ノ出資者ノ一員トナツタコトガ察知セラレル。倫敦輸出米ハ、翌七年ノ報告ニ依レバ、三万六千六百四十八円余ノ純益ヲ挙ゲテキル。

岡田組ハ解体サレタガ、米輸出ノ事業ハ先収会社ニ継承サレタノデアル。

(一) 先収会社ノ興廢

井上ハ岡田組ヲ解体シテ新会社ノ先収会社ヲ建設スルタメ、創立事務所トシテ東京築地一丁目ルイ・ゼー・サア(Louis J. Saa) 所有ノ洋館ヲ借入レタ。

明治七年二月頃ニハ、社名ヲ千秋社トスル案モアツタガ、後ニ千歳社ト命名スルコトニ一時内定シ、更ニ同年三月一日先収会社(西紀一八七四、皇紀二五三三)ト決定、東京本店ヲ銀座四丁目角ノ借家ニ移シ、四月一日ニハ横浜ニモ支店ヲ設ケタ^{場所不明}。本店ニ於テハ元ノ岡田組頭取益田孝ヲ首席トシテ新ニ人材ノ登庸ニ努メ、三月、益田ガ造幣寮時代ノ旧部下デアツタ俊才羽太紀克ヲ社員ニ雇ヒ入レ。七月、山口出身テ京都榎村知事ノ下ニ勸業掛大属タリシ学識技能兼備

ノ士木村正幹ヲ招イテ重要社員ノ列ニ加ヘ、又同月大阪新進ノ富商藤田伝三郎ヲ出資組合員ニ加盟セシメタ。

大阪支店ハ、ソノ頃大阪淡路町岡田支店カラ分離シ、土佐堀一丁目両替屋加島跡ノ旧廻漕会社建物ヲ買入レテ之ニ移転シタ。業務課別ハ勘定課・出納課・売買課・雑務課及ビ倉庫課等ニ別レテ整備サレタ。

勘定課ノ一掛員ニ加藤祐一トイフ異才ガアツタ。彼ノ旧名ハ啓之助トイヒ、慶応初年頃横浜戸部役所ノ「調役並」

ヲ勤メタ篤学ノ人デ、此ノ人ノ著述ニハ交易心得草明治九年刊、会社弁講明治四年刊、商社往來明治六年刊等ノ名著ガアリ、啓蒙

時代ニ大ナル裨益ヲ与ヘタコトハ今ニ有名デアアル。

明治七・八年中ノ井上ノ身辺ハ、実業ト政治トノ両方面ニ於テ頗ル多事多難ノ時デアツタ。

明治七年十一月十二日、井上ハ一旦大阪ヨリ東京ニ帰ツテ台湾征討直後ノ風雲ヲ觀察シ、マタ小野組破産前後混乱セシ財界ニ対シテ一臂ノ勞ヲ尽シタル後、再ビ同月二十八日下阪シテ自己ノ会社ノ創業一箇年ノ決算ヲ為シタ。当年ハ吉富ノ馬関商用出張中、大阪支店ハ社規ヲ紊シテ米相場ニ手ヲ出シ、損失ヲ来タシタケレドモ、吉富ノ帰店後幸ヒニコレヲ恢復スルコトヲ得タ。当時財界不況ノ為ニ事業ハ総ベテ順調ヲ欠イタニモ拘ラズ、当七年ノ決算純益金四万七千六百五十円三十三銭ヲ計上シ得タノデ、之ヲ配当賞与金トシテ井上・益田・吉富・藤田ノ重役始メ社員一同ニ配分シ、同時に横浜フイツシャヤ商會トモ関係ヲ絶チ、全然独立スルニ至ツタ。

元来先収会社ノ事業ハ、山口県ヲ始メ全国各地ノ貢米（石代米）ヲ売買シ、且コレヲ海外ニ輸出スルコトヲ主眼トシ、横浜外商ト連絡シテ之ヲ大阪及ビ神戸ニ於テ取扱フコトニアツタ。其ノ為ニ大阪土佐堀分店ハ大イニ活躍シタノデアアルガ、明治八年ニハ大津ニモ支店ヲ設ケテ米ノ買付ヲ為シ、又政府命令ノ輸出米二十万石ヲモ取扱ツタ。コノ外ノ主ナル事業トシテハ、明治七年ニ大阪ノ社員ヲ飛驒国高山ニ出張セシメテ神岡鉱山ヲ買入レルコトニ成功シ、又八年ニハ、長崎ニ支店ヲ設ケテ高島炭ノ販売ヲ試ミ、東京本店ニ於テハ輸出銅一手販売ノ許可ヲ得ルナド、見逃スコトノ出来ナイ成績ヲ挙ゲテキル。

然ルニ明治八年、大阪支店ニ於テ藤田組ノ一員ヘ無担保貸付ノコトニ絡ハル内紛ヲ生ジ、吉富先ツ辞意ヲ表シ、藤田モ退社ヲ申シ出デ、在東京ノ益田モ肝臓病ノ故ヲ以テ辞任ヲ申シ出デ、五月頃ニハ横浜店モ閉鎖スルナドノ事態ニ立至

ツタガ、吉富・益田兩人ハ慰撫ニヨリ留任シ、藤田ハ退社シテ幸ヒニ事ハ治ツタ。斯カル会社ノ危機ニモ拘ラズ、元々
国事ノ大局ニ着眼スルコトヲ忘レザル井上ハ、在阪中ノ機会ヲ利用シテ政界ノ暗雲ヲ一掃センコトヲ思ヒ立チ、コレガ
為ニ社務ヲ一時放擲セザルヲ得ナヌコトトナツタ。

明治八年二月十一日、大阪ニ於テ井上ガ主唱者トナリ、政界ノ巨星木戸・大久保・板垣・伊藤・鳥尾等ト会见ヲ遂
ゲ、当時征韓論破裂以來西郷始メ維新ノ元勳多ク野ニ下リ、大久保独リ政府ニ立チ、朝野常ニ反目ノ状態ニ陥リタ
ルヲ憂ヒ、薩長土ノ間ニ周旋シテ元勳調停ノ策ヲ立テタ。コレガ所謂「大阪會議」デアール。

井上ハ大阪會議ヲ了ヘテ八年二月二十四日帰京シタガ、年末ニ至ツテ係争中ノ尾去沢裁判事件モ無事ニ解決シ、十二
月二十七日ニハ新設ノ元老院議官ニ任ゼラレ、同日特命副全權代理大使トシテ朝鮮ニ差遣セラルルコトトナリ（渡韓ハ
翌年正月）再ビ官場ノ人トナツタ。コレガ為ニ井上ハ先収会社ニ勤続スルヲ得ナクナリ、会社ノ後事ヲ益田ト吉富ニ委
嘱シテ一先ヅ退社シ、翌九年三月朝鮮ヨリ帰ルト同時ニ、会社ノ閉鎖準備トシテ吉富ノ交代ニ木村ヲ下阪セシメテ其ノ
事ニ当ラシメ、自身ハ同年六月、財政經濟研究ノタメ政府ノ命ニヨツテ欧米ニ派遣セラレタ。（明治十一年七月ニ帰朝）。
斯クシテ先収会社ハ明治九年三月ヲ以テ閉鎖スルコトニ決議ヲ纏メ、其ノ残務整理ハ同年九月ヲ以テ結了シタ。同年
六月、井上ノ洋行直前ニ精算シタルトコロニ依レバ、会社創立ヨリ最後迄ノ純益金トシテ十四万九千余円ガ計上セラレ
テキル。コノ内精算準備ノ少額ヲ除キ、其ノ残額ヲ井上・益田・吉富・木村・藤田並ニ社員全部ヘ配當シテ先収会社ハ
全ク整理ヲ終了シタ。之ニ依ツテ見レバ、一般ノ先収会社ヲ語ルモノガ、会社ハ始メカラ欠損続キデアツタトノミ言フ
ノハ誤伝デアアルコトガ判明シヨウ。

要スルニ先収会社ハ、其ノ主唱者井上馨ガ、明治六年五月大蔵省ヲ退官シ同八年十二月再ビ官場ニ入りテ元老院議官
トナルマデ、前後二箇年半ノ間ニ彼ノ大抱負ヲ以テ開拓シタル民間企業ノ初期的貿易会社ノ一試案トシテ実現セラレタ
ルモノデアール。其ノ生命ハ、他ノ類似ノ諸会社ト同ジク甚ダ短ク、僅ニ二箇年余ニ過ギナカツタケレドモ、其ノ業績ト
影響トハ大イニ類ヲ異ニスルモノガアツタ。左ニ其要領ヲ列記シヨウ。

一、会社ノ前身岡田組時代ニハ鉾山業ト貿易トヲ兼営シ、鉾山業ニ於テハ、尾去沢銅山ノ買収ニハ失敗シタケレドモ

神岡鉦山ノ買収ハ成功ダツタ。貿易業ニ於テハ、横浜外商ノ資本ヲモ合同スルコトニ依ツテ、邦人ノ手ニヨル米ノ輸出ニ先鞭ヲ着ケタ。

一、先収会社トナツテカラハ鉦山ト手ヲ切り、貿易ヲ專業トスル方針ヲ執リ、始メハ長州藩ヲ背景トスル内国商売ノ貢米売買ヲ主トシタガ、進ンデ之ヲ海外ニ輸出スル本業ニ向ツテ短期的ニ好成績ヲ挙ゲタ。

一、会社ノ資本ハ岡田組・外商フイツシャー商会及ビ藤田組等ノ合同ヲ以テシテキタガ、後ニハ之ヲ精算シテ井上・益田両人ヲ中堅トスル独立ノ結社トシタ。斯ク、其ノ始メニ外商ノ「外資利用」ヲ為シタコトハ注目スベキ点デア

ル。

一、人材ヲ集メルコトニハ特ニ注意ヲ払ツタ。貿易ニ関スル新知識ハ、横浜開港以來ノ最大權威者タル益田頭取一人ニ俟ツタコトハ勿論デアアルガ、其他、井上同藩ノ出身吉富・木村両重役ノ支持ヲ得テ社内ヲ經營シタノデアアツタ。

尤モ吉富ハ、最後ニ一身上ノ都合ニヨツテ退社シタケレドモ、益田・木村ノ両重役ハ会社解散後迄モ踏ミ留リ、遂ニ其ノ身柄ノママ物産会社ニ移動スルコトトナツタノデアアル。

一、総裁井上ハ、国家新建設ノ際、実業ト政治ノ両面ニ身ヲ置イテ目マグルシイ活躍ヲ呈シタガ、一旦再ビ官場ノ人トナリ、次イデ洋行スルコトトナツテカラハ、民間ノ企業会社タル先収会社ト全ク關係ヲ絶ツタノハ、彼ノ潔癖ノ然ラシメタモノデアアル。

先収会社解散ノ翌月即チ明治九年四月、益田孝ト三井ノ三野村利左衛門トノ会談ガ開始セラレ、爾後幾多ノ曲折ヲ経テ遂ニ同年七月三井物産会社ノ創立ヲ見ルニ至ツタノデアアル。其ノ経過ノ詳細ニ就イテハ編ヲ改メテ述ベルコトトスル。

(2) 三井文庫編『三井事業史』本篇第二卷（一九八〇年、三井文庫）二二八一―二二〇ページ。なお、「先収会社規則」の引用中の「開き」は「開き」の誤りである。

一 問題の所在

(一) 岡田組・先収会社断絶説

「二」～「八」はいずれも、まず岡田組が設立され、ついで先収会社が設立されたと把握している。そのためこの説が通説となっている。この説では、明治七年から明治九年の間に井上馨らが経営に関わった会社は、活動時期を異にする岡田組と先収会社という二つの会社であり、しかも先収会社は岡田組が社名を変更したのではなく、両社の間には断絶があると捉えている。以下では、このように捉える説を岡田組・先収会社断絶説と呼ぶことにする。

ただし、「二」～「八」はいずれも岡田組・先収会社断絶説であるものの、岡田組の設立年月日、岡田組解散の月日、先収会社設立の月日については、論考を比較するとつぎのように微妙な差異がある。⁽¹⁾

〔岡田組の設立〕 「二」～「八」ではいずれも明治七年（一八七四）一月一日岡田組が設立されたとしている。ただし、「二」〔益田伝〕では一月一日設立と明記しているにもかかわらず、その後「岡田組の存在は、明治六年末より七年二月に至るまで約半箇年の短期間」という明治六年末に設立されたかのような矛盾した記述がみられる。これを例外とすれば、一月一日設立説に対して異論を述べた論考はない。岡田組の設立について「七」『物産一〇〇年史』では、次のようにこれまでの研究を説明している。⁽²⁾

旧来の岡田組と明治七年一月創立の岡田組、そして先収会社は事業も人的構成も連続していたようで、この三社はしばしば混同されている。『世外井上公伝』『馬越恭平公伝』『馬越恭平翁伝の誤り：引用者』『自叙益田孝翁伝』には、ともに明治六年

の秋、井上が視察旅行から帰ってまもなく、「先収会社」が設立されたとの記述がある。しかし実際は、先収会社の創立は明治七年三月一日であり、六年の秋には新「岡田組」も未だ設立されていない。

〔岡田組の解散〕「一」～「八」では、明治七年一月一五日に岡田平蔵が死亡したため岡田組が解散されたとしている。

ただし、「一」「物産沿革史」では、岡田組がいつ解散したかを記していない。「二」「益田伝」では、二月「二十八日社中除名の形式で全く岡田との関係を断ち、岡田出資の資本金を全部返却し、同時に鉱山課の業務一切を岡田家に譲渡して、岡田組は茲に解体するに至った。かくの如く岡田組の存在は、明治六年末より七年二月に至るまで約半箇年の短期間にすぎなかつた」としている。このように解散日を明記していないものの、二月二十八日に岡田組解散と読める記述となっている。「三」佐々木論文は岡田組解散月日を明記していない。

〔四〕岩崎論文が二月二十八日解散と初めて明記した。しかも、「二」の記述を受けて、「二」の記述に含まれている矛盾に気づかないまま、二月「二十八日、社中除名の形式で岡田との関係を断ち、岡田出資の資本金を返し」（二月二十八日に会社から岡田を除名）という表現と、「同時に鉱山業務を岡田家に譲渡して岡田組を解散するにいたつたのである」（二月二十八日に岡田組解散）という表現を並記している⁴。岡田を除名するのであれば会社解散の必要はなく、会社を解散するのであれば岡田除名の必要はないので、「四」の記述は矛盾したものとなつてしまつた。

ところが「五」田村論文では、「三月に入つて残り三万二〇三三〇九錢五厘も返済し、組合除名の形式で絶縁した」と記した後、「こうして岡田組は解体するに至つたが、社名を先収会社とした新会社が、三月一日に発足する」とし、三月に岡田組が解散したかのような記述になっている。「六」『挑戦と創造』では、本文では二月解散、「年表」では三月解散と記されている⁶。「七」『物産一〇〇年史』では、後に引用するように解散月日を明記することを避けた記述をし

ている。この記述の文意を読み込むと、解散は三月以降になる。

〔八〕『事業史』ではいつ岡田組が解散したのか判らない記述に戻っている。また、〔八〕では、〔四〕の矛盾に気づいたのか、矛盾する表現のうち、岡田組解散の部分ではなく、社中除名の部分を削除し、解散日を二月二十八日とする部分も削除している。

このように岡田組の解散月日については、ひとつの説に収斂していったわけではなく、論考により、まちまちである。これは解散日を特定できる証拠がないためと思われる。

〔先収会社の設立〕「一」「物産沿革史」では「明治七年二月頃ニハ、社名ヲ千秋社トスル案モアツタガ、後ニ千歳社ト命名スルコトニ一時内定シ、更ニ同年三月一日先収会社（西紀一八七四、皇紀二五三四）ト決定、東京本店ヲ銀座四丁目角ノ借家ニ移シ」たと記している。このように先収会社の設立月日がいつかを、明確に記述していない。「二」「益田伝」では、「社名は二月頃は千秋社とする案もあつたが、後に千歳社と命名することに内定し、井上総裁の下に無定員の頭取を置くことにし、尋で三月に至り、先収会社と改めた」、「三月一日銀座四丁目角の借家を本店となした」と記している。「一」と同様、新会社の設立日がいつかを明確に記述していない。このように「一」「二」では、新会社設立を三月一日と特定したわけではない。特定できる証拠をみつけることができなかったのである。

ところが「三」佐々木論文は、「二」の文意を読み込んで、「正式に創立されたのは明治七年三月」と月を特定し、ついで「四」岩崎論文はさらに読み込んで、「三月一日銀座四丁目に本店を設けて先収会社を創立した」として日を特定した。つまり、現在流布している明治七年三月一日新会社設立説は「四」が初めて唱えたものである。

〔五〕田村論文では、「四」を継承して、先に引用したように、三月一日先収会社設立とした。ただし、先収会社設立後、三月中に出資金の残額が返済されて岡田組が解散されたと考えたようである。

〔六〕『挑戦と創造』では、三月に先収会社設立としている。⁽⁹⁾〔七〕『物産一〇〇年史』では「正式に岡田組を解散したのち、明治七（一八七四）年三月一日、銀座四丁目本店を設立して発足の運びとなった⁽¹⁰⁾」とし、〔四〕と同じく設立日を三月一日とした。

このように先収会社設立日が三月一日設立へと収斂していった。ただし、三月一日先収会社設立と明記している〔四〕〔五〕〔七〕で証拠が示されているわけではない。

その後、三月一日設立説を初めて唱えた岩崎が、〔八〕『事業史』において、三月一日設立という自説を明示的ではないものの、事実上否定した。すなわち、三月一日は、新会社が設立された日ではなく、新会社の本社が銀座に移された日であり、また新会社設立時の社名は千歳会社であり、のち千秋会社に、ついで先収会社に変更されたと記述を修正した。⁽¹¹⁾したがって、新会社（千歳会社）がいつ設立されたかを明記していない。執筆担当者（岩崎）は、新会社（千歳会社）を三月一日設立とする従来の説を誤りと捉えたものの、設立日を特定することができなかった。このように岩崎は自説〔四〕を修正し、新会社の設立日に関しては「二」「三」と同じく明示しない記述に戻したのである。

ところが、〔九〕木山第一論文、「二〇」木山第二論文では三月設立と記し、「二一」『天人録』では三月一日設立としている。⁽¹²⁾

このように岡田組解散日、先収会社設立日に即して、従来の論考をみると、証拠が示されないまま、諸説が出されていることがわかる。はたして明治七年一月一日設立の会社は、ほどなく解散されたのであろうか。実際には岡田組解散、先収会社設立ではなく、明治七年一月一日に会社が設立され、それが同年中に解散されることなく、明治九年まで存続したのではないのか。

(二) 岡田組資本金一五万円説

「一」～「八」は、いずれも岡田組の資本金を一五万円、その内訳を岡田平蔵八万円、井上馨三万円、Edward Fischer & Co. 四万円としている。⁽¹³⁾ うち「二」「益田伝」、「四」岩崎論文はこれらの数値を明治七年一月五日現在の資本金の数値、「三」佐々木論文は明治七年一月一五日現在の数値であると明記している。しかし、どの論考にも証拠は示されていない。

一五万円に関して、「二」が依拠したと思われる資料は、『世外井上公伝』第二卷五二三ページに掲載の吉富簡一宛井上馨書簡(明治七年一月一日付)である。この書簡には「最早当月五日ニハ、拾五万之高集金候而バンクへ入金之所」と記されている。この書簡は一月一日付のものであるため、実際に一月五日時点で一五万円が集まったのか、この書簡だけではわからない。また、集まった金をバンクに入金すると記されているだけで、それが資本金として岡田組に受け入れられるものとは直ちに断定できない。

このように岡田組の資本金とその内訳を示す証拠は、参照したと推定される資料を見てもわからない。はたして資本金は一五万円であるのか、その内訳はどのようになっているのであろうか。先収会社の総勘定元帳が三井文庫に所蔵されているので、これを分析する必要がある。

(三) EFCによる出資説

Edward Fischer & Co. (以下、EFCと略記)による岡田組への出資については、「一」～「八」のすべてで、四万円を出資したとしている。また、その後の出資金の返却については、つぎのように記している。

「一」「物産沿革史」では「四万円ハ益田ガ横浜在住以来深交ノアツタ亜米利加十四番商館エドワード・フィッシャー

商会ノ出資」によっており、その後、明治七年にかなりの純益を上げたため、明治八年に「横浜フィッシャー商会トモ関係ヲ絶チ、全然独立スルニ至ツタ」としている。明示的ではないものの出資金を返却して、資本的に外商から独立したと捉えている。

「二」益田伝」では明治八年に「横浜フィッシャー商会との関係を絶ち、その出資金を返却して会社は全く独立」したとし、明示的に出資金を返却したと記しており、「三」佐々木論文（「フィッシャー商会に対して出資金全額を返却して、文字通り、井上一家の独立の会社となる」⁽¹⁴⁾）もほぼ同じである。

「四」六」八」には返却についての記載がない。「五」田村論文では「初期にはE F商会と資本提携をしていたのであるが、これは八年初頭に絶縁し」、「資本も自立することができた」⁽¹⁵⁾としている。

「七」『物産一〇〇年史』では「先収会社は、明治八（一八七五）年初頭にフィッシャー商会の出資分を返却して、資金的な関係を断った。しかし、仕事上の関係はその後も続いている」⁽¹⁶⁾とし、出資金は返却したものの、業務上の提携関係は続いたとしている。

ところが、どの論考にもE F Cが先収会社に出資したことを示す証拠も、出資金を返却したことを示す証拠も挙げられていない。益田孝「備忘録」の明治八年八月二二日条に、井上馨の言葉として「先収会社者明七者拾四番と組合タリシ」⁽¹⁷⁾と記されているので、「二」「三」はこの記述をみて、先収会社は一四番（E F C）との組合を明治八年に解消し、E F Cに出資金を返却して、E F Cから独立した会社になったと推測したようである。

「五」は、「二」「三」が見ていないとおもわれる吉富簡一宛井上馨書簡（明治八年五月二九日付）⁽¹⁸⁾を引用している。この書簡には、「当年ハ昨年と相違ひ十四番とハ相分レ入費も相減シ誠ニ以上都合ト奉存候」とある。このくだりから明治七年に結んだ先収会社とE F Cとの組合を明治八年に解消したことがわかる。しかし、組合の解消という事実から、

「五」のように、出資金を返却してEFCから資本的に独立したと判断してよいのか。

(四) 岡田組・先収会社による外国銀行からの借入金

「一」「物産沿革史」、「五」田村論文では東洋銀行（オリエンタル・バンク）と三〇万円の借越契約を結んだとしている。「一」が依拠したと思われる根拠は『世外井上公伝』に掲載の吉富簡一宛井上馨書簡（明治七年一月一日付）の「三拾万円丈ハ当四月末之出金ハ外国人バンクより慥受合候¹⁹」というくだりと思われる。

これに対して、「二」「益田伝」では、東洋銀行からの「借金は、明治九年三月三十一日に返済完了してゐる」、明治七年一月一日付の吉富簡一宛書簡によると「東洋銀行と三十万円の借越契約が成立してゐたやうであるが、結局十一万円余りしか借さなかつたのであらう」と記している。また、この記述より前の部分に、「先収会社の簿記によると、横浜の東洋銀行」から、明治「六年十二月十四日洋四万五千弗（邦貨に換算すると四万六千八百円）、十二月二十八日洋三万二千五百弗（三万三千八百円）、七年一月十四日洋三万三千弗（三万四千三百二十円）以上三口合計洋十一万五千弗（十一万四千九百二十円）を借入れてゐる」とし、詳細な数字を記している。その後の「三」「四」「六」「八」には外国銀行からの借入金に関する記載はない。

「七」『物産一〇〇年史』は「二」の記述を踏襲して、「オリエンタル・バンクから三〇万円を限度とする為替借越契約を得、六年末から七年一月にかけて一一万円余を借入れている。こうして岡田組は外国商館の資本を導入し、外国銀行から資金の融通を受けて出発したのである²⁰」としている。

しかし、「二」「七」で東洋銀行から合計一一万円余りを借り入れたとしている年月の明治六年十二月〜七年一月は誤りである。明治七年十二月〜八年一月が正しい。「二」が、先収会社の帳簿に記載されている西暦の一八七四年・一八

七五年を年号に変換する際に、誤って明治六年・七年としたのである。⁽²¹⁾

また帳簿の記録によると、合計一一万円余の借入は確かに東洋銀行からである。しかし借入年が一年後ろにずれているので、この一一万円余りの借入は三〇万円の借越契約と関係がないのではないか。そうであれば三〇万円の借越契約はどの銀行とおこなったのか、改めて検討する必要がある。

(五) 岡田組の主要な業務

「一」「物産沿革史」では「鉱山開発ニ依ル輸出貿易ノ新会社設立ノ議ガ遂ゲラレタ。茲ニ於テ、先ヅ岡田平蔵ノ大阪淡路町支店ヲ本店トシ、岡田組ノ旧名ヲ襲ヒテ鉱山業並ニ貿易ノ業ヲ営マントシタ」としている。「輸出貿易ノ新会社」、「貿易ノ業」という表現は、あたかも「岡田組」が貿易（輸出・輸入）をおこなうかのような表現である。しかし、ここではこの部分の表現の当否は問わない。ここでは「岡田組」の主要な業務を「貿易ノ業」および鉱山業としていることに着目したい。このうち、平蔵死後、鉱山業については「岡田家ニ譲渡シ」たとしている。

この「一」の記述と同様、「二」「八」のすべてにおいて、鉱山業を岡田組の主要な業務とし、平蔵死後、鉱山業を岡田へ譲渡した、あるいは返却したとしている。

ところが、『世外井上公伝』では「この会社と鉱山経営との関係は判然せぬが、多分別種の事業であつたらしく考へられる⁽²²⁾」と記しており、鉱山業は明治七年一月設立の新会社の業務ではないと推測している。はたして「岡田組」の主要な業務の一つは鉱山業なのか、再検討する必要がある。

(六) 先収会社の本店・支店

「岡田組ノ規則」では「本店及支店」について「東京ノ店ヲ本行トナシ横浜大阪神戸ノ店ヲ支店トナス」と規定している。⁽²³⁾つまり、規則上は横浜支店、大阪支店、神戸支店を設置するとなっている。以下では、岡田組・先収会社断絶説を前提として、各論考において実際にどこに先収会社の支店が設置されたとみているのか、また本店を含む店の所在地をどこであると特定しているか、あるいは設置の目的をどのように記しているかをみよう。

「一」「物産沿革史」では、東京本店（所在地については、「東京本店ヲ銀座四丁目角ノ借家ニ移シ」と記述）、横浜支店（明治七年の「四月一日ニハ横浜ニモ支店ヲ設ケタ」。所在地の記載なし）、大阪支店（大阪淡路町岡田支店カラ分離シ、土佐堀一丁目両替店加島跡ノ旧廻漕会社建物ヲ買入レテ之ニ移転シタ）、明治八年大津支店設置（「明治八年ニハ大津ニモ支店ヲ設ケテ米ノ買付ヲ為シ」た）、明治八年長崎支店設置（「八年ニハ、長崎ニ支店ヲ設ケテ高島炭ノ販売ヲ試ミ」た）である。神戸支店が設置されたとは記されていない。

「二」「益田伝」で、「一」と同様なのは、東京本店（銀座四丁目角の借家）、横浜支店（明治七年四月一日開店）、大阪支店（土佐堀一丁目）である。新たに横浜支店に関して「多分本町の岡田店を引受けたのであらう」と所在地を推定した。また横浜支店は明治八年五月一〇日に一時閉鎖されたと説明しているものの、いつ再開されたを記していない。長崎支店については、「一」とは異なり、明治八年ではなく、明治七年「八月中旬社員山尾熊三が長崎に出張して支店を設置」したと記している。また大津については、明治八年一月に、大阪支店が「社員を大津に派出して支社を設置した」と記し、支店とはしていない。

「三」佐々木論文では東京本店（銀座四丁目角の借家）、大阪支店、横浜支店（明治八年に一時閉鎖）、「四」岩崎論文、「五」田村論文、「八」『事業史』でも東京本店（銀座四丁目角）、大阪支店（土佐堀一丁目）、横浜支店（明治七年四月

一日開店）をあげ、長崎、大津については言及していない。

ところが「六」『挑戦と創造』では東京本店、大阪支店、横浜支店に加えて神戸支店が設置されたとしている。

「七」『物産一〇〇年史』では東京本店（銀座四丁目）、大阪支店（土佐堀一丁目）、横浜支店（明治七年四月設置）、長崎支店をあげ、横浜支店について「場所は、横浜石川口四丁目と思われるが明らかではない」、「茶の売込みが主業務であったようだ」、長崎支店について明治七年七月、「先収会社は長崎の官有高島炭坑の出炭販売の許可を受けた。翌八月には山尾熊三を派して長崎に支店を設け、本格的に販売の業務にあたった⁽²⁴⁾」とし、「二」と同様に、「二」の明治八年設置説を否定した。

このように論考によって、微妙に説明が異なる。はたして、「岡田組」が存在したとされている時代の支店も含めて、先収会社ではどこに支店が設置されたのか。本当に神戸や大津に支店が設置されたのであろうか。

また、横浜支店設置日を明治七年四月一日としているものが多い。規則に規定されているにもかかわらず、本当にこのように遅れたのか。横浜支店については、設置日、所在地、閉店日と閉店の理由、再開の有無などを検討する必要がある。このほか、大阪支店が最初に設置されたとされている岡田の店は淡路町にあったのか、資料に基づいて場所を特定する必要がある。

「一」『天人録』では、これまでの論考ではなされていない本店の位置を特定することをおこなっている。すなわち、一八七四年三月一日設立以降の先収会社の本店（「銀座四丁目一六番地」「角地」）の場所を、現在「教文館ビル」がある位置であると特定している（二一六ページ）。しかし、どのように場所を特定できたのか、証拠がなにも示されていない。はたしてこの位置なのかを関東大震災以前の地籍地図に基づいて再検討する必要がある。

(七) 先収会社の利益

「一」「物産沿革史」では「会社創立ヨリ最後迄ノ純益金トシテ十四万九千余円」、うち明治「七年ノ決算純益金四万七千六百五十四円三十三銭」と説明している。「二」「益田伝」では、先収会社の「七年一月より九年六月十五日までの純益」を一四万九一三二円四八銭八厘と説明し、うち明治七年純益金として「一」と同じ数字を掲出している。前述のように「二」では先収会社設立日を明示していないものの、「一」、「三月頃とみていたようである。ところが、純益金についての記述からすると、一月に先収会社が設立されたかのようにみる。

「三」佐々木論文では、先収会社設立を明治七年三月と明記しているにもかかわらず、先収会社の「明治七年一月から九年六月一五日までの存続期間全期」の純益金として「二」と同じ数値を掲出している。設立月と存続期間の始めが齟齬していることに無自覚である。「七」『物産一〇〇年史』でも先収会社設立日を明治七年三月一日と明記しているにもかかわらず、「明治七年一月から九年六月一五日までの純益は一四万九一三二円余」とし、記述が齟齬していることに気付いていない。なお、「四」～「六」、「八」には純益金についての記載がない

このように「一」の場合には、記述に齟齬がない。しかし、「三」「七」では、明らかに記述が齟齬しているので、先収会社設立とした月より前の一月～二月がなぜ含まれるのか、再検討する必要がある。この他、年度別・支店別・商品別の純益金についても、明治七年度純益金しか言及されていないので、可能な範囲で明らかにし、それぞれの状況を明らかにしたい。

(八) 諸論考の関連と本稿の課題

「二」～「八」の論考に限定して、ここまでで明らかになった論考相互の関連を指摘しよう。「二」は「一」を参照した

うえで、先収会社の帳簿や書類を詳細に分析して記述を充実させたものである。

「二」から「八」は、主に「一」ないし「二」を参照し、それらを引用しながら記述している。ただし、「六」には直接の引用はない。参照していると推測されるだけである。

また「一」「二」では曖昧にしていた岡田組解散日と先収会社設立日を、後の論考が「一」「二」の中の関係するくだりを読み込んで、月あるいは日を特定している。

このように現在通説化している先収会社に関する言説の多くは、それを遡ると「一」にたどり着く。つまり言説の多くは「一」から発生しているのである。

では「二」は主にどの資料に依拠して記述されているのか。これまで誰も、「一」が依拠した資料がなにかを検討していない。本稿では、「一」のさまざまな記述がどの資料に基づいているのかを推測しながら、現在通説となっている先収会社に関する言説の真偽を明らかにしたい。

「二」が依拠した資料について、結論を先取りして指摘すると、現在、三井文庫所蔵に所蔵されている先収会社関連資料（物産二二三〽物産二二六、物産二九五、物産六一七〽物産六二〇）と益田孝「備忘録」、『世外井上公伝』第二巻が主に依拠した資料である。このほかに、現在では見ることができない重要な資料（たとえば先収会社の内部資料）が使われているわけではない。

したがって、本稿の課題は、まず、「一」の記述に着目し、この記述との関連で、その後の論考の記述、つまり現在流布している様々な言説を検討することである。第二に、その作業を通じて、これまで語られている様々な言説の多くが虚構であることを指摘し、それらの虚構がどのように作られたのかを推測することである。第三に、事実はどうか、資料に基づいてそれを明確にすることである。

(1) なお、先収会社解散日に関しては、「一」が「明治九年三月ヲ以テ閉鎖スルコトニ決議ヲ纏メ、其ノ残務整理ハ同年九月ヲ以テ終了シタ」としたのに対して、「二」はこの説を継承せず、明確に明治九年「六月十五日先収会社解散」と記述した。以後、この六月一日解散説が定説となる。六月一日解散とする根拠は、帳簿に記された先収会社の損益計算の最終日である。この説の捉え方は妥当である。

(2) 『稿本 三井物産株式会社一〇〇年史』上（一九七八年、日本経営史研究所）二六八ページ。

『世外井上公伝』（内外書籍、一九三四年）では第一巻の「世外井上公年譜」二八ページに明治六年「この冬、公、先収会社を起す」、第一巻（五三三ページ）に「六年の末には既に営業を開始」とし、明治六年の冬に、先収会社が設立されたとしている。しかし、「二」～「八」は、岡田組ではなく、先収会社が設立されたとする説を退けている。

(3) 東京の谷中墓地にある「岡田平蔵之墓」の墓石裏面に「明治七年一月十五日歿」と刻まれている。日本では、既に明治六年から太陽暦（定時法）に切り替わっている、これが正確な死亡日である。異説として一月一日死亡としたものがある。これは一日の暁に死亡したため、明治五年まで使用されていた太陽太陰暦（不定時法）で記すと一月一日死亡になるからである。

(4) 岩崎宏之「政商保護政策の成立」『三井文庫論叢』創刊号、一九六七年三月）二二九ページ。

(5) 田村貞雄「政商資本成立の一過程―先収会社をめぐる―」『史流』九、一九六八年三月）四五ページ。

(6) 日本経営史研究所編『挑戦と創造―三井物産一〇〇年のあゆみ―』（一九七六年、三井物産）三八、三六三―三六四ページ。

(7) 佐々木誠治「三井物産会社の生成事情―先収会社とのつながりを中心として―」『国民経済雑誌』一〇三一六、一九六一年六月）三九ページ。

(8) 前掲、岩崎宏之「政商保護政策の成立」二二九ページ。

(9) 前掲、日本経営史研究所編『挑戦と創造―三井物産一〇〇年のあゆみ―』三八、三六三―三六四ページ。

(10) 前掲、『稿本 三井物産株式会社一〇〇年史』上、二七ページ

- (11) 執筆担当者は、最初の名称を千秋会社、のち千歳会社、ついで先収会社と記すはずであったのを、単純に取り違えて誤記したと思われる。
- (12) 木山実「先収会社再考」（徳永光俊・本多三郎編『経済史再考』二〇〇三年、思文閣出版）二八九ページ、木山実「三井物産草創期の人員―特に先収会社からの人員に注目して―」（『経済史論叢』六四―四、二〇一三年三月）一〇六ページ、松永秀夫『益田孝 天人録』（新人物往来社、二〇〇五年）二二七ページ。
- (13) 前掲、木山実「三井物産草創期の人員―特に先収会社からの人員に注目して―」一〇五ページでは岡田平蔵と岡田平馬が八万円出資と記載。
- (14) 前掲、佐々木誠治「三井物産会社の生成事情―先収会社とのつながりを中心として―」四二ページ。
- (15) 前掲、田村貞雄「政商資本成立の一過程―先収会社をめぐる―」五四ページ。
- (16) 前掲、『稿本 三井物産株式会社一〇〇年史』上、三〇ページ。
- (17) 益田孝「備忘録」（『三井文庫論叢』三〇、一九九六年十二月）二七〇ページ。
- (18) 「吉富家所蔵本 井上伯書簡其他」二（井上馨伝記編纂資料 W―四―三八）。
- (19) 前掲、『世外井上公伝』第二巻、五二三ページ。
- (20) 前掲、『稿本 三井物産株式会社一〇〇年史』上、二五ページ。
- (21) 先収会社「LEDDGER」明治七―一〇年（三井文庫所蔵史料 物産六二〇）の「Oriental Bank Corporation Loan Account」。
- (22) 前掲、『世外井上公伝』第二巻、五二二ページ。
- (23) 「先収会社設立書並社中規則書等綴込他」（三井文庫所蔵史料 物産二一四）。
- (24) 前掲、『三井物産株式会社一〇〇年史』上、二七、三五ページ。
- (25) 前掲、佐々木誠治「三井物産会社の生成事情―先収会社とのつながりを中心として―」四三ページ。
- (26) 前掲、『三井物産株式会社一〇〇年史』上、四四ページ。

二 虚構の岡田組・先収会社断絶説

(一) 断絶説の論拠

先収会社の設立に関して、「一」「二」「物産沿革史」が依拠したと思われる資料は、現在、三井文庫に所蔵されている次の二つである。

ひとつは、「岡田組規則」と題され、岡田組の文字の横に「先収会社」と加筆された書類である。⁽¹⁾この「岡田組規則」には「会社ノ人員」として総裁・社長・頭取という役職名を規定している。明治七年一月一日設立の会社の役員は、総裁井上馨、社長岡田平蔵、頭取益田孝なので、このような構成の岡田組が設立されたと考えたようである。そのうえで岡田組の規則の一部を修正して（たとえば「社長名」という文字に線を引いて削除）、先収会社の規則としたと考えたようである。実際、岡田平蔵死亡後、先収会社に社長はおらず、いわゆる重役は総裁と頭取だけである。

いまひとつは「大阪先収社」が店内の職員に伝えた通知である。明治七年と同定できる三月二日付の通知はつぎのとおりである。⁽²⁾

東京本店、是迄、同所日本橋釘店岡田平蔵宅へ相構へ有之候処、昨日東京銀座四丁目角卜、元中邨方借受引移致候、此段御承知有之度事

三月二日 大阪先収社

詰合各中

「一」はこの資料をみて、岡田組とは別の会社を設立する動きがあり、その会社の社名が決定されたと推測して、「同年三月一日先収会社（西紀一八七四、皇紀二五三四）ト決定、東京本店ヲ銀座四丁目角ノ借家ニ移シ」たと記したと思われる。しかし、この資料には三月一日に東京本店が日本橋釘店岡田平蔵宅から銀座四丁目角に移転したと記されているだけである。この資料には三月一日に新会社の名称が先収会社と決定されたとは記されていない。このように「一」は、先収会社設立日を明記しなかったものの、三月一日に社名（先収会社）決定と記した。「二」は「一」と同じく設立日を明記しなかったものの、社名決定を三月一日ではなく、「三月に至り、先収会社と改めた」に修正した。ところが「三」佐々木論文は「二」の文意を読み込んで三月設立とし、「四」岩崎論文は「一」を読み込んで三月一日設立と解釈したのである。このように新会社の設立日については、諸論考を比較すると微妙な違いがある。しかし、いずれも岡田組と先収会社という別の組織が存在したという説（岡田組・先収会社断絶説）である。以下では、「一」から始まる岡田組・先収会社断絶説が虚構であることを、証拠を列挙して示そう。

（二）断絶説の破綻

〔証拠1〕 明治七年と同定できる二月二十八日制定（同日施行）の大阪支店の「規則」⁽³⁾（「大阪千歳社」野紙に記録）の作成者は「大阪先収社」となっている。この規則が記されている文書の表紙には「明治七年第二月 諸規則改正並諸課江布達控 大阪先収会社社長座」と記されている。したがって、先収会社は二月二十八日以前に存在している。

〔証拠2〕 つぎの資料は、⁽⁴⁾「五」田村論文が参照しているものである。この資料は、平蔵と平馬を「商会」から除名するよう求めた岡田からの願いが聞き届けられて、岡田出資の「資本金」が「商会」からすべて差し戻され、今後、岡

田は「商会」と関係がなくなつたことを確約した証書である。なお、岡田平太郎（明治三年生まれ）は平蔵の嗣子である。^⑤当時、数えで五歳のため後見人が付いている。

差入申証書之事

一、故平蔵存生中、平蔵・平馬御約束申上、当明治七年一月一日ヨリ御創立之商会江御組合申候処、此度平蔵病死仕候ニ付而者右御組合中兩人とも除名之儀相願候処、早速御聞届被下、尚御創業已来今日迄之諸計算私共一同江点検被仰付忝存候、未タ御発端已後御問合も無之故、損益共御勘定不被成候場合ニ付、従同人商会資本金之内江差入レ候金額最初凡金八万円之処、追々受戻シ差引金三万六千式百〇三円〇九錢五厘其儘御差戻シ被下、正ニ受取委細承服仕候、就而者此已後平馬・平蔵並平蔵相続人共、御組合ニ者全ク関係無之、都而已後御組合之損益等、聊も引受不仕候、依而証書差入申処、仍而如件

明治七年三月

岡田平馬^⑥

岡田平太郎^⑦

右平太郎後見

宮下新兵衛^⑧

先収会社

井上馨殿

益田孝殿

この文書には、「御創立之商会」、すなわち「御組合」が明治七年一月一日に創立されたと明記されている。宛名が「先収会社」の井上・益田であることから、明治七年一月一日創立の「商会」「御組合」が「先収会社」を指すことは

明らかである。つまり、明治七年に設立された会社は三月現在、解散されていない。したがって、明治七年一月一日に設立された会社が解散され、先収会社が新たに設立されたとする断絶説は誤りである。

〔証拠3〕 明治八年一月現在在籍の先収会社職員⁶のうち、五名の履歴をあげればつぎのとおりである。

平田喜十郎「明治七年一月岡田組御分離当会社御革創ヨリ従事」

馬越恭平「会社御創業ヨリ従事」

増田勇助「明治七年一月岡田組分離当社御創立ヨリ勤任」

笠原富吉「明治七年一月会社御創業ヨリ」

田中房吉「明治七年一月会社御創業ヨリ」

平田喜十郎らは、明治七年一月に岡田組から分離（岡田組分離）されて「当社」が創立された時点から現在（明治八年一月）まで勤務していると明記されている。明治七年一月から明治八年一月の間に雇用先の変更は記されていない。

〔証拠4〕 先収会社東京本店の帳簿四冊が三井文庫に所蔵されている（これらは複式簿記で記帳）。内訳は、「LEDGER」（総勘定元帳）二冊、このうち一冊は和文（時期は明治七年。一部明治八年、以下、A帳と呼ぶ）、一冊は最初英文、のち和文（時期は明治七―九年、以下、B帳と呼ぶ）、「CASH」一冊（現金出納帳。最初英文、のち和文。明治七―九年、以下、C帳と呼ぶ）、「JOURNAL」一冊（仕訳帳、最初英文、のち和文。明治七―九年、以下、D帳と呼ぶ）である。⁷B帳、C帳、D帳は一体のものである。四冊の帳簿は、いずれも明治七年一月一日から記帳されている。しかもA帳以外は、明治九年六月二五日まで連続して記帳されている（なお、B帳には明治一〇年一月一日の記帳を含む）。

もし、これらの帳簿が初め岡田組で使用され、ついどころかの時点（たとえば明治七年三月一日）で先収会社の帳簿

に切り替わったのであれば、岡田組解散のための操作（仕切り）が記帳されるはずである。しかし、どこにもそのような記帳はない。

A帳で見ると、明治七年二月二十八日に記帳されているのはつぎのとおりである。

「エトワルトフキッシェル商会元金勘定」の貸方「岡田平蔵社中除名ニ付錫六千四百八十六斤五分ノ為替二千四百弗ノ高ヲ改テ記載ス」二四八四円

「利息」勘定の貸方「岡田平蔵借入ノ分一万円ノ利息四一日分、同人除名ニ付差引此ニ移ス」一一二円三三〇

「銅」勘定の貸方「鉄銭前金トシテ渡セシ分、岡田平蔵除名ニ付、改メテ記載ス」一三三〇〇円

「鏝」勘定の貸方「岡田平蔵江前金トシテ渡セシ分、同人除名ニ付、記載ヲ改ム」一万円

「大阪支店」勘定の貸方「岡田平蔵社中除名ニ付、同人ヨリ入金ノ分記載ヲ改ム」六七六四円六〇〇

「横浜岡田」勘定の貸方「平蔵ヨリ戻ス」一〇〇〇円

同日、以上の六項目の合計分を清算し、「岡田平蔵」自用勘定の借方に、「社中除名ニ付、入金ノ分清算ス」二万一千七百六十九円九角と記帳した。B帳でも同様である。⁸⁾

このように社中からの岡田平蔵除名に伴い、明治七年二月二十八日に岡田平蔵との貸借関係を整理するための記帳を行っている。会社を解散するための記帳ではない。

さらに、三月五日に「岡田平蔵」自用勘定の借方に「社中除名ニ付、差引残金返ス」として三万六千二百三十九円九角を記帳し、岡田平蔵との貸借関係の清算を終えた。ただし、正式の帳簿のB帳では三月一日となっている。⁹⁾この金額は「証拠2」で掲載した「差入申証書之事」の金額と一致している。したがって、「差入申証書之事」は三月二（あるいは五）日の返金にともない作成されたものであることがわかる。

「証拠5」「LEDDGER」(B帳)の「損益勘定」借方の明治九年六月一五日に「明治七年第一月ヨリ九年六月一五日迄純益拾四万九千三百三十式円四拾八錢八厘」と記されている、会計期間が明治七年三月一日からではなく、一月から始まっている。したがっては、先収会社の設立は明治七年一月である。

以上、「証拠1」～「証拠5」によって、岡田組・先収会社断絶説は破綻しており、この説が虚構であることがわかる。「物産沿革史」以前に断絶説を唱えた論考は見当たらない。したがって断絶説は「物産沿革史」の執筆者が「創作」したものに他ならない。

(三) 設立時の社名とその変更

明治七年一月一日会社設立時の社名は岡田組なのか、その後社名が先収会社に変更されたのか、これらについて検討する。

「証拠6」 つぎの二つの資料（「証」）は、「証拠2」に掲出した資料に記されている岡田と先収会社との貸借関係の清算後、依然として貸借関係が残っていたことが判明したため、一二月五日に先収会社から岡田組に残金を返金することとで、この関係を再度清算した際に作成された書類である。⁽¹⁰⁾

証

兼而岡田組ト横浜十四番エトウルブイセル商会及先収会社との間ニ取引上計算之異同有之候処、追々精算之上、改而差引相立チ即チ三方之ニ承服シ改而別紙勘定書ニ調印セリ、然ル上ハ向後先収会社と岡田組との際計算者無之者勿論証書類も無之、為後日取換セ申証書、仍而如件

明治七年十二月

東京品川町裏河岸

十番地 岡田平馬[㊤]

同所 九番地

保証人 阿部潜（花押）

先収会社

御中

証

一金五千三百貳拾六円貳拾錢

右者十四番ト先収会社勘定差引殘金正ニ受取申候也

明治七年戌十二月五日

岡田平馬[㊤]

前者の「証」に「先収会社と岡田組との際計算」という表現がある。もし、会社設立時の名称が岡田組であったとすると、同時に二つの岡田組が存在したことになる。まったく同じ名称の組織が同時に存在したとは考えられない。したがって設立時の会社の名称は岡田組ではない。

〔証抛7〕 B帳をみると、会社の横浜支店の英文表記と岡田平蔵・平馬の横浜店の英文表記はつぎのとおりである。

会社の横浜支店勘定（一八七四年一月一四日から記入開始）は「Yokohama Branch」、岡田平蔵・平馬の横浜店勘定（一八七四年一月一日から記入開始）は「Okada Yokohama」となっている。なお、A帳では、岡田平蔵・平馬の横浜店勘定は「岡田横浜」と表記されている。

新会社の名称が岡田組とすると、これではどちらの Okada の横浜の店か区別しにくい。実際には、新会社の名称が岡田組ではないから、このような単純な表現であると思われる。

〔証拠 8〕 会社設立の際に存在した岡田組は、「故岡田平蔵 存生中岡田平馬トノ間ニ於テ其資材ト心力トヲ合一シテ組合」 った組織である。明治七年一月の平蔵死去後、四月に、岡田平太郎（平蔵の子）と岡田平馬の間で組合の財産を分割し、「故平蔵存生中平馬ト組合タル事業ヲ終了」する協定を締結した。⁽¹⁾つまり岡田組は、会社設立以前から別に存在し、明治七年四月に至って解散されたわけではない。

〔証拠 9〕 益田孝・馬越恭平・井上馨はつぎのように述べている。

大正一四年（一九二五）に三井文庫の岡百世・柴謙太郎が益田孝から聞き取りをおこなっている⁽²⁾。その時に岡は表紙に「千秋社規則⁽³⁾」と記された書類（写真）を持参した。益田孝はこの書類を見て「こゝに千秋社といふ語があるが、之は間違いである、始めから先収会社である」と述べている。

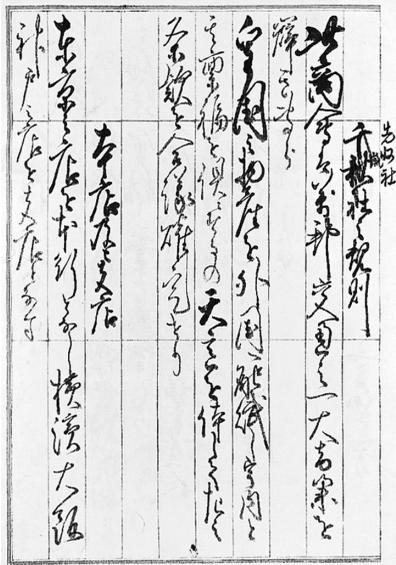
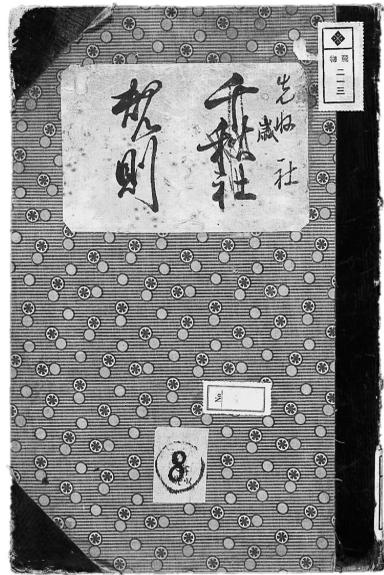


写真 千秋社規則

馬越恭平に対しては、昭和三年（一九二八）に井上馨伝記編纂会が聞き取りをおこなっている。馬越は、「会社が明治六年の冬から話が始まって、其時には千秋会社と云ふ会社が初めて出来ました。後に先修に変わったのです。政府へ届けをするのは千秋にした。後に先修に変わったのです。それで愈々、明治七年の一月から会社を開始すると云ふことになった」と述べている。この聞き取り記録は、速記録であるため、「先収」とすべきところを「先修」としている。おそらく馬越から速記者が「しゅう」は「おさめる」という字であると聞いて誤認したためであろう。また、馬越は「千秋の時の仕組は岡田平蔵が社長です」とも述べている。⁽¹⁴⁾ なお、馬越は、益田とともに、会社設立前年の明治六年八月九日、井上馨の東北鉱山視察に会計担当として随行している。

井上馨に関しては、明治四二年（一九〇九）に井上が語った次の談話が残っている。「政府を退いてから、渋沢が言ふ通り、渋沢もいろいろの実業に従事する、私も掛るからと云ふので、先収会社といふ者を起した」⁽¹⁵⁾。

このように会社設立時から会社に参加した三人の談話を見ると、三人の記憶は異なるものの、三人とも、設立時の名前を「岡田組」とはっていない。また、「二」「物産沿革史」以前に、設立時の名称を「岡田組」とした文献はみあたらない。

以上、掲出した「証拠6」～「証拠9」と、「証拠3」（平田喜十郎、増田勇助について明治七年一月に岡田組から分離して「当会社」あるいは「当社」設立と表現）から明らかのように、最初の名称を岡田組とするのは誤りである。明治七年一月一日に設立された会社の名称が岡田組であるという説は、「物産沿革史」が「創作」したものである。では、最初の名称はなにか。

益田孝は、表紙に「千秋社規則」と記された書類を見て「これは吉富の字である」と語っている。⁽¹⁶⁾ 吉富簡一は、会社設立日（一月一日）時点では在籍していない。吉富の入社は一月一五日の岡田平蔵死亡後である。『世外井上公伝』に

よると、新会社への吉富入社の経緯はつぎのとおりである。⁽¹⁷⁾

公は二十一日（明治七年一月）引用者）の便船で岡田の息平馬を同伴して急遽下阪の途に就き、船中書を認めて山口の吉富に送り、彼の上阪を促し、善後策を講ずることになった。公の督促によって吉富は二月八日に山口から大阪に来た。公は岡田の代りに吉富を以て大阪の事務を担任せしめ、社号・社則その他を改正し、陣容を一新して愈々邁進することに決意した。

この記述のもとになっていると思われる木戸孝允宛吉富書簡の内容はつぎのとおりである。⁽¹⁸⁾

閣下益御清適可被為在奉賀候、〔中略…引用者〕一月十四日岡田平蔵病死、依而同廿二日ヨリ井君下阪相成、蒸気船中尚於神戸ニ御認之書帖共ニ如飛到着、山口県着手之事務ハ跡へ申残シ浪華へ罷登候様ニト懇々之御入割、〔中略…引用者〕二月八日上坂仕候処浪華之会社受持可申、猶会主改而取極、社号等相改可申聞、是非私ニ会主へ相加り候様ト其懇情無限候得共、〔中略…引用者〕指揮決テ一人ニテ難相整ト入々内願仕候得共、井兄無聞入強而申込候得ハ交際上之薄情ニモ相係、不得止滞在、井兄ハ二月廿日御帰東ニ相成一人ニテ無イ知恵ヲ振、〔中略…引用者〕社内之課目其外悉皆規則立替、〔以下、省略…引用者〕

山口にいた吉富は、井上からの書簡（明治七年一月二日付）⁽¹⁹⁾による求めに応じて二月八日に大阪に到着し、井上に頼まれて社中に加えし、大阪支店を担当することになった。

先収会社大阪支店が日々の重要な出来事を記録した「備忘日記」⁽²⁰⁾（「大阪先収社主簿」と表紙に添え書き）など大阪支店で作成された文書のなかに「千秋社規則」と同じ筆跡がある。これらが吉富の筆跡とすると、吉富は大阪に到着した二月八日以降に、掲載した写真（「千秋社規則」）の冊子を筆記したことになる。筆記された文章は、「千秋社之規則」

(明治七年一月付)、「委員約定案」(明治七年一月一日付)、「誓書案」(日付なし)である。ということは、吉富が筆記した時点では千秋社(千秋会社)だったことになる。馬越の証言「千秋会社」とも一致する。

冊子「千秋社規則」をみると、その後、表紙では、「千秋社規則」の「秋」を消して、横に「歳」を加筆し、さらに「千歳社」を消し、横に「先収社」と加筆している。冊子の本文の「千秋社之規則」でも同様の修正が行われている。

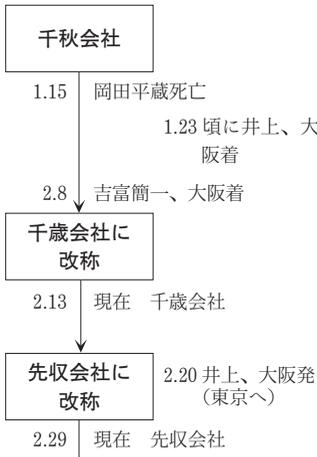
また、大阪先収会社社長座の作成した前掲「諸規則改正並諸課江布達控」のなかには「大坂千歳社」罫紙に記録された文書が残っている。また、山口県権令の中野悟一に宛てた井上馨書簡(明治七年二月一三日付)⁽²¹⁾では、つぎに掲出するように社名を「千歳会社」と記している。したがって、ほんの一時期、社名を「千歳会社」(「千歳社」と称していた)のである。

当地(大阪：引用者)へ輸送ノ便地へ不残引纏被成候テ当千歳会社御贈り付被成候得者凡テ御引受申上度候、左候得共輸出スル品物内地へ向品共ニ只ニ部半ノコミツシヨシテ売却御相談仕度

一方、井上は一月二三日頃に大阪支店に到着し、大阪で善後策を講じ、翌二月二〇日に大阪を発して、東京に向かっている。⁽²²⁾したがって社名を千秋会社から千歳会社へ変更したのは井上の在阪中である。二月二八日時点では、すでに先収会社になっているものの、千歳会社から先収会社への変更が井上在阪中かは特定できない。いずれにせよ、短時日のうちに千歳会社から千歳会社へ、さらに先収会社へと社名変更⁽²³⁾されることになる契機は、会社設立直後の岡田平蔵の死である。

社名の変遷を図示すると第1図のとおりである。

明治7年(1874)1月1日



第1図 社名の変遷

「一」の記述のうちサアの名の表記は、ポルトガル人なので Luis が正しいと思われる (Louis は英語表記)。i にアクセント記号、Sa の a にもアクセント記号が付く。

先収会社益田孝とサアとの雇用契約書の訳文には、「ルイスサア」と記されている⁽²⁴⁾。しかし、添付されている英文の雇用契約書の表記は、「Lino J. Sa」と読める。先収会社の「LEDDGER」(B帳)に設定されている勘定科目も「Lino J. Sa」と読める。のちの一八七九年の英文住所録でも、上海のジャーディン・マゼソン商会に「Lino J. Sa」、一八八九年の英文住所録でも同商会に「Lino J. Sa」とある⁽²⁵⁾。ポルトガル人の場合には、正式の姓名は非常に長く(構成する数が多く)、男性の場合、Luis など一〇個ほどの名のどれかが、他人と共通することがしばしばという。先収会社に雇われたサアの場合も、姓名の一部に Luis があり、自分が名前を記すときは他人との区別がはっきりするよう、複数の名のうちの Lino を表記したと思われる。

(四) 創立事務所の「創作」と外国人職員

通説では、「岡田組」解散、新会社設立と捉えたために、新会社の創立事務所を構えたということになっている。

「一」「物産沿革史」では、新会社設立のために、「創立事務所トシテ東京築地一丁目ルイ・ゼー・サア (Louis J. Sa) 所有ノ洋館ヲ借入レタ」として、「創立事務所」を「創作」した。このようなもとももらしい話を「二」「益田伝」などが繰り返し記述しており、「八」「事業史」でも同様である。

「一」の記述のうちサアの名の表記は、ポルトガル人なので Luis が正しいと思われる (Louis は英語表記)。i にアクセント記号、Sa の a にもアクセント記号が付く。

ところで、「二」では洋館の貸し手としてのみサアの名前が登場する。しかし、上述のようにサアは先収会社に雇われ、重要な役割を果たすので、以下ではサアに焦点を当てて、従来の論考の誤りを訂正するとともに、サアと先収会社との関係を明らかにしよう。

「一」が参照したと思われる「LEDDGER」(B帳)の「Lino J. Sá」勘定の最初の記事は、借方一八七四年一月二二日の「To Cash of Fixings in House at Skidji taken over」一〇〇円である。この部分はA帳の「サア」勘定では、「家作雑作代正金渡、但馬越へ托ス」と記されている。一月一五日岡田平蔵死亡なので、「二」のように、一月二二日時点で新会社創立がすでに構想され、建物の「雑作代」が支払われたとするのには無理がある。にもかかわらず、「二」はサアの建物を借りて創立事務所にしたという話を「創作」している。

「一」は、先収会社がサア所有の建物を借り、この家賃などが「Lino J. Sá」勘定(「サア」勘定)に記録されていると考えたようである。しかしこの勘定は、「LEDDGER」(総勘定元帳)に設定されているので、サアへの支払ではなく、サアとの貸借関係を記したものである。したがって家作雑作代や家賃をサアへ支払ったのではなく、サアの代わりに先収会社が誰かに支払ったのであり、それらの金はサアへ貸している状態にあると読まなければならない。このように、事実上、誰かの建物を先収会社ではなくサアが借りて使い、その家賃などを先収会社が立て替えたのである。先収会社が家賃を立て替えた理由は、サアのために、先収会社が建物の所有者と賃貸契約を結んだためと思われる。

「Lino J. Sá」勘定には、一月から翌年(一八七五)二月まで、家賃(月九円)一四か月分と地代(月二円二六三)を先収会社が支払ったことが記録されている。このうち、一八七四年二月までに支払った雑作代や家賃・地代の合計二三五円一三九を、二月三二日に「Edward Fischer & Co. New General a/c」へ付け替え、一八七五年の二月までに支払った二二四五二六を四月三〇日に「家賃及ビ地代トシテ立替シ分十四番エ入帳ス」として同じ勘定に付け替え

ている。家賃・地代をEFCが負担することになったか、あるいはEFCとサアとの貸借に振り替えられたかのどちらかである。いずれにせよ、サアが明治七年一月から築地の建物を事実上借りていたのである。

「一」ではこの建物の所在地を築地一丁目としている。もうひとつの可能性として、築地居留地が考えられる。どの場所かを特定するため、「十四番諸般勘定」(これ以前に「Edward Fischer & Co. New General a/c」と表記されていたもの)をみると、「Lino J. S&」勘定(一八七五年二月まで家賃など支払)での家賃支払より後の月の支払が記録されている。借方の四月七日に「サア氏二月分地代、三月分家賃払」(二月分地代)は三月分地代の誤記と推定)一一円二六三、四月一八日に「サア氏引越ニ付荷物運送賃」一円二〇〇、四月三〇日に「サア家勘定残金はエ持参ス、但シ一月二月分ノ家賃及ビ地代」二二円五二六(前述の付け替えに対応)、七月八日に「築地サア氏家賃四月半ヶ月分四円五拾銭、同地代半ヶ月分五円拾七銭、武田喜三郎江払、但シ四月上旬家地共返却之事」五円六七〇、「同上同代人代三月分田所長策江払、外ニ八錢三厘同人同所引払ノ節、家具取纏ニ付繩筵等ノ代」二円三四六などである。これらの記載から、サアが借りていた建物の所有者は武田喜三郎、土地の所有者は田所長策であり、サアは明治七年一月から借りていた建物・土地を明治八年四月上旬に返して、その家具を他所へ移したことがわかる。

さらにB帳の「Real Estate Account 不動産勘定」をみると、借方の明治八年八月一九日に「築地壱丁目三番地西洋造り建家宅棟間口三間半奥行五間合シテ十七坪半武田喜三郎ヨリ買取ニ付代金払」二〇〇円とある。その後、一八七六年に三井物産は先収会社から「築地壱丁目三番地西洋造住居宅棟」を四〇〇円で購入した。⁽²⁷⁾

したがってサアが借りた築地の建物は、築地居留地所在のものではなく、居留地外の築地一丁目三番地の「西洋造住居」(建坪一七坪半)であり、のちに先収会社が購入したものである。さらに先収会社から三井物産が購入している。

つぎに先収会社におけるサアの職についてみよう。

「一一」『天人録』は、B帳の一八七四年一月―二月頃まで英文で記帳した人物について、「東京・築地二丁目三番地（現・中央区築地七丁目一番）のルイス・J・デ・サー Louis J. de Sa 所有の洋館を創立事務所借りた」、「東京都編『築地居留地』によると、明治七年六月から『銀座四ノ一六 益田孝』を雇主としてサアを雇用している。国名は葡（注・ポルトガル）、職業は勘定方、居住地は小梅村一一五番地（現・墨田区業平橋二丁目・小梅一丁目付近）田中直方とある。雇用時期から見ると、同年一月の岡田組発足時からの帳簿記帳は、このサアが受け負っていたのではないか⁽²⁸⁾と推定している。

「一一」が指摘したこの人物は、*The China Directory*, 1874⁽²⁹⁾で横浜ウォルシュ・ホール商会の事務員の位置に掲載されている「Sa, L. J. de」と思われる。この資料は、一年前の一八七三年頃の状況を示していると推測される。この資料にはアルウィン (R. W. Irwin) がウォルシュ・ホール商会のパートナーの位置に掲載されており、アルウィンとともにサアも同商会に勤務していたことがわかる。

先収会社益田孝とルイス・サアとの雇用契約書の筆跡は、先収会社の「LEDGER」(B帳)の筆跡と一致する。したがって、「LEDGER」(B帳)の一八七四年分のほとんどはサアが記帳したものであり、「一一」の推定は当たっている。

サア雇用の経緯と雇用条件はつぎのとおりである。先収会社益田孝は「横浜十四番在留」のサアを「勘定方」として雇用することについて、東京府知事大久保一翁宛に書類（「以書付奉願候」明治七年六月五日）を提出し、許可を申請した。その際に添付された契約書の訳文には、職は「先収会社之勘定方」、雇用期間は明治七年六月一日から八年六月一日までの一か年、月給は二五〇円、居住地は東京と記されている。

B帳には、EFCがサアへ立て替え払いした金額、すなわち旅費及び一年間の給料（「salary for one year」）の合計三七〇九円〇三銭が、一八七五年一月三十一日に先収会社の費用として「Profit and Loss 損益勘定」に記帳やれている。一二か月分の給料は三〇〇〇円である。先述のようにサアは明治七年一月から築地の建物・土地を借り、その代金を先収会社が立て替え払っていることから、サアは実際には明治七年一月から雇用されていたと思われる。一八七五年の井上馨の定額金（月額）が三〇〇〇円、益田孝や木村正幹が一五〇円なので、サアの月給が非常に高額であることがわかる。

また、大阪先収社「備忘日記」明治八―九年の明治八年七月一〇日条に「岡田レバ勘定之儀ニ付サア江送書置候処、本日来ル、委細頼談承知之上、帰神之事」、七月一七日条に「本日出納ハ只森氏之弗箱³⁵、サア江渡シ方面已、サア氏来ル」とある。しかも東京都公文書館所蔵の文書によると、外務省から先収会社へ明治七年六月に交付された雇用免状を、満期解約ののち明治八年二月一四日に外務省へ返納しており、「拾四番諸般勘定」借方の二月八日に「サア―氏家具横浜江送ルニ付取調人足賃老円三十八銭、同断倉庫より川岸迄運賃宮吉江払」二円〇九五、「サア―氏家具並象皮横浜迄船賃払」五円とあるので、明治八年一月頃までサアは先収会社に雇用され、簿記方法の指導や会計の処理などをこなったようである。

このようにサアは、先収会社で複式簿記が採用され、複式簿記を日本人職員だけでおこなえるようになるうえで指導的な役割を担ったと思われる。そして、サアの指導により日本人職員に蓄積された複式簿記の技能が三井物産に引き継がれたと考えられる。両社に共通する簿記関係の日本人職員の一人が伊東彦七である。また、先収会社大阪支店での簿記関係の職員は、吉益尚房・加藤祐一らである。³⁴

明治一三年（一八八〇）頃に三井物産本店の「勘定方支配人」である伊東彦七（慶応義塾出身）は、明治七年に先収

会社に入社して同社解散まで勤務し、明治九年七月の三井物産設立にともない三井物産に入社している⁽³⁵⁾。伊東は、先収会社において、明治八―九年度純益金分配の際に「慰労金」支給者として記録されているので、明治八年から本店勘定課の課長の職にあったものと思われる。

大阪支店の加藤祐一は、かつて加藤啓之進⁽³⁷⁾といい、江戸に住む幕臣（先手組同心）であった。その後、安政元年（一八五四）に下田奉行所勤務となり、ロシアのプチャーチンらとの交渉に同席している。ついで神奈川奉行勤務となり、支配調役並にまで昇進している。このような経歴をもつことから、外国の事情をよく知るようになったと思われる。外国の事情に明るかったため、維新後は、『交易心得草』前編（一八六八年）、同後編（一八七〇年）、『商社往来』（一八七三年）などを執筆し、『会社弁講釈』（一八七二年）を口述している。また大阪通商司の通商大佑、兵庫県少参事、外務省一二等出仕などを歴任したのち、明治七年に先収会社に入社した⁽³⁸⁾。

先収会社はサアの他に、もう一人外国人を雇用している。三井物産が取引を拡大する際にも登場するので、この人物についてもふれておく。かつて益田孝がウォルシュ・ホール商会に勤務していた時⁽³⁹⁾、「テーブルを並べて一緒に仕事をしていた居ったブリネと云ふ瑞西人があつた⁽⁴⁰⁾」。先収会社益田孝はこのスイス人「ジュリ、ブリネ」(Julius Bryner)と明治七年一月三日から明治八年一月二十九日まで雇用契約を結んだ。月給は、サアと同じ二五〇円、職は「日本物産検査方」である。ブリネの住所は、長崎県居留地大浦一番地となっている⁽⁴¹⁾。

これ以前のブリネの勤務先をみると、*The China Directory*, 1874に横浜ウォルシュ・ホール商会の事務員（勤務地は長崎）の位置に掲載されている。The Japan Gazette Hong List and Directory, 1875には長崎の Fischer & Co. のパートナーの位置にブリネの名前がある⁽⁴²⁾。長崎勤務の以前は、明治七年三月一七日付の五代友厚宛井上馨書簡に、インドへ銅を輸出したときには「神戸ブリナへ御相談被下候は、御周旋可申上候⁽⁴³⁾」とあるので、明治七年三月頃、ブリ

ネはEFCの神戸支店に勤務していたと思われる。

後述のように先収会社は長崎支店で官営高島炭を取り扱うので、その検査のためにブリネが雇用されたようである。しかし、官営高島炭の委託販売契約が明治七年二月までで打ち切られるので、実際には契約期間どおりに勤務していないのかもしれない。いずれにせよ、ブリネには石炭取引の経験が蓄積されたはずである。

のちに三井物産が設立され、明治一〇年（一八七七）一月―二月に益田孝が中国政府との借款交渉で上海に滞在していたとき、上海でこのブリネに面会し、「石炭を売らうと思ふが、代理店を引受けて呉れまいか、長くは頼まぬ、其内に私の方から人をよこすから、其の時には君の一室を貸して貰ひたいと云ふと、ブリネはよろしいと云ふて、早速承諾して呉れた⁽⁴⁴⁾」という。当時、ブリネは、ベイヒュスと共同で上海において Bryner & Beyfuss⁽⁴⁵⁾（ブリナー アンド ベイヒュス。中国名は天成）という商店を経営していた。なお、「一」「二」「七」は、社名をブリネ・ベイヒュラス・カンパニーとしている。しかし、この表記は誤りである⁽⁴⁶⁾。

このようにブリネは、官営三池炭の委託販売を三井物産が引き受け、中国市場で三池炭の地位を確立するうえで、その足がかりとなった人物である。ブリネはその後、ロシアのウラジオストックに渡り、単独で貿易業や船会社の代理店などを経営⁽⁴⁷⁾したのち、クズネットォーフと共同で Bryner, Kousnetzoff & Co.⁽⁴⁸⁾ を設立し、貿易業や荷役・運輸代理店、船舶代理店を経営している。三井物産が、第一次大戦の初期にロシア政府（陸軍など）と大規模な契約を締結できたのはこの会社と提携したことによる⁽⁴⁹⁾。ブリネ家について、在ウラジオストック総領事の山口為太郎は、「極東地方開発当初当地ニ移住シ、革命直前迄ハ『ヤンコフスキー』家ト併称セラレタル大富豪ニシテ、鉦山、運輸等ノ事業ヲ経営シ⁽⁵⁰⁾」ていたと記している。なお、かつて先収会社に勤務していたジュリ・ブリネ（一八四九―一九二〇）は俳優ユル・ブリナー（Yul Brynner）の祖父である⁽⁵¹⁾。

- (1) 前掲、「先収会社設立書並社中規則書等綴込他」。
- (2) 「諸規則改正並諸課江布達控」(三井文庫所蔵史料 物産二二四―三)。通知は「大阪千歳社」野紙に記載されている。
- (3) 前掲、「諸規則改正並諸課江布達控」。
- (4) 「岡田氏ニ関スル書類」(三井文庫所蔵史料 物産二九五)。
- (5) 三田商業研究会編『慶應義塾出身名流列伝』(実業之世界社、一九〇九年)二〇一―二〇二ページ。
- (6) 先収会社「会社委員随從誓詞受状其外共」明治八年一月改(神奈川県立歴史博物館所蔵) 所収の「東京先収会社委員履歴並籍記」。
- (7) 「CASH」明治七―九年(三井文庫所蔵史料 物産六一七)、「JOURNAL」明治七―九年(三井文庫所蔵史料 物産六一八)、「LEDGER」明治七年(三井文庫所蔵史料 物産六一九)、「LEDGER」明治七―一〇年(三井文庫所蔵史料 物産六一〇)。
- (8) B帳の記載は「おのゝおりぢあゑ。1874. 2. 28「Sundry Transferred & Reverse entries J9 21,760.939」(後掲の第3表)。
- (9) B帳の記載は「おのゝおりぢあゑ。1874. 3. 2「Cheque on Edward Fischer & Co. handed Hema for Bal^{ce}. J10 36,203.095」(後掲の第3表)。
- (10) 前掲、「岡田氏ニ関スル書類」。
- (11) 岡田平馬・岡田平太郎等「議定書」明治七年四月(『三菱社誌』第一九卷、東京大学出版会、一九八〇年)一七八―一八三ページ。
- (12) 「益田男爵懐旧談筆録」(一)一九二五年一〇月二五日聞き取り(三井文庫所蔵史料 特八四七)。
- (13) 「千秋社規則」明治七年(三井文庫所蔵史料 物産二二三)。
- (14) 「馬越恭平氏談話速記録」一九二八年七月二三日聞き取り(井上馨伝記編纂資料 W―四一七三五)。
- (15) 沢田章編『世外侯事歴維新財政談』下(一九二二年)四二九ページ。一九〇九年二月四日の井上馨談話。

- (16) 前掲、「益田男爵懐旧談筆録」(一)一九二五年一〇月二五日聞き取り。
- (17) 前掲、『世外井上公伝』第二巻、五二六―五二七ページ。
- (18) 木戸孝允宛吉富簡一書簡(一八七四年三月二六日付)〔木戸公宛諸士尺牘謄本〕四、W―四一三九〇〕。
- (19) 吉富簡一宛井上馨書簡(一八七四年一月二日付)〔吉富家所蔵本 井上伯書簡其他〕一、井上馨伝記編纂資料 W―四一三八一〕。これは船中において認め、児玉愛次郎に託して吉富へ送った書状である。
- (20) 大阪先収社「備忘日記」明治八十九年(三井文庫所蔵史料 物産二一六)。
- (21) 「藤田組事件参考史料」(井上馨伝記編纂資料 W―四一五三四)。この中野宛書簡は井上が大阪滞在中に認めたものである。『中野悟一日記』(マツノ書店、一九九五年)の一八七四年二月一六日条に「印藤浪花ヨリ、井上並吉富等ノ書翰を携来り売払米云々ヲ談ス」(三三二ページ)とある。
- (22) 前掲、木戸孝允宛吉富簡一書簡(一八七四年三月二六日付)に「井兄ハ二月廿日御帰東ニ相成」とあり、二月二〇日付の渋沢栄一宛益田孝書簡(一八七四年二月二〇日付)〔『渋沢栄一伝記資料』第一四巻、四六五―四六六ページ〕には「いづれ井上出京も致候ハ、」と記されている。
- (23) 千秋と同じ千年という意味の千歳という字を社名に用いた後に、千秋と同じ音の「先収」という字を社名に用いるよう変更している。
- (24) 「先収会社益田孝トルイスサアト之約定」一八七四年六月一日(公開件名「外務省へ先収会社よりポルトガル人一名備入度旨出願」一八七四年(東京都公文書館所蔵史料 請求番号六〇六一B四一〇二))。
- なお、本稿では外国人の表記のほとんどを、同時代の資料中の表記と同じものにしていく。もし、それらを現代的な表記にすると、「サア」はサー、「アルウィン」はアーウィン、「ブリネ」はブリナーなどとなる。ただし、人名の含まれる会社名については現代的な表記とした(たとえばウォルシュ・ホール商会、ブリナー アンド ベイヒュス)。
- (25) *The Chronicle & Directory for China, Japan, & the Philippines, 1879, p. 324, The Chronicle & Directory for China, Corea, Japan, the Philippines, Cochin-China, Annam, Tonquin, Siam, Borneo, Straits Settlements, Malay*

- (26) 東京都公文書館編『築地居留地』(一九五七年)三七六ページにはサアの居住地が「小梅村一五番地田中直方」と記録されている。ここへ家具を移したのかも知れない。さらに、B帳の明治八年二月八日借方にはサアの家具を横浜へ送るための船賃などが記載されている。
- (27) 前掲、三井文庫編『三井事業史』本篇第二巻、二五一ページ。
- (28) 松永秀夫『益田孝 天人録』(新人物往来社、二〇〇五年)二二六―二二七ページ。
- (29) 『ジャパン・ディレクトリー 幕末明治在日外国人・機関名鑑』(ゆまに書房、一九九六年)第一巻。
- (30) 前掲、公開件名「外務省へ先収会社よりポルトガル人一名備入度旨出願」一八七四年。
- (31) 前掲、益田孝「備忘録」二二八ページの「一八七五年八月九日条。定額金の意味については後述する。
- (32) 三井文庫所蔵史料 物産二二六。
- (33) 公開件名「明治七年六月一日より明治八年六月一日まで(満期解約一二月一四日免状返納)ポルトガル ルイス、サア 第一大区八小区銀座四丁目二六番地先収会社益田孝」(東京都公文書館所蔵資料 請求番号六〇四―D三一―〇―〇四)。
- (34) 明治七年三月二六日現在、吉益は出納課勤務、加藤は勘定課勤務である。「出納課兼西洋帳合取扱方」の吉益の職務は「西洋帳合一切之取扱」など、勘定課の加藤の職務は「売買ニ付、差引帳明細ニ記録ス」、「会計之計算月表年表を造り本社へ送ル」などである。同年四月一日現在では、吉益が勘定方、加藤が「出納兼書記」に変わっている。前掲、「先収会社設立書並社中規則書等綴込他」。
- (35) 横浜綿冊編『東京商人録』(大日本商人録社、一八八〇年)一一ページ、前掲、木山実「三井物産草創期の人員―特に先収会社からの人員に注目して―」一一九、一二三―一二四ページ。
- (36) 前掲、「LEDDGER」明治七―一〇年の「社員預り金」勘定。
- (37) 「一」、「二」は、「啓之助」と誤記している。
- (38) 内田四方蔵他編『開港への幕臣旅中日記―加藤祐一筆「旅中日記」―「挿画熱海日記」―』(一九九六年)二〇二―二二七

- ページ、「神奈川奉行支配調役並加藤啓之進押込日数取縮め之可否伺覚」（内閣文庫所蔵資料、請求番号 多〇三二七〇六）、公開件名「触下兵庫県少参事加藤祐一兵庫県へ罷越留守中に着き触下町田三四郎代印仕度段宇賀相 士族触頭太田彦十郎 明治四年一月二〇日」（東京都公文書館所蔵資料 請求番号六〇五―C二二〇七）、公開件名「外務省十二等出仕申付 加藤佑一 明治五年五月二五日」（東京都公文書館所蔵資料 請求番号六〇五―D二二〇二）、菅野和太郎『続大阪経済史 研究』（甲文堂書店、一九三五年）一九六―一九七ページ。
- (39) 益田孝は明治二年初め頃から約一年間という約束でウォルシュ・ホール商會に勤務した（鈴木邦夫編『鈍翁益田孝年表』五島美術館編『益田鈍翁の美の世界 鈍翁の眼』五島美術館、一九九八年、一六五―一六六ページ）。
- (40) 長井実編『自叙益田孝翁伝』（一九三九年）一九七ページ。
- (41) 公開件名「明治七年一〇月三〇日より明治八年一〇月二九日まで（満期解約免状返納）スイス シュリ、ブリネ 第一大区八小区銀座四丁目一六番地先収会社益田孝」（東京都公文書館所蔵資料 請求番号六〇四―D三二一〇四）、公開件名「自費傭 第一大区八小区銀座四丁目一六番地先収会社益田孝傭 スイス人ジュリ、ブリネ」（東京都公文書館所蔵資料 請求番号六〇四―D三二〇九）。
- (42) 前掲、『ジャパン・ディレクトリ 幕末明治在日外国人・機関名鑑』第一巻。
- (43) 五代竜作編『五代友厚伝』（一九三四年）三〇二―三〇三ページ。
- (44) 前掲、長井実編『自叙益田孝翁伝』一九七ページ。
- (45) *The Chronicle & Directory for China, Japan, & the Philippines, 1879*, p. 317.
- (46) 三井物産「日誌」（第二号）の明治一〇年五月九日条に「上海フリ子バイヒュラスコンヘニ」という記載がある（『三井文庫論叢』第四二号、二〇〇八年、二〇六―二〇七ページ）。おそらく「一」が「物産沿革史」が、この記載を見てブリネ・ベイヒュラス・カンパニーと記したため、表記が誤ったまま、その後の論考で踏襲されている。しかし、社名には、第一に、英文表記の場合、カンパニーは付いていない。第二に、Beyfuss の中にラに相当する音が含まれていない。
- (47) *The Chronicle & Directory for China, Corea, Japan, the Philippines, Cochin-China, Annam, Tonquin, Siam,*

Borneo, Straits Settlements, Malay States, & c., 1889, p. 503. ウラジオストックの部分に「Bryner, J., merchant, landing and shipping agent and timber depôt」がある。

- (48) *The Chronicle & Directory for China, Japan, Corea, Indo-China, Straits Settlements, Malay States, Siam, Netherlands India, Borneo, the Philippines, & c., 1910, p. 571.*

なお、Rock Bryner, *Empire and Odyssey: The Bryners in Far East Russia and Beyond*, Hanover: Steerforth Press, 2006, p. 22 では一八八〇年(明治一三)にこの商會が成立されたとしている。しかし、この商會が設立されたのはもっと後である。一八八〇年は、プリネがウラジオストックに渡航して事業を始めた年ではないかと思われる。

- (49) バールイシェフ、エドワルド「第一次大戦期における日露軍事協力の背景―三井物産の対露貿易戦略―」(『北東アジア研究』二二、二〇一一年三月)二三―四一ページ。

- (50) 「蘇連邦ノ個人企業圧迫問題雜件」(アジア歴史資料センター B02032160000) の外務大臣幣原喜重郎宛在浦潮斯徳総領事山口為太郎書簡(昭和六年六月八日付)。

- (51) Rock Bryner, *op. cit.*, p. 1. なお、ユル・プリンナーは自分の名字を表記するときにロを重ねるように変更した。

三 先収会社(千秋会社、千歳会社)の資本金

先収会社(千秋会社、千歳会社)は、会社の規則で資本金の額を定めていない(なお、以下では千秋会社・千歳会社を含めて「先収会社」と表記)。ところが、通説では、「岡田組」の資本金は一五万円、うち岡田八万円、井上三万円、EFC四万円とされている。この数字を「二」「益田伝」は明治七年一月五日現在と明記している。

先述のように吉富簡一宛井上馨書簡(明治七年一月一日付)に記されている一五万円は実際に集まった金ではなく、

一月一日時点での井上の予想額である。しかも一五万円をバンクに入金すると予定としているだけで、これを資本金と記しているわけでもない。にもかかわらず、「一」「物産沿革史」は資本金を一五万円と断定したのである。では、「一」は内訳をどのように断定したのであるか。それを推測しよう。

まず、岡田出資の八万円は二章の（二）の「証拠②」で掲出した資料に記されている、岡田平蔵から商会資本金のうちへ最初に差し入れた金額およそ八万円が根拠と思われる。原文は「凡金八万円」（およそ八万円）である。ところが「一」はきっかり出資額八万円としたようである。

それはさておき、はたして資料中の「資本金」という言葉は、返済義務のない（返済しなくてもよい）本来の資本金の意味で使われているのであろうか。あるいは、岡田が会社の運営のために供給した資金の意味で使われているのだろうか。

つぎに、井上馨が出資したという三万円についてみよう。この数字は、後述するように益田孝からの聞き取りで語られている三万円と思われる。また、EFCが出資したとされている四万円は、一五万円から岡田出資八万円と井上馨出資三万円を引いて算出された数値と思われる。

以下では、「証拠②」の「資本金」はどのような意味か、および内訳と総額が正しいかどうかを明らかにするため、まず「LEDDGER」の「Capital Account」（資本金勘定）を検討し、ついで自用勘定を検討する。その際、主にB帳を分析する。

B帳は先収会社の正式の総勘定元帳である。それに対してA帳は、日本人が複式簿記の習熟のために記帳したものとされる。

1874					
February	28	By	Advance on Tin sent to Kobe	\$2,400.00	J9 2,484.000
"	"	"	Advance on sundries returned	12,200.00	J11 12,627.000
August	31	"	Advance on Copper from Gilman & Co. returned		J51 6,727.500
"	"	"	Bal ^{ce} transfered to debit of No. 2 a/c of this date		" 88,209.800

Yen 110,048.300

Int: Interest, Bal^{ce}: Balance.
 CASH の 3 ページを表わしている。

(1) 資本金勘定での資本金額

B 帳には三つの「Capital Account」(資本金勘定)が設定されている。「Okada Hezo Capital a/c」(岡田平蔵資本金勘定)と「Kawi Enouye Capital a/c」(井上馨資本金勘定)には全く記事がなく、空白のままである。「Edward Fisher & Co. Capital Account」(Fischer とすべきところを誤記)には記事がある(第1表)。しかし、貸方には一八七四年(明治七)一月中の記載がない。つまり、一月中に E F C から先収会社の資本金勘定へ入金はない。逆に、E F C 資本金勘定からは一月中に合計一〇万九千九百三十五〇〇もの資金が E F C へ供給されている。つまり先収会社は E F C へ出資する位置にあった。

このように先収会社の一八七四年一月中の資本金はゼロである。岡田平蔵、井上馨、E F C の各「Capital Account」が設定されていることから、資本金勘定への入金を予定していたと思われる。しかし、一月中にどこからも Capital (資本金)として資金を受け入れていない。その後も会社解散まで資本金はゼロ、すなわち無資本である。

つぎに A 帳をみよう。A 帳でも「岡田平蔵元金勘定」、「井上馨元金勘定」、「エドワルトフキッシュル商会元金勘定」という三つの資本金勘定(「元金」勘定)が設定されている。ただし、「井上馨元金」勘定には

第1表 B帳のEFC資本金勘定

(単位：円)

「Edward Fisher & Co. Capital Account」						Dr.
1874						
January	1	To	Cash paid them by Okada	J3	30,000.000	
"	14	"	do: do:	C3	20,000.000	
"	14	"	do: do: Gilman & Co. advance on sundries	J3	15,111.000	
"	10	"	do: " Kawl Enouye	J5	30,000.000	
"	"	"	do: " Hema	"	95.000	
"	"	"	Cash from HK Bank agst our money sent to Awamori	J6	8,000.000	
"	14	"	Advance recd. by them from Gilman & Co. agst Copper to HKong	J11	6,727.500	
March	31	"	Int: From HK Bank on Money Deposited in 1873	J12	114.800	
					Yen	110,048.300

出所) 先収会社「LEDGER」明治7-10年(三井文庫所蔵史料 物産620)。

- 注) 1. agst: against, recd.: received, Hkong: Hong Kong, HK Bank: Hong Kong Shanghai Bank,
2. J3のように表記されているものはJOURNALの3ページ、C3のように表記されているのは

記事がまったく記載されていない。

A帳の「岡田平蔵元金勘定」(第2表)では貸方に、一月一日二〇〇〇円、一月九日一万〇三二五円が記載されている(第3表のように、この二つの記事はB帳では「Okada Hezo Private Account」に記載)。

二つを合計すると元金は、一月末日現在、一万三三二五円である。のち三月五日に全額が「岡田平蔵」自用勘定に付け替えられている。「エドワルトフキッシェル商会元金勘定」では貸方に、一月一四日一万二六二七円が記載されている(B帳では「Edward Fisher & Co. Capital Account」に二月二八日付で記載)。しかし、一月一四日現在の借方合計は一〇万九三三三円五〇〇のため、貸方・借方のバランスは大幅な貸方が少ない状態(借方残高九万七三〇六円五〇〇が生じている状態)にある。つまり差引で見ると、EFCから元金を受け入れているのではなく、逆にEFCに元金を供給している状態にある。その後、いくつかの記帳が行われたのち、八月三十一日に借方残高(八万八二〇九円八〇〇)を「エドワルド諸費」勘定へ付け替えている。ただし、貸方に記すべきであるのに、誤って借方に記している。

このように正式の帳簿であるB帳では一月中の資本金額は〇である。簿記習熟のために記帳されたと思われるA帳でも、一月末現在の先

Cr.

第一月	1	元入	正 1	2,000.000
	9	元入洋銀ニテ一〇〇〇〇. 兩替六一九五也	〃	10,325.000

七年 第二月	28	岡田平蔵社中除名ニ付錫六千四百八十六斤五分ノ為替二千四百弗ノ高ヲ改テ記載ス	差11	2,484.000
第一月	14	差引帳三葉ニ記セシ香港送銅、倫敦送小麦、カルキュッタ送鑄ノ前金ヲ処換ス	差13	12,627.000
第八月	31	香港送り銅前金トシテギルマン商会ヨリ受取シ分返ス	〃 61	6,727.500

諸費エ廻ス] 88,209円800は、貸方に記入するべきものを借方に誤記。

収会社の資本金は岡田平蔵からの一万二三二五円にすぎない。またEFCは先収会社へ出資していない。

(1) 「出資金」の額

つぎに、会社の事業遂行のため会社を構成する組合員(社員)から提供された資金(事実上、長期の融資金)がどれだけあるかを推測する。その資金を以下では「出資金⁽¹⁾」と表記する。この出資金は資本金と異なり、もし組合員が必要な場合に引き出すことができ、組合員が脱退した際には、会社が返済しなければならないものと定める。先収会社との貸借を記入した岡田平蔵及び井上馨の自用勘定と、先収会社とEFCとの貸借勘定をB帳で検討し、A帳での「元金」勘定の記載などを考慮して、事実上長期の融資金とみなすことができる資金(出資金)をとりだそう(第3表)。

岡田平蔵自用勘定の貸方で出資金とみなせそうなのは、一月一日の三万円(記事を和訳すると、EFC資本金勘定で正金を支払。これと対応する仕訳が第1表のEFC資本金勘定借方に記入された岡田平蔵から支払の三万円)、同日の二〇

第2表 A 帳の元金勘定

(単位：円)

「岡田平蔵元金勘定」		Dr.	
七年三月	5 同人自用勘定江移ス	差12	12,325.000
「エドワルトフキッシャル商会元金勘定」			
明治七年			
第一月	14 正金渡	正 1	20,000.000
	1 岡田平蔵ヨリ正金渡	差 2	30,000.000
	14 銅錫鑄小麦諸所へ積送ノタメ入金	〃 3	15,111.000
	10 井上馨ヨリ元金トシテ入ル	〃 4	30,000.000
	10 岡田平馬ヨリ横浜ニ於テ受取	〃 〃	95.000
	〃 見込商青森米ノタメ渡セシ分、香上ハンクヨリ受取	〃 7	8,000.000
	14 ホンハイ船積香港送銅ノ前金キルマンヨリ受取シ分ヲ此部ニ移ス、但六千五百弗三錢半打	差13	6,727.500
三月	31 明治六年預金ニ付六十二番ヨリ利足受取	〃 16	114.800
第八月	31 元金残高エドワルド諸費エ廻ス	〃 61	88,209.800

出所) 先収会社「LEDGER」明治7年(三井文庫所蔵史料 物産619)。

- 注) 1. エドワルトフキッシャル商会元金勘定の借方に記入されている8月31日の「元金残高エドワルド」
2. ページ数が並記されている「正」は現金出納帳、「差」は仕訳帳(「差引帳」)である。

〇〇円(和訳すると、岡田平馬から岡田平蔵自用勘定として受け取った正金。A帳では「岡田平蔵元金勘定」に記入)、一月九日の一万〇三二五円(和訳すると、一万ドルを売却して得た正金を平蔵から受取。A帳では「岡田平蔵元金勘定」に記載)である。これらを合計し、岡田平蔵が死亡した一月一五日現在でみると、四万二二三二五円となる。

この数値は、「証拠2」で掲出した資料(「差入申証書之事」明治七年三月)の「従同人商會資本金之内江差入レ候金額最初凡金八万円」よりも約四万円少ない。なお、EFC資本金勘定の借方に記入された一月一四日の二万円(岡田からEFCへ正金支払。第1表)は誤記であるため、岡田平蔵から先収会社への出資金とは見なせない。³⁾

岡田平蔵自用勘定貸方の一月一五日現在の合計八万一九七一円九一七(誤記訂正分二万円を除く)が「証拠2」のおよそ八万円に照応している。ただし、借方の一月一五日現在の合計値(誤記訂正分の二万円を除く)が二万三六二四円五六六のため、差し引き(貸方残高)は五万八三四七円三五一に止まり、八万円をかなり下回っている。したがって「証拠2」

Cr.

1874				
January	1	By	Cash received from Hema for his account	C3 2,000.000
"	"	"	Sundries taken over from him	J1 13,860.000
"	9		Cash recd. from him \$10,000 sold for	C3 10,325.000
"	"	"	Cash recd. from him by our Osaka Branch	J1 1,361.607
"	4	"	do: do: do: do:	J2 500.000
"	14	"	do: for \$20,000.00 sold this date	C3 20,618.000
"	16	"	Bal ^{ce} Piculs 333.17 1/2 Copper @21 Yen less advance Yen 4000	J2 2,996.622
"	"	"	Cash received from him by Osaka Branch	" 4,174.692
"	1	"	Cash paid Ed.Fisher & Co.a/c Capital a/c	J3 30,000.000
"	10	"	For Piclus 33.10 1/2 Copper recd. from him @Yen	" 728.310
"	23	"	Received from his Bands in Cash	C3 500.000
"	14	"	Adv: from Hkong Bank on Pcls. 64.96 1/2 Tin \$2400 @103 1/2	J3 2,484.000
"	10	"	Cash paid Edward Fischer & Co. by Hema	J4 95.000
February	5	"	Cash received from Hema	C8 225.000
"	22	"	Cash received from Hiraoka	C8 100.000
January	10	"	Reverse entry part of amount paid by him to E. F. & Co.	J6 20,000.000
February	28	"	Reverse entries of Jou: Fol: 2/3 a/c Osaka Branch	J9 8,531.684
				<u>118,499.915</u>

Cr.

1874				
January	10	By	Cash paid by him to Edward Fischer & Co.	J4 30,000.000
"	"	"	do: " Okada Hezo to do: part being for his a/c	J6 ×20,000.000
"	"	"	Half profit on old Rice Ventures with Okada Hezo	" 18,374.566

第3表 B帳の自資金勘定

(単位：円)

「Okada Hezo Private Account」				Dr.
1874				
January	1	To	Cash paid Hema for his account	C3 300.000
"	"	"	do: do: do:	" 100.000
"	"	"	do: do: do:	" 1,850.000
"	16	"	Commisson: on sale Pcls.333.17 1/2 Copper @Y.21: =Yen 6996.622 @2 1/2 %	J2 174.916
"	"	"	Cash paid him in Osaka yen 3000 & 5031.684	" 8,031.684
"	20	"	do: " Hema for sundries, Shoe manufacture a/c Rice et cetera	C5 800.000
"	23	"	do: " His Bands a/c Old Account	" 4,000.000
"	24	"	do: do: do:	" 500.000
"	27	"	do: do: do:	" 410.000
"	"	"	do: do: do:	" 300.000
"	28	"	do: do: do:	C7 100.000
"	11	"	do " him by Osaka Branch	J3 500.000
"	1	"	Amount advanced to him against Tin	" 2,500.000
"	31	"	Cash paid his bands for his old a/c	C7 1,300.000
"	21	"	Fr: on 77 Slabs Tin Yokohama to Kobe	J4 12.460
"	31	"	Premm: of Insurance on Silver 77 Slabs Tin's cartage et celera	J5 23.942
February	7	"	Cash paid his Bands (Hiraoka)	C9 100.000
"	9	"	do: Hema	" 300.000
"	"	"	do: do: for freight on Iron Cash paid Shimbe	" 550.000
January	31	"	Premm: of Insce: on 77 Slabs Tin from Yok ^a to Kobe for \$2500 @1/2 %	J6 12.810
"	10	"	Part of amount paid by him to Ed.Fisher & Co. ¥30,000.00	J6 20,000.000
"	"	"	One half profit on Rice accounts paid K. Enouye	" 18,374.566
"	31	"	Payments made by Yoka Branch for his a/c	J7 295.503
February	28	"	Sundry Transferred & Reverse entries	J9 21,760.939
March	2	"	Cheque on Edward Fischer & Co. handed Hema for bal ^{ce}	J10 36,203.095
				118,499.915

「Kawl Enouye Private a/c」

Dr.

1874				
January	9	To	Cash paid for his a/c in Yokohama \$3111.05	C3 3212.159
February	1	"	do: per T.Masuda's Memo	C9 50.000
"	4	"	do: Mrs. Lowder for tuition of his child \$38.00 @103	J6 39.140
January	10	"	Reverse entry of cash paid E. F. & Co. by Okada Hezo for his a/c	" ×20,000.000

					68,374.566	
					Cr.	
1874						
November	30	By	Transferred to	Edward Fischer & Co. a/c	J61	2,000.000
"	"	"	do:	Osaka Branch	"	300.000
					Yen	2,300.000
					Cr.	
1874						
September	30	By	Cash received from him in Yokohama		J65	50.000
December	18	"	do:	do: do:	C66	30.000
"	31	"	Transfer of cost of a house in Yokohama on the hill		J79	
						Yen 868.223
"	"	"	Travely exps. to Kyoto 350.- do between Tokei & Yokohama 54.-		"	1,272.223
						" 404.000
"	"	"	Balance carried down			357.652
					Yen	1,709.875

balance, Jou: Journal, Fol: Folio, exps: expense.

の「資本金」は本来の資本金を指す言葉ではなく、また出資金に近い言葉でもない。単に、これまで岡田平蔵から先収会社へ渡した資金という意味で使われている。

つぎに井上馨の自用勘定をみよう(第3表)。出資金と見なせそうなのは、貸方の一月一日の三万円(和訳すると、EFCへ正金支払。これに対応する仕訳がEFC資本金勘定の借方に記入された井上馨から支払の三万円)である。

益田孝は、三井文庫の岡百世・柴謙太郎に対して、「最初、井上さんは資本として金三万円を出された。この事、内密を知っている。」(取り消し線は、後に益田孝が加筆)と述べている。その後、井上馨伝記編纂会による聞き取りでは、「あの資本と申すのはどう云ふ風に出て居りますのですか」という質問に対して、益田孝は「あれは井上さんが三万円、

先収会社をめぐる言説（鈴木）

1874					
February	12	"	Cost of sundry Jewellery for Mrs. Enouye bouyht by E.F.& Co.	J7	247.200
"	23	"	Cash paid him by Edwawrd Fisher & Co. (以下、約70項目省略)	J8	1,000.000
					68,374.566

「Fujita Denzaboro」

Dr.

1874					
August	9	To	Cash paid him	C43	300.000
"	12	"	do: do:	"	2,000.000
					Yen 2,300.000

「Mr. Kimura Massamoto Kimura」

Dr.

1874					
July	18	To	Cash paid him for purchase of a House in Yokohama	J36	710.000
"	23	"	do: do:	J38	100.000
August	7	"	Cost of repairs to his house	J44	86.320
"	26	"	Cash paid him in Yokohama	J47	30.000
"	31	"	do: do: do:	"	30.000
					Yen 1,709.875

出所) 先収会社「LEDGER」明治7-10年（三井文庫所蔵史料 物産620）。

注) Premm: Premium, Insce: Insurance, Frt: Freight, Yok: Yokohama, recd: received, bal: 。

私に、何処から持つて来たのか知りませぬが、三万円是は俺がやると云ふことで、融通が出来るからお前に渡すぞと言って、資本と云ふのもなければ、なんだか知らぬ出して呉れたのです^⑤と述べ、『自叙益田孝翁伝』でも「先収会社をやる時、井上さんが、乃公は之れだけ金があると云ふて、三万円出した」（一六五ページ）と述べている。

「②」 「益田伝」は「井上出資の三万円は曩に井上が三井組の三野村利左衛門に預けて置いた金である」と記している。ただし、その論拠は示されていない。この記述は、井上馨代理久保源之丞が三万円を受け取って署名した「《金三万円請取書》」（明治七年一月八日）によっていると思われる。

一金三万円 預ケ金分

為替手形

右之通正ニ請取申候也

戌一月八日

井上馨代

久保源之丞 (花押)

三野村利左衛門様

「預ケ金分」と記されているので、この資料だけみると、三野村に預けていた三万円を井上が引き出したかのように見える。しかし、三万円を受け取る前の明治六年二月二八日付の三野村利左衛門宛井上馨書簡には、「兼て粗御願上置候例之金子三万円、我々商社相始メ候ニ付而者正月五日ニ者銘々資本金相集候事ニ相決シ候故、当日御渡シ方相成候様御用意ニ成し被下候ハ、難奉存候、尤内式万円ハ貴所様へ借用同様ニ相心得」、「追々返済仕候覚悟ニ御座候」と記している。また三万円を受け取る際に久保に託した三野村利左衛門宛井上馨書簡(明治七年一月八日付)には、「明日迄ニ銘々出金之約日ニ候間」、「就而者源之丞差出シ御預リ証文も差出シ候間、右之高御渡シ方被下候ハ、難有奉存候」と記し、さらに付けたりの部分で、「尤も利足杯ハ決て受取候存念無之御座候」と述べている。

以上の文の意味はつぎのように読める。後者の書簡に「御預リ証文も差出シ」とあるので、三万円の中に、井上が借用したいという金が含まれており、それが前者の書簡にある「内式万円ハ貴所様へ借用同様ニ相心得」の二万円である。残る一万円は三野村に預けてあるものである。しかし、その利息を受け取るつもりは決まないと記しているので、通常の預金ではなく、特殊な性格のもの(おそらく、以前に三野村から井上に贈与された資金)であろう。

ところが、三野村は二万円円の借用証書の提出を求めず、すべてを一括して預かっていた金とし、その三万円を井上に払い戻すという形式の証文を井上の代理人の久保に作成させたのである。したがって、三野村（正確には、三井組）が井上に二万円を贈与したことになる。

益田孝が速記録から削除した「この事ハ内密を知っている」の背後にある意味（内密）は、三井組から井上が三万円を受け取ったことであろう。三万円を現在価値に直すと、一二億三〇〇〇万円になる。⁽⁸⁾井上はこのような巨額の資金三万円を為替手形で受け取って先収会社に差し入れ、この三万円が一月一〇日に先収会社からEFCに渡されたのである。なお、一月一〇日に、岡田平蔵自用勘定から米の利益が付け替えられているものの、これを出資金に含める理由はみあたらない。そのため、岡田平蔵が死亡した一月一五日現在、井上からの出資金は三万円と考えられる。

なお、いったん出資金からはなれて、明治七年一月五日に予定されていた一五万円の集金がどのようにおこなわれたかを見よう。明治六年一二月二八日付の三野村利左衛門宛井上馨書簡をみると、明治七年一月一日付の吉富簡一宛井上馨書簡に記載されている一月「五日ニハ、拾五万之高集金」のうち、三万円を井上馨が出金する予定であったことがわかる。しかし、その後、集金予定日が繰り延べられ、一月九日までに集金することに変更された。集金予定の一五万円の内訳を推定すると、岡田平蔵七万円、井上馨三万円、他所からの借入五万円である。予定日の一日あとの一〇日現在で見ると、実際の集金高は、先述の井上馨三万円のほか、ギルマン商会からの借入二万円（一月一日借入⁽⁹⁾）、大阪の米穀商磯野小右衛門（長州出身）からの借入二万円（一月四日借入⁽¹⁰⁾）、毛利家（旧長州藩主）出納課からの借入二万円（一月一〇日借入⁽¹¹⁾）、したがって借入金合計は五万円である。毛利家分は井上が担当して働きかけたものであろう。岡田平蔵については、岡田平蔵自用勘定の貸方（第3表）の一月一日から一月一〇日までの合計は五万八八六九円九一七である（ただし、誤記訂正分二万円を除く）。七万円に達しないため、一月一四日に二万〇六一六円（洋銀二万ドル売却に

より取得した正金)が差し入れられて、七万九千四百九十七となり、岡田平蔵の差入れ額が七万円を超えた(ただし、他方で二万三千六百四十六〔誤記分二万円を除く〕が支出されているため、貸方残高は五万五千八百三十五)。このように一月十四日になって、ようやく集金予定額一五万円を上回る一五万九千四百九十七になっている。ところが一月一日に岡田平蔵が死去してしまふ。このように集金予定の一五万円はすべてが社中から調達する額ではなく、社中から一〇万円、その他に社中以外からの借入金五万円が含まれていたと考えられる。

再び、出資金の問題に戻ろう。EFCとの間には、「Edward Fisher & Co. Capital Account」の他に七つの貸借勘定が設定されている。「Edward Fisher & Co. Capital Account」の貸方には一月中の記帳がなく(第一表)。七つの貸借勘定うちの六つ(「Edward Fisher & Co. General Account」のa)「Edward Fisher & Co. No. 2 Account」に表記を修正、「Edward Fisher & Co. New General a/c」「Edward Fisher & Co. Special Account No. 1」「Edward Fisher & Co. Tea Account」「Edward Fisher & Co. New Account」「十四番洋銀勘定」には、一月一日現在、なにも記帳がない。「Edward Fisher & Co. Special Account」の貸方には、一月二日に二万四〇〇〇円(鳥取米購入に大阪支店へ正金支払)が記帳されている。しかし、この二万四〇〇〇円は、借方の八月三十一日に誤記のため付け戻されている。したがって、一月一日現在、EFCからの出資金はない。念のため記すと、一月一日以降も出資金と見なせるような記帳はない。

以上、「(一) 資本金勘定での資本金額」と合わせてまともしてみると、千秋会社の資本金はゼロであり、千秋会社は無資本の会社であった。岡田平蔵死亡後、千歳会社、ついで先収会社に改称されても資本金はゼロである。したがって、「岡田組」(正しくは千秋会社)の資本金を一五万円とする通説は誤りである。ただし、出資金で見ると、一月一日現在、岡田平蔵から四万二千三百二十五円、井上馨から三万円、合計七万二千三百二十五円が組合員(社員)から提供されている。資

本金とは別の形式（融資）で、約七万円が会社の事業遂行のため、岡田平蔵・井上馨から供給されて事業が開始されたと考えられる。

念のため説明すれば、EFCから資本金として四万円を受け入れたという通説も誤りである。先収会社の方が、「Capital Account」で一月末現在、一〇万九千九百三十五〇〇をEFCへ供給している（第1表）。つまり、先収会社の帳簿上では逆に、EFCの資本金として約一十一万円を出金しているのである。この中には先収会社が毛利家から調達した資金二万円が含まれている。

（三） 藤田伝三郎出資説

「一」「物産沿革史」は、明治七年七月に「大阪新進の富商藤田伝三郎ヲ出資組合員ニ加盟セシメタ」としている。「二」「益田伝」以降もこの記述を踏襲している。「七」『物産一〇〇年史』では「藤田伝三郎も、七月に出資社員として入社した」、「フィッシャー商会の出資分は、のち明治七年末の決済で利益から返済され、先収会社は井上、藤田の会社となった」（二七―二八ページ）と記して、他の研究にはない踏み込んだ説明をしている。

ところが、A帳にも藤田の元金勘定、B帳にも藤田のCapital Accountが設定されていない。またA帳の「藤田伝三郎自用勘定」にも、B帳の「Fujita Denzaboro」勘定（第3表）にも、藤田からの出資金とみなせるような記事はない。したがって、藤田伝三郎が先収会社に出資したという説は誤りである。念のため記すと、頭取の四人（東京本店の益田孝・木村正幹、大阪支店の吉富簡一・藤田伝三郎）はだれも先収会社に資本金あるいは出資金を差し入れていない。

「一」が誤認したのは、「富商」だから当然出資したと想像したためか、あるいは『馬越恭平翁伝』（一九三五年）の

「藤田男」（藤田伝三郎）らは「何れも先収会社の出資者であった」（五八ページ）というくだりを信頼したためと思われる。

なお、藤田の入社を「一」「二」「七」では明治七年七月としている。七月入社とした理由は、A帳の「藤田伝三郎自用勘定」、「B帳の「Fujita Danzaboro」勘定で八月九日から記帳が始まっていることによったのかもしれない。しかし、後述のように、先収会社の純益金を分配する際に、「一」「二」が七月入社としている木村正幹の明治七年分は、本則（規定）の一割ではなく、半額に減額されており、藤田については本則どおりの一割満額を分配している。したがって藤田は木村より前に入社したはずである。

B帳の「Mr. Kimura Massamoto Kimura」勘定では、一八七四年七月一日（横浜の家屋購入資金）から記載が始まっている（A帳では七月一日）。この記帳から七月時点ではすでに木村が入社していたとみると、満額が支給された藤田の入社時点は、七月よりもずっと早いはずである。木村の入社月は七月かそれ以前としかわからないため、木村より早い藤田の正確な入社月を特定できない。藤田の入社月は七月よりもずっと前の月である。

(1) 近世日本では、出資されたら返済しなくてよいという本来の資本金によって設立された経営体（組合）は、ほとんどないようである。近世日本では、経営体に対して融資という形式で出資されていたとみることができる。近世の日本に、いったん出資したら返済されないと観念された資金で運営された経営体（組合）がほとんどなかったため、近代に入っても、そのような組織はすぐには普及しなかった。資本金額を会社・組合の規則によって定めていない会社・組合が設立され、必要な資金が融資という形式で調達されたと思われる。先収会社もこのような会社である。このため、本稿のように本来の資本金とは別に、「出資金」を検討することに意味があると思われる。

- (2) 現代日本では、個人企業が複式簿記で記録する場合、資本金勘定の「貸方には、最初の元入額（出資額）」とその後の追加元入れ（増資額）を記入し、「借方には、引出額（減資額）を記入する」。「引き出しとは、企業主が家計費として支出したり、個人的消費などの目的のために、企業の資産を減少させた場合である」（三枝幸文・松井富佐男『簿記・経営分析の基礎』税理経理協会、二〇一三年、一六一ページ）。このように法人企業と異なり、個人企業の場合には、資本金勘定において家計費・個人的消費を引き出す（したがって減資する）ことができるという融通性がある。この融通性に着目すると、先収会社は個人企業ではないものの、現代日本の個人企業における資本金勘定と類似の融通性を持つ資金が先収会社に存在したのではないかと思われる。本稿では、そのような資金を「出資金」として、通常の融資金と区別する。
- (3) C帳で資金の流れをみると、一八七四年一月一日に毛利家（旧長州藩主）から先収会社が「Loan Account」で借り入れた二万円を、一月一日にEFCへ供給していることがわかる。岡田平蔵から受け入れた資金ではない。
- (4) 前掲、「益田男爵懐旧談筆録」(一)一九二五年一月二五日聞き取り。
- (5) 「男爵益田孝氏談話速記原稿」(一)一九二九年一月一九日聞き取り（井上馨伝記編纂資料 W-四一六九九）。
- (6) 「同上附属金三万円請取書」明治七年（三井文庫所蔵史料 追五四九一八一三）。
- (7) 三野村利左衛門宛井上馨書簡（明治六年二月二八日付）（三井文庫所蔵史料 追五四九一八一）、「三野村利左衛門宛井上馨書簡（明治七年一月八日付）（三井文庫所蔵史料 追五四九一八一）」。
- (8) 現在価値への換算方法は後述する。とりあえず、換算倍率だけを記すと四万二〇〇〇倍である。
- (9) A帳・B帳によると、三月一日に返済し、その際、利息二〇〇円二二〇（年利八％）を支払っている（「Interest Account 利足勘定」）。実際の借入は、明治六年二月十五日であり、それを明治七年一月一日付で記帳している（「Loan Account」）。ギルマン商会からの借入は、同社へ販売を委託した鍮の前借金である。
- (10) B帳によると、磯野からの借入金二万円（「Loan Account」）は、明治七年三月二日に返済されている。「Interest Account 利足勘定」に利息の支払は記帳されていない。
- (11) 毛利家から借入れていたのは約一か月にすぎない。A帳・B帳によると、二月二日に返済し、その際、二か月分の利

息四〇〇円(月一%)を支払っている。

(12) 木村正幹は、明治四年二月一七日に京都府権典事に任官し、同日勸業掛を命じられた〔官職進退録〕明治4年、京都府立総合資料館所蔵資料、明〇四一〇〇一八)。ついで明治五年一〇月四日に典事、明治六年八月二八日に大属に任命された〔官職進退〕明治五年、京都府立総合資料館所蔵資料 明〇五一〇〇一六、「官職進退」明治六年、京都府立総合資料館所蔵資料 明〇六一〇〇二二)。しかし木村正幹は、明治七年二月一七日に「浄行のため職務御免願う事」を申し出、それに対して京都府は、明治七年三月一七日に木村を依願免官としたことを山口県に通知している〔有司諸願伺届〕明治七年、京都府立総合資料館所蔵資料 明〇七一一〇〇一一、「官職進退」明治七年、京都府立総合資料館所蔵資料 明〇七一一〇〇〇八)。したがって木村の先収会社入社月は三月以降、七月までのいずれかである。

四 先収会社とEFCとの関係

益田孝はEFCとアルウィンとの関係を、つぎのように述べている。⁽¹⁾

フィッシャー・エンド・コムパニーと云ふのが、実を云ふとアルウィンなんです。アルウィンは実に井上候が信用した人で、さうして其フィッシャー・エンド・コムパニーを創立して其名前に於て海外の仕事をしませう、先収会社は此方に居って商売をする。まあ組合です。

ただし、実際には、EFC(横浜)でアルウィンはパートナー(経営者)ではなかった。⁽²⁾ 職員であったものの、事実上、EFCを動かす立場にあったのである。また、EFCと先収会社との業務上の関係について、益田孝はつぎのよう

に述べている。⁽³⁾

井上さんはアルウインの忠告通りして、各商館に「政府が引き受けた藩債を…引用者」負けさせることが出来た。斯う云ふ情誼があるので、「中略…引用者」アルウインのやり方が如何にも誠実機敏であったから、大に感心して、先収会社は直接に外国と取引をしないで、外国との取引はアルウインに託さうと云ふことになった。「中略…引用者」アルウインは亜米一を出て、フィッシャーと云ふ友達とパートナーになつて横浜十四番にフィッシャー会社と云ふ独立の店を開いた。そこで先収会社は海外の仕事を皆な此のフィッシャーに委托した。

EFCは輸出入業務（「外国との取引」＝貿易）、先収会社は国内業務（「外国と取引をしない」という形で、両社の間で業務上の分担をおこなつたと益田は説明している。したがって先収会社の事業は「一」「物産沿革史」が描いたよきな貿易業ではなく、輸出品・輸入品を含む国内での商品販売業であった。

したがって、業務上の関係をつぎのように捉えることができる。先収会社は、EFCに依頼して（あるいはEFCが買い付けて）輸入された外国品を販売し、かつ、EFCが輸出（あるいは先収会社から委託されて輸出）するための日本商品を買付けるといふ関係にあった。

一八七四年（明治七）の状況を表したと思われる *The Japan Gazette, Hong List and Directory, 1875* によれば、EFCは横浜（商館番号は一四番）大阪（商館番号は二〇番）、兵庫（商館番号は九番）、長崎に店舗を設置している。特に長崎のEFCについては「Agents for the Sen Shin Gai-sha, for the sale of Takasima Coal」⁽⁴⁾（高島炭販売のため先収会社の代理店）と記載されている。この代理は次の事情によつてゐる。先収会社は明治七年八月三日に工部

省から官営高島炭坑の石炭販売を受託した。⁽⁴⁾ そのうち外国船への販売(輸出)についてはEFCに販売を委託し、高島が長崎県にあるため、EFCの長崎店が高島炭の販売にあたったのである。EFCは、「亜国郵便船」、「上海之蒸気船会社」、「仏海軍」との間で定期販売約定を結んでいる(供給量合計は月々三五〇〇トン)。⁽⁵⁾

第二の業務上の関係は、明治七年一月頃に組合約定を結んで関係を強化したことである。井上馨は、「外国人(との引用者)組合も粗条約相調、文章も出来、過ル十四日アルピンナリ外国人を下坂為仕候」⁽⁶⁾と述べている。「アルピン」はアルウィンと思われる。益田孝によると、実際に、「先収会社ハ明七八十四番と組合タリシ」⁽⁷⁾という。ところが一八七五年には、つぎの井上馨の書簡にあるように組合契約を解消している。「当年者昨年と相違ひ十四番と者相分レ入費も相減シ誠ニ以上都合ト奉存候」⁽⁸⁾。組合契約を解消することで、これまで先収会社が負担していた経費がかなり削減されたようである。組合契約の詳細は不明であるものの、契約の一つは、後述のように相互に協力して外国銀行から巨額の資金を調達(借入)することであると思われる。

組合契約は解消したものの、明治八年に陸軍省納の絨(毛織物)や毛布について両社が乗合勘定(ジョイント・アカウト)で取引をおこない、利益を折半していることを「LEDDGER」の記事によって確認できる。⁽⁹⁾ この例のように両社はいくつかの特定の商品について乗合勘定を取り決めていたのである。

第三の業務上の関係は出資である。すでに述べたように資本金に限定してみれば、通説とは全く逆の関係が一時形成された。明治七年一月一五日現在、一〇万九千九百三十五〇〇が先収会社からEFCに出資されている。第1表をみると、岡田平蔵・井上馨から先収会社に渡された合計六万円と先収会社が毛利家から借り入れた二万円が、先収会社からEFCに供給されていることがわかる。一八七四年八月三一日現在でも、出資額の残高(借方残高)は八万八千二百九十九円八〇〇に上っていた。しかし、八月三一日に「Edward Fisher & Co. Capital Account」(資本金勘定)の借方残高

は「Edward Fisher & Co. No. 2 Account」の借方に振り替えられて、資本金勘定は事実上、閉鎖されている。したがって、帳簿上では八月三十一日に出資は解消された。

- (1) 前掲、「男爵益田孝氏談話速記原稿」(一)一九二九年一月一九日聞き取り。
- (2) 前掲、*The Japan Gazette Hong List and Directory, 1875, p.16.* パートナーはフィッシャー、レッパー(大阪勤務)、ブラウン(兵庫勤務)の三人であり、アルウィンは職員の筆頭に記載されている。
- (3) 前掲、長井実編『自叙益田孝翁伝』一六八―一六九ページ。
- (4) 『工部省沿革報告』(大蔵省、一八八九年)二七六ページ。八月三日に契約し、「十一月十五日ヨリ之ヲ発行セシム」となっている。
- (5) 「先収会社ヨリ清国石炭外国商人名前ニテ買蓄方法見込上申」一八七四年一月三十一日(アジア歴史資料センターA03030321300)。
- (6) 前掲、吉富簡一宛井上馨書簡(明治七年一月二二日付)。
- (7) 前掲、益田孝「備忘録」一八七五年八月二二日条、二七〇ページ。
- (8) 前掲、吉富簡一宛井上馨書簡(明治八年五月二九日付)。
- (9) 「拾四番諸般勘定」(Edward Fisher & Co. New General a/c)の後の表記)の貸方に、明治八年一月一九日「第六号紺絨セリ市ニテ買入ノ分、陸軍省江上納ニ付、利益金八十七円八十八銭貳厘ノ半額分与ノ為附戻ス」四三円九四一、一月二五日「毛布買入利益金三千五百四十円三十七銭ノ半高、毛布買入勘定ヨリ附戻ス」一七七〇円六八五とある(前掲、先収会社「LEDDER」一八七四―一八七七年)。

五 外国銀行からの借入金

(一) 三〇万円の借入金

先収会社が設立された明治七年一月一日付の書簡で井上馨は「三拾万円丈ハ当四月末之出金ハ外人バンクより慥受合候⁽¹⁾」と記している。三〇万円もの巨額を四月末に融資するという確約を、外国銀行から先収会社は取り付けていたのである。「外人バンク」とは具体的にどの銀行を指しているのか。かなり後になって井上は、「其時分には、金を借りやうと云つても、銀行と云ふ様な処はない、亜米利加人のアルウィンが香港上海銀行に大變信用を得て居るので、それから七拾万円金を借りて居つた、それで先収会社を経営したのであつた⁽²⁾」、アルウィンが「香港上海銀行へ談して呉れて、五拾万、六拾万といふ金を香港上海バンクから出して、種々な商売をした⁽³⁾」と述べ、資金の調達先を香港上海銀行としている。「一」が特定した東洋銀行（オリエンタル・バンク）ではない。

B帳の「損益勘定」（明治七年分）をみると、借方の一八七五年一月三十一日につきの記載がある。香港上海銀行から一八七四年（明治七）中に借入の Rice Pronote（米を担保とした証書借入と推定）三〇万円の利子六三九五円六〇〇と、同行から一八七四年中に借入の Rice Advances（米買付のための前貸金）一〇万五〇〇〇円の利子四七一二円一四〇が含まれている。この二つの記帳は「Edward Fischer & Co. New Account」（一八七四年決算の整理のための勘定と推定）貸方の記帳に対応する（仕訳帳から転記した）ものである。したがって、この記帳は、第一に、先収会社のためにEFCが香港上海銀行から借り入れ、第二にその利子をEFCが香港上海銀行へ支払い、第三に、その立て替え利子をEFCが先収会社に付け替え、第四に先収会社においてこの利子を費用として計上したことを意味する。

したがって、井上馨書簡に記されていた明治七年四月の三〇万円口の借入先は東洋銀行ではなく、香港上海銀行であり、その銀行から形式上はEFC、実質は先収会社が借り入れたものであった。また香港上海銀行からの実際借入額は「二」が記した一一万円余ではなく、三〇万円と一〇万五〇〇〇円である。これらは「一」「二」「七」のいうような借越契約に基づく借入ではなく、証書借入と前借金（「前貸金」）と思われる。なお、借越契約とは、通常、当座借越契約を指し、ある限度（たとえば三〇万円）まで、預金残高を超えて小切手を振り出すことができるという契約である。

では、EFCを経由した香港上海銀行からの巨額の借入は、先述の先収会社のEFC資本金勘定からEFCへの多額の資金供給とどのように関連していたのであろうか。前掲の明治七年一月一日付の吉富簡一宛井上馨書簡に「当月五日ニハ、拾五万之高集金候而バンクへ入金之所」、「三拾万円丈ハ四月末之出金ハ外人バンクより慥受合候」とあることから、「バンク」（香港上海銀行）からEFCが借り入れるため、千秋会社は集めた資金をEFCに供給し、EFCが「バンク」（香港上海銀行）に預金（「入金」）したのではないかと推定される。

このように明治七年一月一日設立直後の先収会社はEFCと組み合うことによって、外国銀行から巨額の商品取引資金を調達することができたのである。この他、井上馨と親密な関係にある渋沢栄一の経営する第一国立銀行（明治六年七月開業）と当座借越契約を結んで、明治七年三月から借入を開始している（B帳の「The Dai Ichi Koku Rio Ginko」勘定）。三月二日の「差引借用高」＝借越高（By Amount overdrawn in current a/c this date）は一万一二九二円である。一二月までの各月末の借越高をみると（ただし、六月は貸越）、三月末が最小、九月末（三万八六三八円〇三七）が最大である。この借越高の数値は、振り出した小切手が預金残高を超過している部分である。明治九年六月一五日まででみると、預金残高を超過していないのは明治七年六月末、一二月末、明治八年六月末、一二月末、明治九年三、四、五月末にすぎず、ほとんどの月で借越となっている。また、先収会社は第一国立銀行から、当座借越契約に

基く借入とは別に、個別にも借入をおこなっている。後者の借入額は明治七年六月三日～二一日までの二万円、六月二〇日～九月三〇日までの五万三〇〇〇円などである。⁽⁴⁾このように先収会社は香港上海銀行からだけでなく、第一国立銀行からも資金を調達して商品取引を遂行したのである。

(二) 東洋銀行からの借入金

外国銀行からの借入金に関しては、明治七年一二月からEFCと先収会社の立場が逆転する。B帳の「Oriental Bank Corporation Loan Account」の貸方をみると、先収会社が差し出した「d/d Pronote」（先収会社差入れの商品を担保とした借用証書と推定）により、東洋銀行からEFCが以下の三口を洋銀で借り入れている。まず、一八七四年（明治七）一二月一四日に洋銀四万五〇〇〇ドル（日本円換算四万六八〇〇円）の借入（借入証書番号第三〇号）が記帳された（「By Amt. pd. E. F. & Co. for our d/d Pronote for \$45,000. c 104」46,800.000）。この一二月二八日に洋銀三万二五〇〇ドル（抵当は茶、日本円換算三万三八〇〇円、借入証書番号第三二号）、さらに一八七五年一月一四日に洋銀三万三〇〇〇ドル（抵当は銃器と推定、日本円換算三万四三二〇円、借入証書番号第三四号）の借入が記帳された。三口合計は洋銀一十二万〇五〇〇ドル（日本円換算一十二万四九二〇円）に上る。

このように明治七年末～八年初めにEFCが東洋銀行から洋銀で借り入れた金額（個別の借入をまとめて証書にしたものと思われる）が先収会社の帳簿に記録されている。これらは、「一」「二」「七」が記しているような借越契約に基づくものではない。これらの借入金は、のちにEFCが東洋銀行に洋銀で分割で返済している（各返済に伴い、その都度、銀行から担保の一部が先収会社に戻っている。たとえば「茶壺万五千斤戻ル」など）。当然、先収会社は銀行に利子を払っていない。

EFCが先収会社に依存して資金を調達せざるをなかつた理由のひとつは、社長のフィッシャーがEFCと横浜七四番（ギルマン商会）から「莫大ノ借金」を背負い、その借金が焦げ付いたためと思われる。明治八年八月頃、この問題で苦慮したアルウィンは先収会社を訪れた際、井上馨・益田孝に対して、「フィッセル商会者来年より社中ノ一改革をなし而フィッセルを除名シ、アルウィン社長なり而ブローン並スミスニ而維持」（八月二二日条）したいと述べている。当時、EFCからフィッシャーへの貸金のうち、担保のないものが約三万円余あり、その処理などでアルウィンは苦慮していたのである。⁽⁵⁾

EFCから東洋銀行への返済は、証書第三一〇号が明治八年六月一日まで、証書第三〇号が明治八年二月三十一日まで、証書第三四号が明治九年三月三十一日までかかっている。なかなか返済が終わらないため、担保を提供していた先収会社は、つぎのように、米袋の取引をEFCに斡旋することにより、ようやく明治九年四月初めに最後の証書第三四号を取り戻すことができたのである。⁽⁶⁾

一兼而東洋銀行江十四番之為銃器抵当之借金証書遣し置タル処、十四番と者分離せしニ付、右証書も是非取戻し度は迄数々周旋せシ処、容易ニ其事ニ至ラサリシニ付、米袋を安価ニ買取シ是江金を貸し、拾四番をし而式三千円ノ利得ヲ得せしめ、夫を東洋銀行へ入金し而右の証書を取戻ス策漸く成り而、今日フィッセルより落手せり⁽⁷⁾

このように、先収会社はおそらく明治七年に締結した組合契約に基づき、同年末から翌年初めにかけてEFCのために担保を提供して、EFCの資金繰りを助けていた。明治八年に組合契約を解消した後も、先収会社は担保の証書を取り戻すことができないまま、明治九年三月までその状態が続いたのである。つまり明治七年末頃からは先収会社がEFC

Cの資金繰りを助けていた。明治八年からは、先収会社はかつてのようにEFCに依頼して香港上海銀行から間接的に借り入れることもなくなったのである。

- (1) 前掲、吉富簡一宛井上馨書簡(一八七四年一月一日付)。
- (2) 一九〇九年二月四日井上馨談話(沢田章編『世外侯事歴 維新財政談』下、一九二二年)四三三ページ。
- (3) 一九二二年五月二日井上馨談話(前掲、沢田章編『世外侯事歴 維新財政談』下)三六〇―三六一ページ。
- (4) B帳の「Interest Account 利足勘定」。
- (5) 前掲、益田孝「備忘録」明治八年八月二日条、二七〇ページ。実際には、フィッシャーは社中から除名されず、EFCは従来どおり存続し、三井物産と取引をおこなう。
- (6) 前掲、益田孝「備忘録」一八七六年四月条、二九一ページ。
- (7) この策については、前掲、益田孝「備忘録」一八七六年三月二〇日条、二八八ページに「昨朝フィセル来ル、麻袋ハ太体ワットソン江売却シ、益金ヲ東洋銀行江渡シ証書ハ取戻セル策成ル趣ヲ申ス」とある。

六 鉱山業との関係

「二」〜「八」はいずれも、鉱山業を「岡田組」の主要な業務のひとつとしており、平蔵死後、鉱山業を岡田へ譲渡した、あるいは返却したとしている(たとえば「二」では「鉱山課ノ業務一切ヲ岡田家ニ譲渡」)。

「二」「物産沿革史」では、明治六年に井上馨らが東北の諸鉱山を巡察したことから、A帳の勘定科目として、「鉱山課」勘定、「尾去沢鉱山」勘定、「阿仁鉱山」勘定、「院内鉱山」勘定が設定されていることから、「鉱山課」を「岡田組」内

部の組織と捉えて鉱山業を営んでいたとしたようである。「営業分課トシテハ、鉱山課・雑務課ノアツタコトハ明ラカ」と記している。

しかし、『世外井上公伝』に引用されている明治七年一月一日付の吉富簡一（在山口）に宛てた井上馨書簡では、「是まで鉱山之元金ハ、岡田ト生「井上」ト之金計りにて致居候姿、五六月ニも至り候ヘバ判然仕候間、其上ニテ老兄社中ニ御加入可被下当然ニ御座候⁽¹⁾」と述べている。つまり千秋会社設立の一月一日現在、鉱山業については千秋会社とは別に岡田と井上が資金を出しており、五、六月くらいになれば「判然仕候」（どのような会社を正式に設立するかが明確になる）と述べている。

このように井上馨の書簡からは先収会社の主要な業務は鉱山業ではないように読める。そこで、まずB帳の「Mining Office」勘定（一八七四年一月一日から記帳）／「Innai Mine」勘定（一八七四年一月六日から記帳）／「Anni Mine」勘定（一八七四年一月二七日から記帳）／「Ossarizawa Mine」勘定（一八七四年一月一日から記帳）をみよう。

「Mining Office」勘定の借方残高五四六四円九一三は、一八七四年（明治七）六月三〇日に「Edward Fisher & Co. General Account」の借方に付け替えられて閉鎖されている。つまり「Mining Office」勘定（A帳では「鉱山課」勘定）の借方残高はEFCへの貸しに振り替えられた。したがって「鉱山課」は、先収会社内の組織ではなく、社外の組織である。

また、同日付で、「Anni Mine」勘定の借方残高二万四六三五円五五〇／「Okada Hema Mining Account」の借方残高四七二〇円七八九、「Ossarizawa Mine」勘定の借方残高二万三三〇六円八四八、「Innai Mine」勘定の借方残高一万〇〇〇〇円⁹「Edward Fisher & Co. General Account」の借方に付け替えられて、閉鎖された。これら五科目の借方残高合計は五万七八九〇円一〇〇に達し、その全額がEFCへの貸しに振り替えられたのである。

それだけでなく、A帳の「利息」勘定の貸方には、明治七年一月三〇日に「院内鉱山、岡田鉱山勘定、尾去沢鉱山、阿仁鉱山、鉱山課等ノ利足也」三五〇一円七五〇、B帳の「Interest Account 利足勘定」の貸方には、同日に「By Interest from …引用者」Okada Hema on sundry a/c current」三五〇一円七五〇が記帳されている。つまり、先収会社は利子を受け取っているのである。これらの記帳から、B帳の「Mining Office」勘定、「Innai Mine」勘定、「Anni Mine」勘定、「Ossarizawa Mine」勘定は、先収会社の中の組織の勘定科目ではなく、取引先の勘定科目であることがわかる。

記事の中にある「岡田鉱山勘定」は、A帳の「岡田平馬鉱山勘定」を指している。この勘定をみると、借方の明治七年二月二八日に「横浜支店ニテ鉱山社ノタメ郵便立換」一一円七八九という記帳があり、その中に「鉱山社」という言葉が使われている。この記事に対応するB帳の「Okada Hema Mining Account」の記事は To「Cost of postages on sundry letters to the Mining Office」である。先述のようにB帳の「Mining Office」勘定はA帳の「鉱山課」勘定であるので、「鉱山課」＝「鉱山社」（以下で言及する「鉱山会社」）であることがわかる。

このように先収会社の帳簿に、さまざまな鉱山関係の勘定科目が設定されているものの、先収会社自体は鉱山業を営んでいないのである。先収会社とは別の組織である「鉱山社」が鉱山業を営んでいたのである。では、阿仁・尾去沢・院内の各鉱山は誰が経営していたのであろうか。

阿仁鉱山については、『工部省沿革報告』に「明治四年廢藩ノ後東京府下商会小野組之ヲ借区シ七年十二月該組破産シ廢業セルヲ以テ秋田県庁ニ委シテ採砵セシム」とあることから、明治六年、七年では小野組が借区して経営していたことがわかる。また、『古河市兵衛翁伝』では、岡田が阿仁・院内・尾去沢などの経営を始めるにあたって、小野系店から資金を仰ぎ、小野組名代と岡田平蔵との「組合稼ぎ持ち山」として、岡田が実際の経営に当たり、小野組が収支を

司ったとしている³⁾。小野組借区の阿仁鉱山の経営にも岡田が関与していたのである。

院内鉱山については、同報告は「明治六年五月鉱山会社某之ヲ借区私行シ七年四月商社小野組之ヲ継業シソノ十一月ニ至テ破産スルヲモツテ秋田県ニ委シテ採磁セシム」（三〇五ページ）と記している。同報告は明治二二年に刊行されたものである。「鉱山会社某」としたのは「鉱山会社全権」⁴⁾の井上馨（同報告刊行当時、鉱山を管轄する農商務大臣）の名前を出すことを憚ったためと思われる。

尾去沢鉱山については、明治六年八月三〇日付で、岡田平馬と瀬川安五郎（小野組）から山内の者へ出された通達に「当鉱山是迄岡田平蔵山主ニテ則金方小野組ト協議ヲ尽シ夫々処分致来候へ共不都合有之、此度従四位井上馨殿凡テ御依頼仕御処分奉仰候事ニ相成、既ニ御同人昨夜御着ニ相成候」⁵⁾とある。岡田平蔵・小野組が井上馨に経営を委任したのである。さらに同年一月六日に尾去沢鉱山の山内に出された通達には、発信者が「東京鉱山会社全権 井上馨 代理 槻本幸八郎」⁶⁾となっている。「鉱山会社」（井上馨、岡田平蔵、岡田平馬の組合と思われる）が尾去沢鉱山を経営することになったのである。「鉱山会社」は院内鉱山も経営しており、阿仁鉱山も同様であったと思われる⁷⁾。

なお、井上馨が投資していた鉱山業に関しては、明治七年三月一七日付の五代才助（友厚）宛井上馨書簡で、「阿仁院内の事も追々前途相考へ候得ば、如斯時節、政府の目的も更に無之、不動産へ金を入置候ても如何相成果候哉、更に見込も不立候てケンノンに相成候事故、野生には断然小野、岡田の組合を放れ、終に小野の方は岡田より譲渡し候事に相成、近来は『メイン』の事は丸で離れ申候」⁸⁾と述べ、この書簡の日付時点までに「メイン」すなわち鉱山から井上は完全に手を引いている。

以上からわかるように、先収会社ではなく、井上が全権の位置にあった「鉱山会社」⁹⁾が、鉱山業を営んでいたのである。したがって、岡田平蔵が死亡したために、先収会社が失った事業は鉱山業ではなかった。先収会社が岡田組に戻し

たのは、鉾山業ではなく、岡田平蔵から供給された資金と岡田組から引き継いだ職員（濃泉勝三郎、長谷川溥ら）⁽¹⁰⁾である。岡田組から引き継ぎ、平蔵死亡後に戻した職員の筆頭は濃泉勝三郎と思われる。⁽¹¹⁾ B帳の「慰労金勘定」には、明治九年二月二十九日に「同年（明治七年…引用者）当社創立ノ際種々尽力ニ付、寸志トシテ小泉勝三郎江遣ス」三〇円とあり、先収会社解散に当たって、会社創立に尽力した濃泉に対して特別な配慮が行われたことがわかる。商売に精通していた濃泉・長谷川らが岡田組に戻ったため、先収会社は危機的な状況に陥ったはずである。井上馨は体勢を立て直すため、長州出身の吉富簡一・藤田伝三郎・木村正幹らを先収会社に引き入れることになる。

(1) 前掲、『世外井上公伝』第二巻、五二五ページ。

(2) 前掲、『工部省沿革報告』二八二ページ。

(3) 茂野吉之助編『古河市兵衛翁伝』（一九二六年）五二二ページ。

(4) 麓三郎『尾去沢・白根鉾山史』（勁草書房、一九六四年）三四九ページでは「東京鉾山会社全権 井上馨 代理 槻本幸八郎」名により明治六年一月六日付で尾去沢の事業所に発した達を引用している。

(5) 「井上氏銅山へ出張ニ付山内之者へ通達ノ写」八月三〇日（尾去沢事件始末書）三井文庫参考図書 E七〇二一（新一八）。山田勲『鉾山開発の先駆者 瀬川安五郎』（国書刊行会、一九八八年）六二ページによると、瀬川は小野組の現地担当者であった。

(6) 前掲、麓三郎『尾去沢・白根鉾山史』三四九ページ。

(7) 五代才助宛井上馨書簡（明治七年三月一七日付）に「阿仁院内の事も追々前途相考へ候」とある（前掲、五代竜作編『五代友厚伝』三〇二ページ）。また、明治六年九月一日付で井上馨が尾去沢の事業所に発した通達に「今般当山其他全権掌握致候ニ付、阿仁銅山ヲ始メ諸山之廻山モ有之候」とある（前掲、麓三郎『尾去沢鉾山・白根鉾山史』三四九ページ）。

- (8) 前掲、五代竜作編『五代友厚伝』三〇二ページ。
- (9) 「鉾山会社」は、先収会社と異なり、定款を作成して社中一同が連印し、政府に出願して免許を得て開業した会社ではない。免許取得前の私的な組合である。

これに対して、先収会社は政府から免許を得て開業した会社である。というのは、明治八年二月二十七日に益田孝は東京府権知事に対して、二月二十六日に井上馨が退社したことを届け出ているからである（公開件名「第一二号 先収会社 社中井上馨退社届」東京都公文書館所蔵 請求番号六〇七―A七―〇二）。なお、東京都公文書館には、先収会社が設立を申請した書類が綴られていると推測される、明治七年の「諸会社願綴込」が所蔵されている。しかしこの冊子は破損がひどく閲覧できないため、設立申請書類を確認できない。

- (10) 大蔵省から岡田平蔵が購入した準承丸の代金支払に関し、「岡田平蔵代理長谷川溥」が提出した書類が東京都公文書館に三件所蔵されている（明治六年九月一日付、同二月二日付、同二月二〇日付）。A帳の「見込商青森米之部」借方の明治七年一月一日に「米買入ノタメ用意金長谷川溥渡並同人旅費トモ」三五三円二五〇が記帳されているので、先収会社の設立と同時に長谷川がその職員となったことがわかる。

- (11) 「維新経済史秘談」（田沼征『経済こぼればなし』厚生閣、一九四一年）三―三八ページ。

七 先収会社の本店と支店網

「千秋社之規則」では「東京之店を本行となし横浜大阪神戸之店を支店となす¹⁾と定めている。東京本店の「LEDGER」（A帳・B帳）をみると、勘定科目が設定されているのは横浜支店、大阪支店、函館支店、神戸支店、長崎支店である。大津の店の勘定は設定されていない。明治七年四月現在、岡田組が「東京横浜大阪函館ノ四ヶ所建築物²⁾」を



第2図 日本橋品川町裏河岸

出所)「明治6年 第壹大区沽券図」中央区立京橋図書館(『中央区沿革図集【日本橋篇】』1995年)。

注) 品川町裏河岸の9番地が岡田平蔵の住所、10番地が岡田平馬の住所。9番地、10番地とも所有者は岡田平馬。

所有していることから、明治七年一月一日先収会社設立に伴い、直ちに、上記四か所の岡田組(これについては後述)の店に先収会社の本支店が設置されたのではないかと推測できる。はたして、このような推測は妥当であろうか。また岡田組の店がなかった神戸と長崎についてはいつ設置されたのか。

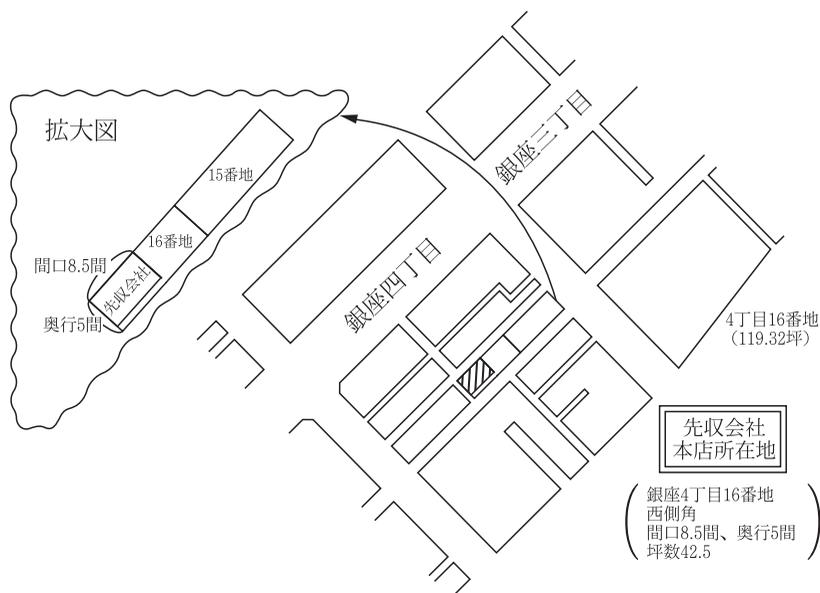
(一) 本店の所在地

明治七年一月一日に先収会社の本店が置かれたのは「日本橋釘店岡田平蔵宅」である。³⁾

岡田平蔵の住所は日本橋品川町裏河岸九番地である。⁴⁾ 明治六年の「第壹大区沽券図」をみると(第2図)、岡田平馬(住所は品川町裏

河岸一〇番地)が一〇番地だけでなく、九番

地の土地所有者でもある。後述するように岡田組は平蔵と平馬の組合なので、九番地・一〇番地に岡田組の店(「日本橋釘店岡田平蔵宅」)があったようである。ついで明治七年三月一日に、「銀座四丁目角」の建物(借家)に本店が移転された。⁵⁾ 本店の正確な所在地は、第壹大区八小区銀座四丁目一六番地である。⁶⁾ 同年六月二二日には、建物の所有者東京

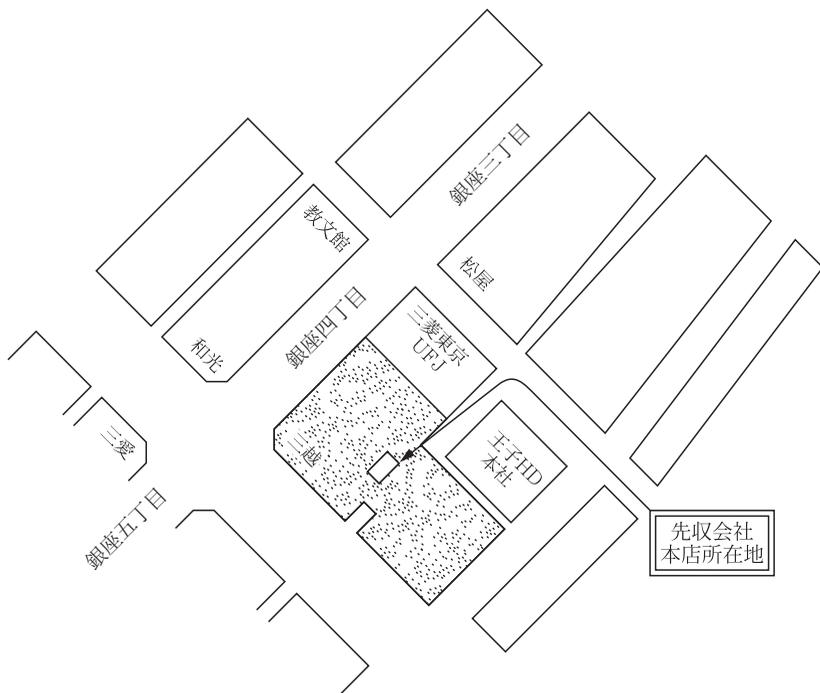


第3図 先収会社本店の所在地

出所)『東京市及接続郡部地籍地図』上巻(東京市区調査会、1912年)京稿11ページ。

府から、この二階建て煉瓦造建物を分割払いで購入し、第一回分一〇六二円五〇〇を払ってこる（B帳「Real Estate Account 不動産勘定」）。

「一一」『天人録』は、銀座の本店の位置を、現在「教文館ビル」がある位置と特定している（二二六ページ）。先述のように資料中に「銀座四丁目角」とあることから、位置を特定したようである。しかし、教文館ビルがある土地の関東大震災以前の地番は、銀座四丁目一番地であり、先収会社の本店があったところではない。「先収会社頭取益田孝」が明治七年六月に役所に届けた「銀座四丁目 先収会社人員御届帳」（神奈川県立歴史博物館所蔵）には、「銀座四丁目拾六番地所角煉化家屋 先収会社頭取」とある。三井武之助が先収会社から不動産を購入した時の記録をみると、「銀座四丁目拾六番地西側四ツ角^⑧」とある。したがって先収会社本店は銀座四丁目という大きな区画の角にあったのではなく、四丁目一六番地という区画の西側角にあったことがわかる（第3図）。本店の位置は、



第4図 東京都中央区銀座4丁目の現況

教文館ビルとは中央通りを隔てた反対側の区画のなかの、現在銀座三越ビルの建つ敷地のなかにあった(第4図)。煉瓦石造り二階家の表間口は八間半、裏行き五間(坪数四二・五坪)である。⁹⁾

(二) 支店の設置

横浜支店の設置を、「二」「物産沿革史」が明治七年四月一日としたため、「二」、「四」、「五」、「八」は同日を設置日(あるいは開店日)と記している。「二」の根拠は、A帳の「賄費」勘定の借方の四月一日に「横浜支店開店ニ付、飲食料」四七円〇二〇と記帳されていることによる。しかし、これ以前の同勘定の借方を見ると、一月三十一日に「一月中横浜支店ノ分」五円六七二という記帳があり、「未決算」勘定の借方には明治七年一月一日に「横浜支店一月分諸費内渡」一〇〇円、「月給」勘定の借方には一月三十一日に「一月中横浜支店委員月給」二〇円五〇〇という記帳が

ある。横浜支店と本店との貸借を記録した「横浜支店」勘定自体も一月一四日から記帳されている。したがって、横浜支店は一月一日に設置され、実際に業務を開始したと考えられる。また、横浜支店は岡田組の店に設けられたと推定される。岡田組の店の所在地は、弁天通四丁目と思われる⁽¹⁰⁾。かつて岡田平蔵が闕所にされる前に営業していた本町五丁目ではない⁽¹¹⁾。その後、横浜支店は、岡田が社中から抜けたため、弁天通四丁目から別のところに移転したはずである。移転した新店舗の開店式の経費が四月一日の四七円〇二〇と二日の「横浜支店開店ノ式施行ニ付入費」一五七円四七七（「諸雑費」勘定）である。盛大な式を催したようである。経費がまとめられて本店に付けられた日から推定すると、新店舗の開業式は四月一日ではなく、三月であろう。新店舗の所在地は、横浜北仲通二丁目と思われる⁽¹²⁾。

横浜支店の主な業務は、輸出用の茶（静岡産など）の買付である。先収会社が集荷した茶をEFCが輸出している⁽¹³⁾。先収会社設立前、岡田平蔵（岡田組）の横浜店は外国商館への茶の売り込み業務を行っていた⁽¹⁴⁾。したがって先収会社の横浜支店は岡田店の茶取引業務を継承したと思われる。茶の集荷には多額の前貸しが必要であり、そのため先収会社の茶取引の仕方は価格変動リスクと貸金回収リスクを負っていた。社中から岡田が除名され、それに伴い岡田の職員が引き上げられ、茶取引に習熟していた職員がいなくなったためか、つぎのように先収会社は明治七年度に茶取引で巨額の損失を計上する。

B 帳の「Profit and Loss Account 損益勘定」（明治七年度決算のための勘定科目）の借方をみると、一八七五年四月七日に「七年中買入茶売代不足之分、此部江入記ス」二二二五円二四七、同一二月二五日に「明治七年中横浜支店ニテ茶売買損益、但此内追々取立可相成分アリ」二万四三八五円四三七五が記帳されている。大量の前貸金による茶の集荷という方法採ったために、期待した水準の仕入価格にならず、販売価格と仕入価格の間に逆鞘が発生し、また前貸金の焦付きも発生したようである。

茶取引で失敗した横浜支店は、明治八年五月に閉鎖された。B帳の「横浜支店」勘定の貸方には、一八七五年五月一日に「横浜支店閉店二付、同所預り正金請取ル」六二四二二五、借方には五月一日に「閉店二付、荷物造り人足其外入費相渡ス」一四二〇〇が記帳されている。また、借方の六月九日に「支店五月分家賃、小津清左衛門江弘」八五円と記帳されていることから、横浜支店は持ち家ではなく、借家であることがわかる。「横浜支店」勘定には、一八七五年（明治八）七月以降の記載はない。したがって、再度、設置されることはなかった。「二」益田伝、「三」佐々木論文が記すような「一時閉鎖」ではない。

つぎに横浜支店の責任者はだれかをみよう。「二」『物産沿革史』では「岡田組」設立の直前に「馬越ハ横浜受持トルコトニ内定」としている。「二」益田伝も同様の記述である。「八」『事業史』では「岡田組」で「馬越恭平が横浜支店を担当することになった」としている。しかし、どの論考にも「内定」と捉えることのできる証拠は示されていない。これに対して「七」『物産一〇〇年史』では、横浜支店を「岡田組時代に、馬越恭平が担当すべく内定していたというが、実際には、彼は本店で陸軍省御用課の仕事を担当している」（二七ページ）と記し、実際に横浜支店を馬越が担当したとする説を否定し、御用課の担当とした。これが妥当な把握である。念のため、証拠を挙げて、馬越の担当をみよう。

馬越自身の証言によると、「東京の方の所謂番頭の一番上のを、私が矢張番頭と云ふのでやって居ったのです。私より、上の人が、平田喜十郎、桜井□^{ハルカ}〔邈…引用者〕と云ふ男が居ました」という。⁽¹⁵⁾先収会社において馬越は番頭として東京本店で勤務していたのである。では、具体的な仕事は何か。

A帳の「未決算」勘定の借方をみると、明治七年一月一日に「一月分諸費馬越恭平渡、但本店ノ分」六〇〇円が記帳されており、これ以降、三月三十一日まで、本店諸費を賄うための現金が馬越に渡されている。四月の本店諸費は桜井邈

へ、五月・六月の本店諸費は雑務課に渡されている。七月一日には、「雑務課」の「山尾」へ八〇円、「御用課馬越江渡ス」二五五〇〇という記載がある。これらの記帳から判断すると、馬越は一月―三月までは、東京本店の総務担当（雑務課）の位置にあり、ついで本店の御用課勤務となったと思われる。馬越は、明治七年度分利益処分の際に、課長として「慰労金」五〇〇円を支給されているので、御用課の課長を務めていたことがわかる。このように馬越はずっと本店勤務であり、横浜支店勤務ではない。

なぜ「二」が横浜支店担当と誤認したかを推測すると、馬越が三井物産で一五年も横浜支店支配人を務めていたため（明治一〇年九月五日―明治二五年六月三〇日）、その役職と「岡田組」での役職を取り違えたためと思われる。後の論考はこの誤りを踏襲したのである。では誰が横浜支店の責任者になったのか。明治八年一月付けで、先収会社の益田孝・木村正幹名で中泰助宛てに「今般横浜当社支店預り人堀精助依願退社候ニ付、向後其許江預り人申付候」という内容の委任状を交付し、中泰助を横浜支店「預り人」に任命している。したがって、明治七年の横浜支店の責任者（預り人）は堀精助である。明治七年七月頃から一二月頃までは木村正幹が同店担当の頭取として横浜に滞在していたと思われる。堀精助退任後は、明治八年一月から支店閉鎖の五月まで中泰助が預り人を務めたと思われる。

つぎに大阪支店をみよう。会社設立時は岡田の大阪支店に大阪支店が設置された。⁽²⁰⁾「二」は岡田の大阪店所在地を淡路町としている。⁽²¹⁾そのため、後の論考は先収会社の大阪支店の位置を淡路町と記すことになる。しかし、前掲、岡田平馬・岡田平太郎等「議定書」のなかに「平蔵ハ大阪内淡路町二丁目ニ住居」と記されている。明治二年にこの店を訪れて平蔵と再会した成島柳北も場所を内淡路町と記している。⁽²²⁾つまり、岡田の大阪店は内淡路町にあったのである。平蔵死後、土佐堀一丁目へ移転した（土佐堀一丁目の旧長州藩の蔵の位置）。移転先や移転の経緯については後に詳述するので、とりあえず、この蔵などを買って支店を設置する資金を一月二八日に東京本店が大阪へ送金する措置をとっていること

だけを指摘しておく。このように先収会社の支店は、最初、内淡路町二丁目設置され、平蔵死後に、土佐堀一丁目に移転されたのである。

なお、大津の店にもふれておくと、大津は支店ではなく、大阪支店の「大津支社」(大阪支店の出先)である。⁽²³⁾

さらに函館支店についてみよう。B帳の「Hakodate Branch」勘定の借方の一八七四年一月二十四日に経常費(「current expenses」)のための横浜宛の手形二〇〇円が記帳されている。「千秋社之規則」に函館支店は規定されていなかったものの、会社設立後まもなく、一月中に設置されたようである。函館には岡田組の店があったので、そこに支店を設置したのではないかと思われる。明治七年一月一日付で山口の吉富簡一に宛てた井上馨の書簡に「こやし之義は、雀糞ノミニアラズ、ホシカ・ニシン之様ナル者、蝦夷物産迄御取寄之方略第一と奉存候」⁽²⁴⁾とあることから、函館支店で魚肥を取り扱おうとしたのかもしれない。しかし、東京本店の「LEDGER」には魚肥に関する記事がみあたらない。先収会社は青森米を取り扱っている、この担当が函館支店であったとも考えられるので、青森米関係の記事をみよう。

A帳の「見込商青森米之部」勘定をみると、借方の明治七年一月一日に「米買入ノタメ用意金長谷川溥渡並同人旅費トモ」三五三円二五〇から記載が始まっている。直前まで岡田組の幹部職員であった長谷川溥に対して会社設立日に青森赴任を命じたのである。借方の一月一日に「米買入ノタメ青森へ送金」一万八〇〇円、二月二六日「青森出張小林義郎持参」二万円、八月三十一日「青森ニテ米買入ノタメ送ル」八千円などの記帳があり、青森で米買付を行っていることがわかる。B帳「Venture Rice from Awamori」勘定これらの記事に対応するものをみると、二月二六日は「To Cash shipped placed on Costa Rica to Hakodate in a box」、八月三十一日分は「To Cash sent to Hakodate for Rice purchases debited to spl [special...引用者] a/c」と記載されている。つまり、いったん船(二月二六日はコストリカ号)で函館に買付資金を送り、そこから青森へ送っている。函館は経由地に過ぎず、函館支店が青森米の買付を

行ったのではないようである。再び、B帳の「Hakodate Branch」勘定に戻ってみると、借方の一月三十一日に二〇〇円を損益勘定に移すという記載があり、結局、二〇〇円は明治七年の損失に計上された。同勘定には他に記事がなく、東京本店と函館支店との貸借は二〇〇円だけであった。

したがって、函館支店は明治七年一月に設置されたものの、ほとんど活動せず、同年中に閉鎖されたと思われる。これに対して、青森県には支店が設置されなかったものの、まず、長谷川溥が一月に派遣され、平蔵死亡後には、平田喜一郎や早川忠七（兩人とも課長あるいは課長相当かそれ以上）などが派遣されており、先収会社は青森での米買付に力を入れていたことがわかる。尾去沢鉾山関係の資金をこの勘定で受け入れているので、青森米の主要な売却先のひとつは秋田の鉾山と思われる。²⁵⁾ このように青森米の担当は函館支店ではなく、東京本店であった。

つぎに神戸をみよう。A帳に「神戸支店」勘定は設定されているものの、なにも記載されていない。B帳でも設定されているものの、勘定名が訂正されて「大阪支店」勘定のページに転用された。したがって実際には、神戸支店は設置されなかったと考えられる。

岡田組は長崎に店を持っていなかった。そのためか、長崎支店の設置は「千秋社之規則」に定められていない。B帳の「Nagasaki Branch」勘定の借方には、一八七四年八月十三日に山尾熊三へ五〇円を渡したという記載（「To Cash paid Yamao Kumataro」）があり、借方には翌一八七五年三月八日に「山尾熊三長崎支店開店ノ節、持参セシ五十円之内、同人月給其外諸運送賃等遣払セシ分、明治七年ノ損益勘定エ記スル」四八円〇八三、三月一日に「同人五十円遣払ノ残金請取ル」一円九一八が記載されている。これらから、明治七年八月に長崎支店が設置されることがわかる。前述のように先収会社は明治七年八月三日に工部省から官営高島炭坑の石炭販売を受託している。したがって、長崎支店の主要な業務は官営高島炭の販売と考えられる。明治七年末に高島炭販売の受託が打ち切りとなったため、²⁶⁾ 明治八年

三月頃に閉店したと思われる。

以上、支店について明らかにしたことをまとめるとつぎのとおりである。明治七年一月一日に先収会社が設立されると同時に横浜支店、大阪支店が設置された。函館支店はやや遅れるものの一月中に設置されている。ただし函館支店は実際にはほとんど活動しなかったと思われる。神戸支店は規則に定められていたにもかかわらず、設置されなかった。ついで八月に長崎支店が設置された。ところが、その後、明治八年の三月頃に長崎支店が、五月に横浜支店が閉鎖されている。そのため先収会社が解散される明治九年六月一五日まで存続した店は、東京本店と大阪支店だけである。

- (1) 前掲、「先収社規則」明治七年。
- (2) 前掲、岡田平馬・岡田平太郎等「議定書」明治七年四月。
- (3) 三月二日付（明治七年）の大阪支店の通知（前掲、「諸規則改正並諸課江布達控」）。
- (4) 前掲、岡田平馬・岡田平太郎等「議定書」明治七年四月。
- (5) 前掲、三月二日付（明治七年）の大阪支店の通知。
- (6) たとえば、先述の一八七四年六月一日の先収会社益田孝とサアとの雇用契約書（訳文）に所在地がこのように記載されている。
- (7) 『東京市及接統郡部地籍地図』上巻（東京区調査会、一九二二年）京橋一―一ページ。
- (8) 「以書附奉願上候」（三井文庫所蔵史料 本一二二五）。
- (9) 「先収会社不動産」（三井文庫所蔵史料 本一二二五）。
- (10) 竹内護亭『明治百商伝』第二卷（一八八〇年）九ページは弁天通にあったと記している。明治三年五月現在の横浜商人の名簿をみると、弁天通四丁目「伊勢屋平作 伊勢平 生系売込」とある（『横浜市史稿』産業編、一九三二年、二九

- （ページ）。なお、岡田平蔵の長男の平太郎は海岸通四丁目に店を構えていたと、「二」益田伝」の編纂者に証言している。平太郎は明治三年生まれのため、実体験の記憶ではなく、後年になっての記憶と思われる。
- (11) 幕末に岡田平作は神奈川表小買物用達だけでなく函館方用達も勤めていた。横浜の店（伊勢屋平蔵）は本町五丁目にあった（「安政六年現在横浜町居住商人配置図」『横浜市史』第二巻、付録）。慶応三年（一八六七年）四月に贈賄の罪で平作・平蔵の資産は闕所として幕府に没収され、江戸居住を禁じられた。このため、いったん江戸・横浜・函館の店を失うものの、明治元年（一八六八年）四月に新政府から赦命をえ、再び江戸・横浜・函館に店を開設したと思われる（『藤岡屋日記』第一五巻、三一―三三ページの慶応三年四月二日条、前掲、岡田平馬・岡田平太郎等「議定書」明治七年四月）。
- (12) 先収会社（『電報綴』明治七年―明治八年（神奈川県立歴史博物館所蔵）の一月二六日付電報（明治八年と推定）。この電報は「横浜北中通二丁目 先収会社」宛、「東京銀座 同社 木村」発信のものである。
- (13) A帳には「エドワルド茶勘定」のほかに、「茶前金」勘定が設定されている。「茶前金」勘定には、頻繁にEFCとの取引が記帳されている。B帳でも同様である。
- (14) 『横浜市史』第三巻上（二九六一年）六〇四―六〇六ページ。名前は「伊勢屋平造」と表記されている。
- (15) 前掲、「馬越恭平氏談話速記録」一九二八年七月二三日聞き取り。
- (16) B帳の「慰労金勘定」借方の明治九年二月二八日。明治七年分の慰労金の額は（大阪支店分が不明のため、大阪支店関係職員を除く）、馬越の五〇〇円が最も多く、ついで平田喜十郎四〇〇円（ただし「青森商事不都合二付、没入」、桜井逸三六〇円、堀精助（後述のように横浜支店預り人）二八〇円、増田勇助二〇〇円、出口保三の一七五円、古谷竜三二四〇円、中泰助八〇円、雲行兼治七〇円、早川忠七の四〇円である。大阪支店関係を除くと、以上の一〇名が明治七年に課長（あるいは課長相当かそれ以上）であったため、「慰労金」の支給対象者となった。なお、伊東彦七に「慰労金」が支払われたかのような記帳がある。しかし、他の記帳をみると「手当金」が支払われており、したがって伊東は未だ課長ではない。
- (17) 益田孝・木村正幹「委任之事」明治八年一月（神奈川県立歴史博物館所蔵）。

(18) B帳の「M Kimura Massamoto Kimura」勘定の借方をみると、一八七四年七月一八日と二三日に横浜で家屋購入のため七一〇円と一〇〇円を支払い、八月七日に家屋修繕費として八六円三三〇を支払っている。横浜において木村へ正金を支払ったという記事（「Cash paid in Yokohama」）は八月二六日が最初であり、最後は十二月二〇日である。また貸方をみると、十二月三十一日に横浜の家屋売却代金八六八円二二三が記帳され、同日、「Real Estate Account 不動産勘定」借方に横浜の家屋購入代金八六八円二二三が記帳されている。つまり、十二月三十一日に先収会社が横浜の木村の家屋を購入したのである。したがって七月頃から十二月まで木村は頭取として横浜に居住していたと考えられる。なお、木村から先収会社が購入した家屋は、石川口六番地の建家、同四二番地の建家など四棟と思われる。これらの建物は先収会社から三井物産へ売却された（前掲、「先収会社不動産」）。

(19) 堀は先収会社を退職して独立し、横浜で茶の売込商を営んだ。明治二八年の茶売込数量でみると、堀商店は横浜で第四位にまで成長している。堀有三によると、「父堀精助は明治八年より横浜に於て茶問屋を営み、明治十七年以後、各年度末にその年の商館売込み統計を作製しこれを『貿易競べ』と題して各方面に配布当業者の参考に供した」という。茶業組合中央会議所編『日本茶貿易概観』（茶業組合中央会議所、一九三五年）二二九―二三三ページ。

(20) 明治七年一月二二日付の吉富簡一（在山口）宛の井上馨書簡に、大阪の「岡田店迄直ニ報告候様厳重御申付置奉願候」とあることから、先収会社の大阪支店が岡田組の大阪店に設置されていたと考えられる（吉富家所蔵本 井上伯書簡其他」一、井上馨伝記編纂資料 W―四―三八一）。

(21) 何に依拠して淡路町としたかは不明である。「一」以前に発表されたもので「淡路町」としたものは、前掲、長井実編『自叙益田孝翁伝』と、田村征が一九三八年五月〜七月に何かの雑誌に発表した「維新経済史秘談」である。前者（一四四ページ）では、益田孝が「大阪の淡路町に支店があつて、米の商売をして居った。此の店も私は頼まれて監督して居った」と述べており、後者では、「淡路町に店舗を構へて」いた平蔵の死亡直後、「濃泉さんに直ぐ来い」との、速飛脚が、一日に二度も着いて、勝三郎は、急遽、大阪の岡田の店―実質上、先収会社大阪支店―に駆け付けた」（前掲、田村征『経済こぼればなし』所収、一一、三二二ページ）と記されている。

(22) 成島柳北は明治二年一〇月九日に「内淡路町なる岡田平蔵の家に立ちより」、二〇日に「内淡路町の岡田平蔵を訪ふ、主人喜び酒酌て種々の物語す、「中略…引用者」今宵は此家にとまりぬ」と「航薇日記」に記しており、内淡路町に平蔵が居住していたことがわかる（『柳北全集』博文館、一八九七年、一二四―一二五、一五〇ページ）。

(23) 前掲、「諸規則改正並諸課江布達控」に「大津支社」の勤務者として、岡島鴻一郎・秋本弘輔の二名（明治八年一月二三日現在）が記録されている。

(24) 前掲、『世外井上公伝』第二巻、五二四ページ。

(25) A帳の「見込商青森米之部」勘定の借方には、二月二六日に「小林義郎旅費外用意金」七五円、六月三日に「平田旅費手当ノタメ渡ス」二〇〇円、二月八日に「早川忠七青森出張ニ付月給並ニ旅費ヲ払」二〇〇円が記帳されている。貸方には、一月一〇日に尾去沢鉦山への支払予定金一万円が記帳されている。

(26) 高島鉦山について、明治七年一月一〇日に後藤象次郎らが政府に払い下げを申請し、それが認められたため、一二月二三日に「当炭坑ノ営業ヲソノ買受人後藤象次郎ニ交付」し、明治八年一月九日に「当炭坑官行中ノ残務決了シ此日支庁ヲ閉」じた（前掲、『工部省沿革報告』二七七一―二七八ページ）。これらの経緯から、先収会社の高島炭販売受託は明治七年一二月に打ち切りになったと考えられる。

八 先収会社の利益

(一) 先収会社の利益以外の利益の混入

先収会社は明治七年一月一日に設立されているので、B帳に記録されている明治七年一月―明治九年六月二五日の純益金額はすべて先収会社の純益金額である。ところが、この純益金額の中に、本来の先収会社の利益以外の利益が含ま

明治八年				
第十二月	25	イ号並アルウィン江弘渡スヘキ分預ル	J138	63,000.000
	31	新公債証書高三万四千貳百円、百円ニ付五十八円五十銭ツツニテ山口授産局江売渡ノ分、代金受トル	J142	20,007.000
				83,007.000
明治九年				
第一月	1	差引残り高持来ス		18,507.000
	10	アルウィンより受トル	C194	5,000.000
				23,507.000

れている。そのため、まずこの混入している利益を検討しよう。

B帳には「イ号勘定」という勘定科目が設定されている(第4表)。結論を先に記すと「イ号」は井上馨の秘匿名称である。「イ号勘定」の貸方には、明治八年十二月二十五日に「イ号並アルウィン江弘渡スヘキ分預ル」六万三〇〇〇円が記帳されている。D帳(仕訳帳)をみると、これに対応する仕訳は「十四番洋銀勘定」の「太平洋船舶売買ニ付、口銭トシテ四番より十四番江受金ノ内、当方江預ルヘキ分貸ス」六万三〇〇〇円となっている。つまり、先収会社が受け取った六万三〇〇〇円は、横浜四番(太平洋郵便汽船会社 Pacific Mail Steam Ship Co. の代理店)から一四番(EFC)経由で先収会社に渡された船舶売買に関する口銭であることがわかる。同日、直ちに「イ号」へ二万五〇〇〇円、アルウィンへ三万八〇〇〇円が支払われた。そこで益田孝「備忘録」でこの船舶売買に関わると思われる明治八年の記事をみよう。

八月二日条「午後二時半之汽車ニ而横浜江至ル、但シ井兄より之命ニ依リ、アルウィン、セントル、岩崎氏と面会之事ヲ促ス為ナリ」

八月三日条「アルウィン、シエントル朝来リ、直ニ三菱岩崎江行キ帰途再来ル」
八月一〇日条「昨夜第十時ノ汽車ニ而アルウィン来リ、セントルより之書付ヲ

第4表 B帳の「イ号勘定」

(単位：円) Dr.

明治八年						
第十二月	25	イ号預リノ分払			C187	25,000.000
	〃	アルウイン江預リノ分払、委細此事ハ往復状ニ明カナリ、見合スベシ			〃	38,000.000
	〃	十月廿七日正金ニテ渡ス	@101	\$ 1490.07	J137	1,500.000
		差引残リ高				18,507.000
						83,007.000
明治九年						
第五月	31	イ号勘定差引残金ノ分、損益勘定江回ス			J185	23,507.000
						23,507.000

出所) 先収会社「LEDGER」明治7-10年(三井文庫所蔵史料 物産620)。

持参シ一泊ス、朝第十時迄起床セス、朝右書付ヲ翻訳シ而岡本健三郎江送ル、但し原書、翻訳書共ナリ、十時四十五分ノ汽車ニ而アルウイン同道出京ス」

八月二日条「今朝アルウイン氏来ル、岩崎氏之返事ハ弥之助氏帰京ノ上直ニ可致との事なり」

八月一九日条「岩崎^(弥)矢ノ助一昨日拾四番へ来リ、四番之談アリシト」

八月二五日条「シエントル、アルウイン来リ、岩崎氏を問フ、同氏留守」

九月六日条「シエントルニ逢ひ而東京の事ヲ申伝ヘリ」

一〇月八日条「井上氏、宮本氏、四番之談判とし而今日横浜江出張ス」

八月二日に、井上馨（「井兄」）の命を受けて、益田孝は横浜に行き、アルウインと「セントル」に対して「岩崎氏」と面会するよう促し、翌日、アルウインらが「三菱岩崎」へ行っている。「岩崎氏」が岩崎弥之助であることがわかる。三菱側で登場しているのは、岩崎弥之助と岡本健三郎（元土佐藩士、元大蔵大丞。明治六年に下野した政治家）、太平洋郵便汽船側で登場しているのは井上馨、アルウイン、「セントル」である。

『三菱社誌』をみると、明治八年一〇月一六日に、アメリカの太平洋郵便汽船（および東西汽船）から郵便汽船三菱会社が横浜―上海航路・船舶を洋銀八一万ドルで買収する契約書（二通）が締結されている。契約書のうち一通は、「三菱汽船三菱会社長 岩崎弥太郎」と「太平洋郵便汽船会社 支那

日本総代理人 アレキサンドル、センドル」(もう一通は「東西汽船会社 支那日本総代理人 アレキサンドルセンドル」)であり、「アールダブリュルウン」(アルウィン)と「ガリュビ子ス」が契約の立会人となっている。⁽¹⁾したがって「セントル」(A. Centar) は太平洋郵便汽船と東西汽船の中国・日本地域の総代理人であることがわかる。アルウィンは、かつて太平洋郵便汽船の業務を代理する日本駐在員として一八六六年(慶応二)に來日したという経歴をもつ。⁽²⁾アルウィンとともに、井上馨は秘かに太平洋郵便汽船の交渉代理人をしていたと思われる。だが買収資金の洋銀八一万ドルが日本政府から低利で三菱に貸与されるため、政府への復帰が決まっていた井上にとって、政府からの資金の一部を口銭として公然と受け取ると政治的・道義的責任を追及される恐れがあった。そのため、先収会社が口銭を受け取る形式をとり、そのうち二万五〇〇〇円が先収会社から「イ号」に渡されたと思われる。したがって、イ号は井上馨の秘匿名称である。二万五〇〇〇円を現在価値に直すと、一〇億二五〇〇万円もの巨額である。⁽⁴⁾結局、先収会社が受け取った口銭全額が二人へ支払われたため、先収会社の決算に利益として混入してはいない。

「イ号勘定」貸方の明治八年には二月三一日にも記帳がある。これは新公債証書額面三万四二〇〇円を大阪支店が山口県授産局⁽⁵⁾へ売却した代金二万〇〇〇七円を「大阪支店勘定」から付け替えたものである。⁽⁶⁾売却代金の現在価値は八億二千万円もの高額である。もし、公にできるものであれば「井上馨殿勘定」(井上馨自用勘定)に記帳されるはずである。「イ号勘定」に記帳されたのは、知られたくない誰かから、新公債証書が贈与されて井上が所有していたためと思われる。⁽⁷⁾

秩禄公債、新公債など当時の国債は記名式であるため、公債証書の表面に最初の所有者名から現所有者名までの全員と売買年月日を記入するようになっていた。年一回(秩禄公債)あるいは二回(新公債)、国債利子を受け取る際に、この公債証書を東京府などの国の機関あるいは第一国立銀行などの支払代理人へ提出する必要があるため、其の時に支

払う側は所有者名を確認することになる。もし、所有者が自分であることを知られたくない場合、借名して形式上の所有者（たとえば先収会社）を記せば真の所有者が誰かを隠すことができる。⁽⁸⁾井上は先収会社名義で新公債や秩禄公債を所有していたのではないかと思われる。

ところで、「イ号勘定」では、明治九年一月一〇日にアルウィンから五〇〇〇円（現在価値二億〇五〇〇万円）を受け取っている。この金がいかなる性格のものか判明しない。公にできない外商がらみのものようである。他方、借方の明治八年一二月二五日に一五〇〇〇円の支払が記録されている。これは実際には明治八年一〇月二七日にEFCが井上馨へ渡したものである。⁽⁹⁾結局、新公債売却代金とアルウィンからの受取額から一五〇〇〇円を引いた二万三五〇七円が明治九年五月三十一日に先収会社の「損益勘定」に付け替えられた。したがって、「イ号勘定」の利益二万三五〇七円が先収会社の利益に混入されて、先収会社の純益金が計算されることになったのである。⁽¹⁰⁾

なお、「イ号勘定」とは別に井上馨の勘定と推認される「橋本祐三郎」勘定がB帳に設定されているので、これについても触れておく。この勘定は、明治八年一〇月八日から記帳され、同年一二月二八日まで、地券を抵当として合計六〇〇〇円（六件）が貸し付けられている。その後は、先収会社解散まで六〇〇〇円の貸付残高のままであり（ただし利息は明治九年三月分まで支払）、解散時点ではいまだ返済されていない。先収会社の職員でB帳に勘定科目が設定されているのは橋本祐三郎だけであることから、この勘定が特別な勘定であることを窺わせる。なぜ、この勘定が井上馨の勘定と推認されるか、その理由を示すために、まず橋本がどのような人物かをみよう。

三井文庫には、明治四年八月二二日作成の「《金札貳千五百両請取書》」が残されている。⁽¹¹⁾これは「井上大蔵大輔執事橋本介三」が三野村利左衛門に宛てて作成したものであり、橋本の判が捺印されている。また、井上馨が横浜の自邸（横浜の宮崎町に所在）を三井組へ売却したときに作成された領収書のうち二通（明治七年一月二〇日と同二七日）

は、「井上馨代理 橋本祐三郎」あるいは「井上馨代 橋本祐三郎」が捺印して三井組支配人に宛てたものである⁽¹²⁾。印をみると、橋本介三のものと同橋本祐三郎のものが同一なので、介三と祐三郎が同一人物であることがわかる。また、先収会社のB帳「KawI Enouye Private a/c」には、一八七四年（明治七）六月七日に「Hashimoto his servant」（和訳すると、井上の召使い橋本。なお、A帳での六月七日の記事は「代人橋本エ渡ス」へ正金一五〇円が渡されている。明治八年一月時点における先収会社の名簿には、橋本祐三郎の名前があり（会社の規則を守ることを明治八年一月に橋本が誓約）、「横浜宮崎町寄留」（井上馨の家に寄留と思われる）、月給七円五〇銭と記録されている。B帳の「井上馨自用勘定」には明治八年七月二四日に「橋本祐三郎大阪行ニ付、旅費及ヒ日当、同人江渡ス、但シ正金帳ニ明記ス」として一五円七五〇が支出されており、橋本が井上の用務で大阪へ行ったことがわかる。明治九年二月に支給された明治七年度分手当金の受給者に橋本祐三郎は含まれていない。明治九年六月一五日に明治八一九年度分手当金一五円を橋本は受け取っている⁽¹³⁾。したがって橋本は明治八一九年頃、先収会社の職員であった。

以上から、橋本祐三郎（もと介三）は、明治四年頃にはすでに井上馨の執事として井上の代理を務め、その後、明治八年には先収会社に籍を置きながら、井上の執事として井上の個人的な指示で動いた人物と思われる。橋本が六〇〇円（現在価値二四六〇万円）もの借金を先収会社解散時でも返済しませんでしたのは、この借金が橋本自身のものではなかったからであろう。その後、橋本は三井物産の職員とはなっていない。にもかかわらず、「橋本祐三郎」は三井物産から次々と借り入れている。さらに、この「橋本祐三郎」名義の借入金に「井上馨」名義の借入金が合わされて、一八九三年上期末には「橋本祐三郎」名義の借入金全額（二万三二四二円、現在価値四億八九三三万円）が貸し倒れ処理されている⁽¹⁴⁾。この事実からも、橋本は井上馨の執事（召使い）であり、したがって先収会社の時も三井物産の時も、「橋本祐三郎」名義の借入の実態は井上馨による借入と推認される。

第5表 先収会社の年度別純益金 (単位：円)

年度	純益金	うち東京本店分	うち大阪支店分
明治7年	47,650.330	8,183.522	39,466.808
明治8年	63,919.684	41,125.561	22,794.123
明治9年	37,562.474	32,044.835	5,517.639
明治7～9年	149,132.488	81,353.918	67,778.570

出所) 先収会社「LEDGER」明治7-10年(三井文庫所蔵史料 物産620)。

- 注) 1. 明治7年度決算では、純益金を50,400円336とした。しかし、のちに47,650円33に修正された。
 2. 明治8年度は未決算である。そのため、明治7年・8年度見積額111,570円014から上記の明治7年度分を差し引いた数値を計上した。
 3. 明治9年度も未決算である。そのため、明治7～9年度の純益金から明治7、8年度見積額を引いた数値を、明治9年度として掲出した。

(二) 先収会社の純益金と商品別利益
 先収会社の設立(明治七年一月一日)から解散(明治九年六月一五日)までの純益金は一四万九一三二円四八八であった。⁽¹⁵⁾ うち単年度で決算がおこなわれたのは明治七年度(一月一日―二月三日)だけである。明治七年度については、いったん純益金(明治七年中利益金)を五万〇四〇〇円三三六としたのち、四万七六五〇円三三〇に修正した。

明治八年度に決算は行われなかったものの、明治八年二月二六日に明治七年度と明治八年度の純益金合計を一一万一五七〇円〇一四と見積もった記事がある。⁽¹⁶⁾ この数値から明治七年度純益金を引くと、明治八年度純益金の見積額は六万三九一九円六八四となり、この数値を先収会社の設立(解散までの純益金から引くと、明治九年(一月一日―六月一五日)の純益金(ただし、暫定値)は三万七五六二円四七四となる。ただし混入しているイ号勘定分を除くと、一万四〇五五円四七四に止まる(第5表)。

つぎに本支店別でみよう。B帳の損益勘定をみると、大阪支店については収益と費用の数値が計上されたのではなく、純益金の数値だけが計上されている。そのため、大阪支店については、収益の内訳、費用の内訳が判明しない。大阪支店以外については、東京本店が他の支店分も含めて収益・費用を計上している(ただし、すべての費用ではない)。したがって、純益金に限定すれば、大阪支店の数値と、東京本店の数値(全体から大阪支店を除いた数値)が判明す

第6表 明治7年損益勘定(1月1日-12月31日)

(単位:円)

損失・費用		収益・利益	
茶売買損失	26,700.622	米利益	40,135.989
米損失	2,852.985	布類利益	13,759.744
金属損失	5.000	金属類利益	3,197.616
布の費用・損失	448.725	茶利益	2,776.826
その他商品損失	0.169	石炭利益	2,488.658
EFCによる茶前貸金に対する利子	3,000.000	船売込の仲介手数料	5,917.633
香港上海銀行からの米前貸金利子	4,712.140	その他商品利益	796.413
同上、米担保借入金に対する利子	6,395.600	手持ち公債評価益	3,034.695
リオ・J・サアの旅費と1年間の給与	3,709.030	利子差引	3,141.677
米罰金受取の誤記訂正(付け戻し)	2,000.000	その他	488.040
その他	2,707.648	(以上、小計)	75,737.291
[大阪支店を除く店経費]	2,844.501		
給与	2,844.501		
その他	9,427.343		
小計	12,271.844		
明治7年利益金	50,400.336	大阪支店利益	39,466.808
合計	115,204.099	合計	115,204.099

出所) 先収会社「LEDGER」明治7-10年(三井文庫所蔵史料 物産620)。

注) 明治7年度の純益金は、後に4万7650円33銭に修正された。

る。明治七年度では純益金の八割以上を大阪支店が上げ、東京本店は二割に満たなかった。明治八年度・明治九年度になると東京本店の純益金が大阪支店を大幅に上回っている。そのため、明治七年―明治九年の全期間でみると、大阪支店が四五%を占め、東京本店(五五%)に近い成績を上げている。ただし、イ号勘定分を除くと、逆に大阪支店の数値六万七七八円五七〇は東京本店の数値五万七八四六円九一八を約一万円も上回っており、先収会社において大阪支店が東京本店と並ぶ位置にあったことがわかる。

しかし、大阪支店ではどの商品で、どのくらいの利益(あるいは損失)が生まれたのかが判明しないため、大阪支店以外で、各年度での商品別の成績をみよう。明治七年度の主な取扱商品は米・布類・金属類・石炭・茶であった(第6表)。

このうち米の利益が最も大きい。米の利益四万〇三三五円九八九のうち、実物取引に伴う利益は少なく、ほとんどが限月米取引(定期米取引)による利益(三万九〇

九六円五八七）である。ただし、米については別に二八〇二円九八五の損失も計上されている（内訳は、仙台米・奥州米での損失一三七八円九六五、限月米取引での損失一三九〇円など）。なお、東京本店関係では実物米で最も多く取引されたと推定される青森米については、青森に派遣された平田喜十郎が失策を犯したため⁽¹⁸⁾、「Venture Rice from Awamori」勘定では損益計算が先送りされ、明治七年度決算に損益が計上されていない。ようやく、明治九年二月二七日になって明治七年度分の青森米損失が一〇〇〇円と見積もられて計上されている。

先収会社の米取引の特徴について益田孝は、「先収会社でも物産会社でも、米の投機をするのではないから、買った米が運搬の途中で相場の変動に遭つても、其れには関係のないやうに、産地で買ふと直ぐ米商会所即ち米穀取引所で売つて置いた⁽¹⁹⁾と述べている。A帳の「売買米預金」勘定（限月米取引を記録）をみると、借方の明治七年二月二三日に、「東京商社ニテ売米五百枚、但六円三十銭、右証拠金糸屋平八渡」五〇〇〇円など、糸平（田中平八）などを通じて東京商社や横浜金穀相場会所で定期米を売り、のちに買い戻していることがわかる。このように実物取引の価格変動リスクを限月米（定期米）取引によってカバーしているため、実物取引あるいは限月米取引の成績を個別にみるのではなく、合わせた数値を見る必要がある。先述の青森米損失見積額と米の誤記訂正二千円を除いてみると、明治七年度の米取引全体（ただし、大阪支店分を除く）では、差引三万四五千三三三〇〇四の利益となり⁽²⁰⁾、取扱商品のなかで好成績を上げていることがわかる。

布類の内訳は毛織物（絨、毛布）と綿布であり、毛織物は輸入品、綿布のほとんどは国産品と思われる。布類利益一万三七五九円七四四の六割が陸軍省への売却で生まれている。金属類の内訳は銅⁽²¹⁾、鉄、金、鍮（青銅）であり、いずれも国産品と思われる。金属類利益三一九七円六一六のなかでは、阿仁銅の手数料が大きい⁽²²⁾。石炭の内訳は官営高島炭である。石炭利益は、実際の高島炭販売受託が約二か月に過ぎなかったにもかかわらず、二四八八円六五八に上っている。

茶（国内産）取引では、二七七六円八二六の利益をあげている。これは横浜支店とEFCとの間の茶前貸金勘定での利益である。ところが、他方で二万六七〇〇円六二二もの巨額の損失を計上した。この損失の内訳は、横浜支店での損失が二万四三八五円三七五、東京本店の「茶買入勘定」での損失が二三一五円二四七である。このように横浜支店で失敗したため、差引すると茶取引で二万三九二三元七九六もの巨額損失となった。

また、船舶売買を仲介したことによる手数料収入五九一七円六三三がある。手数料取得の経緯はつぎのとおりである。横浜四八番のジェイムズ・C・フレージャー商会（James C. Fraser & Co.）は、船主（英国マンチェスター居住の「ジョーン・ペンドル」）の代理人（エージェント）としてエンタイ号（Yantai）を日本政府に売り込む際に、先収会社に日本政府との仲介（ブローキング）を依頼した。結局、先収会社はブローカーとして、洋銀一万六八〇〇ドルで日本政府（逓地事務局）への売込みに成功し、この売込みの仲介手数料として、売却代金の五％（洋銀五八四〇ドル。日本円換算六〇一七円六三三）を一〇月二〇日に受け取った。そのうち、一〇月二五日に、同商会の日本人職員へ一〇〇〇円を渡したため、差引したのちの手数料額は五九一七円六三三となる。

この他に、特殊な利益として手持ち公債の評価益三〇三四円六九五がある。これは先収会社が東京の第一国立銀行や神戸・大阪などで購入した国債（ほとんどが新公債、一部が秩禄公債）をまったく売却せず、市場価格が高騰したため、期末に所有国債（取得原価五万六三三円八〇五）の評価益（Value of Govt Bonds on Hand）を計上したものである。評価益は取得原価の五・四％に相当する。すぐに売却しなかったのは新公債の場合、額面年四％の利子が、六月と一二月に二％ずつ支払われるため、この利子取得を狙ったためのものである。たとえば四月一三日に第一国立銀行から購入した新公債（額面八万円、取得原価三万九二〇〇円）についてみると、受取利子は三二〇〇円であり、受取利子は取得価格の八・二％もの高率である。

第7表 明治8年損益勘定（1月1日-12月31日）未決算

（単位：円）

損失・費用・利益処分		収益・利益	
米（濡れ米）損失	19,711	米利益	22,124.462
鉄損失	11,477	布類利益	9,690.037
公債証書経費の大阪支店立て替え分	287,112	金属類利益	1,091.916
その他	1,478.724	その他商品利益	137.582
[大阪支店を除く店経費]		公債利益	15,119.267
会社諸費縮高	6,630.221	輸送業務利益	3,906.287
		利息	4.407
		その他	107.650
[利益処分]		(以上、小計)	52,181.608
明治7, 8年純益金の井上取り分	33,471.042		
同上藤田伝三郎取り分	10,000.000	大阪支店純益金	22,794.123
明治8年中純益金（12月26日締め、大阪支店を含まず）	39,842.381	明治7年、8年の分純益金附戻し	90,242.717
差引残り	73,477.780		
合計	165,218.448	合計	165,218.448

出所) 先収会社「LEDGER」明治7-10年（三井文庫所蔵史料 物産620）。

注) 明治8年度では、12月26日にいったん縮めて当期純益金を計算した後、この明治8年純益金と明治7年純益金を戻し入れ、さらに明治7年8年の利益金を11万1570円014と見積もって、その3割を井上馨取り分として井上馨自用勘定に移し、同じく明治7年、8年の純益金のうち、藤田へ1万円を大阪支店が分賦した。

このように両人に対する利益金処分をしたのちに、「差引残り」73,477.780（明治8年12月26日）を、明治9年1月1日に持ち越しているので、明治8年度は未決算のままである。

これらの取引のうち、とくに官庁関係の取引を抜き出すと、陸軍省との取引（布類の納入）、工部省との取引（官営高島炭の委託販売）、日本政府（蛮地事務局）への英国蒸気船一隻売却の仲介がある。具体的な数値が判明しない大阪支店と山口県庁との取引（貢米の買取²⁴）も含めてみると、設立初年度の先収会社は、井上馨の持つ政府への影響力によって御用商売を獲得し、かなりの利益を上げることができたということができる。

つぎに明治8年度の利益をみよう（第7表）。米、公債売買、布類の利益が大きい。その他、新たに陸軍省からの輸送業務引受による利益がかなりある。

米取引利益二万二二四円四六二の内訳は、水沢県米取引一万四七三一円六九五、限月米取引七三九二円七六七である。水沢県は現在の岩手県南部と宮城県北部にまたがる県である。限

月米取引の利益のなかには、実物取引をカバーするために行った定期米取引の利益だけでなく、朝鮮で江華島事件（日本と朝鮮との武力衝突）が九月二〇日に発生したという政府内情報を聞きつけ、いち早く定期取引の売り米を買埋め、新たに定期米の買付をおこなってあげた利益が含まれているようである。²⁵

公債に関しては、明治七年三月二八日制定の秩禄公債証書発行条例に基づき発行された秩禄公債を第一国立銀行などから買い付けている。そして、前年度に買い付けた新公債と当年度に買い付けた秩禄公債のかんりの部分を、京都府西京勸業場と山口県授産局に売却して利益をあげている。この他、公債利益には、新公債額面二八〇〇〇円の籤当選による早期償還によって生まれた利益や、国債利子が含まれている。

布類利益九六九〇円〇三七のうち、六〇〇二円八〇三（六二％）は陸軍省への売却（絨、毛布）によっている。また、陸軍省からは、弾薬などの輸送業務も引き受けており、その利益三九〇六円二八七を加えると、一万円近い利益を陸軍省関係で上げていることがわかる。

なお、明治八年度の大阪支店では山口県米を主とした現物の米取引と限月米取引、公債売買が主な取引であったと推定される。大阪支店公債取引の利益は一万一一五三円八一二にのぼっている。²⁶

明治九年度は会社解散のために残務処理をおこなった年度である（第8表）。すなわち、前年度に約定した商品の販売や繰り延べられていた損失の計上などがおこなわれた。ただし、陸軍省関係については新たにかなりの注文（布類）を引き受けて納品している。そのため、商品の利益のうちのほとんどが布類であり、しかも布類利益六二七七円七五一のうち、五二一四円五九七（八三％）が陸軍省からである。このように陸軍省関係でかなりの利益をあげたものの、もし、東京本店の利益（「以上小計」）にイ号勘定分が利益として混入されなければ、東京本店の利益は一万〇九六八円二八八に止まる。

第8表 明治9年損益勘定（1月1日～6月15日）未決算

（単位：円）

費用・損失		収益・利益	
米損失	2,041.936	米利益	50.000
諸品（その他商品）損失	34.950	布類利益	6,277.751
費用	4,528.595	その他商品利益	1,190.805
貸し倒れ損失	148.780	公債利益	1,654.733
不動産売却損失	900.000	陸軍諸掛関係利益	569.786
付け戻し	155.000	利息	361.329
（以上小計）	7,809.261	イ号勘定	23,507.000
		その他	863.884
		（以上小計）	34,475.288
		大阪支店純益金	5,517.639
純益金（明治7-9）	149,132.488		
		純益金廻り付け戻し	60,189.782
明治7、8年純益金廻分	16,718.740	8年12月31日から差引持ち越し	73,477.780
合計	173,660.489	合計	173,660.489

出所）先収会社「LEDGER」明治7-10年（三井文庫所蔵史料 物産620）。

注）1. 純益金は、明治7年1月から明治9年6月15日までのものである。

2. 「イ号勘定」の2万3507円の内容は、新公債証書2万0007円から1500円を差し引いた残額と、アールウィンから受け取った5000円の合計である。

米については、仙台米の損失を他商が引き受けたため受け取った五〇〇円の収益があるのみである。損失としては、伊勢米二八〇円四八六、明治七年度利益から引き去るべき青森米の減損見込額一〇〇〇円と、限月米取引（一月―三月取引分）七六一円四五〇が計上されている。したがって米では差引二〇〇〇円近い損失となっている。

大阪支店については、大阪支店から広島県に出張して米の買付にあたっていた森清蔵（「森氏」²⁷）が「米ノ相場ヲナシ、已ニ貳千三百円余の損失ヲナシ、しかも「公債証書之事も種々不都合アリ而言語ニ絶シタル有様」²⁸であった。明治九年の大阪支店純益金が五五一七円六三九に止まり、東京本店純益金（ただしイ号を除いた分）八五三七円八三五をかなり下回ったのは、広島県における米の相場取引での損失と公債証書取引での損失（金額不明）が発生したためである。

（三） 純益金の分配

先収会社では、各年度の決算が終わったその都度に純益金を分配したのではなく、明治七年一月一日から明治九年六月一五

第9表 先収会社の純益金処分 (単位:円)

支払対象者	割合	分賦金
井上馨	30%	40,747.085
益田孝	20%	27,164.723
吉富簡一	20%	27,164.723
木村正幹	10%	11,199.845
藤田伝三郎	10%	13,582.361
「社員」	10%	13,582.361
木村減額分	明治7年半額	2,382.516
合計	100%	135,823.614

出所) 先収会社「LEDGER」明治7-10年(三井文庫所蔵史料 物産620)。

- 注) 1. 明治7年1月から明治9年6月15日まで純益金のうち、第2期へ回すものを除いた純益金13万5823円61銭4厘の純益金処分である。
 2. 木村へは、明治7年については同年純益金47,650円33の「半ヶ年ノ割ニテ」支払。
 3. 第2期へ回す分は13,308円874である。第2期については藤田への分配なし。

日までの純益金を一括して分配(処分)したのである(ただし、使用人については一括ではなく、明治九年になって二つの期間に分けて支給)。しかも株式会社のような出資額に対する配当はなく、経営陣と使用人(「社員」)に対して配分された。六月二十五日付で配分されたのは、第二期分(一万三三〇八円八七四)⁽²⁹⁾を除いた一三万五八二三円六一四である(第9表)。配分額(「分賦金」)の基準は、経営陣九割、使用人一割である。馬越恭平は井上馨伝記編纂会による聞き取りにおいて、経営陣の役割について、東京本店では頭取益田、副頭取木村、大阪支店では頭取吉富、副頭取藤田と述べている⁽³⁰⁾。しかし、大阪支店の「備忘日記」明治八年七月一三日条に「昨夜藤

田頭取婦社之事、筑前より」とあり、先収会社の規則にも副頭取という役職は規定されていないので、木村・藤田の役職名は頭取である。ただし、同じ頭取であっても、益田・吉富は木村・藤田よりも大きな責任を負っていたようであり、責任の差が馬越の表現(「頭取」、「副頭取」)に反映されていると思われる。したがって純益金の配分の際、同じ頭取でもつぎのように差が付けられている。井上には純益金の三割が割り当てられ、益田・吉富には二割、木村や藤田へは益田らの半分の一割が割り当てられた。ただし、木村については、入社月日を織り込んで明治七年度については半額(五分)とされた。退社月日については、井上が明治八年二月二六日、藤田がおそらく同年一二月であり、一二月には会社を解散させることが確定していたため、何も減額はおこなわれなかった。井上への配分額を現在価値(倍率は四万二〇〇〇倍)になおすと、一六億七〇六三万円にのぼり、益田・吉富は一一億一三七五万円、木村は四億五九一九万円、

藤田は五億五六八八円であった。なお「出資金」相当の資金（井上からの長期借入金）に対する配当や利払いは行われていない。また、井上等経営陣について、明治八年八月に「定額金」が取り決められ、井上が月額三〇〇円、益田・吉富・木村・藤田が月額一五〇円とされていた。⁽³⁴⁾しかし、各人の自用勘定をみると、この勘定に使用人の月給に相当するものが振り込まれてはならず、また各人が自用勘定から定額金を引き出しているわけでもない。この定額金は、純益金から各人への配分予定額から、毎月、引き出してもよい標準額のようなものである。使用人の月給に相当するものではない。⁽³⁵⁾そのため、自資金勘定から各人が引き出した額は、明治九年六月一五日付の各人へ配分の「分賦金」によって精算された。

「社員」に対する配分については、先収会社の規則で「名代人其他一等勘定役及課長者社中利益十分ノ一ヲ給与スヘシ」と定められ、のち「名代人」の部分が「代理人」⁽³⁶⁾に修正された。「一、課長ヘノ慰勞」の項では、「会社真利十分ノ一ヲ以テ代理人ヘ分賦スル高ヲ引去リ其残高ヲ一等勘定方課長各月給金高ニ割合、慰勞トシテ給与スヘシ」と規定され、慰勞金を支給するとしている。しかし課長より下の職員は利益配分の対象ではない。ただし、課長より下の「人員ヘハ勤惰ニ依リテ總裁ノ監定ヲ以テ年末ニ手当遣ス事モアルベシ」と規定され、利益金とは関連づけずに手当金を支給することがあるとした。⁽³⁷⁾明治七年分が記帳されたB帳の「慰勞金勘定」と明治八―九年分が記帳された「社員預り金勘定」をみると、課長には「慰勞金」、それ以外の使用人には「手当金」が支給されている。明治八―九年分「慰勞金」を東京本店勤務者（大阪支店を除いたもの）でみると、馬越恭平が一〇〇〇円、古谷竜三が六〇〇円、増田勇助が三七〇円、伊東彦七が二五〇円、平田喜十郎が二〇〇円（ただし明治八年分のみ）、出口保三・中泰輔・早川忠七が一五〇円であった。⁽³⁸⁾同じく「手当金」でみると、山尾熊三・長尾の一〇〇円が最高であり、最低は金山耕助の七円であった。馬越についてだけみると、明治七年分五〇〇円と合わせた慰勞金は一五〇〇円であり、現在価値は六一五〇万円となる。

- (1) 『三菱社誌』第二卷（東京大学出版会、一九七九年）三〇八—三二二ページ。
- (2) アーウィン・ユキコ『フランクリンの果実』（文藝春秋、一九八八年）九ページ。The Chronicle & Directory for China, Japan, & the Philippines, 1868 には、横浜四番（太平洋郵便汽船会社の代理店）の職員としてアルウィンが記載されている。
- (3) 明治八年二月二十七日、井上馨は元老院議員に任命され、同日、特命副全権弁理大臣として朝鮮へ派遣されることになった。『世外井上公伝』第一卷（内外書籍、一九三四年）「世外井上公年譜」三〇ページ。
- (4) 三井物産の初任給（東京高等商業学校卒業およびその前身の組織卒業）を基準とし、明治九年の初任給（六円五〇銭）の倍率（四万一〇〇〇倍）を使って現在価値を算出した。三井物産の明治二九年以降の初任給は現在の四〇万円、明治九年も明治二八年はその三分の二として計算している（明治二九年に初任給が五〇％増に引き上げられるため）。なぜそのように考えられるかについては、鈴木邦夫「三井物産ニューヨーク事件とシアトル店の用船利益」（『三井文庫論叢』四八、二〇一四年、一二月）九四ページの注（17）を参照されたい。
- (5) 授産局は、山口県庁の一部局として一八七四年二月に設立された組織である。士族の救済を第一の目標として、「式拾五万円ノ資本金」（「授産局章程」の規定）で、士族への貸付や政府公債などに資金を運用しようである。畠中茂朗「近代移行期における士族授産企業の設立と展開—山口県の事例を中心として」（『東アジア研究』一四、二〇一六年三月）一—四ページ。
- (6) D帳をみると、大阪支店が山口県授産局へ新公債証書額面一〇万九千二百五十五円を六万三千八百六十二円五で売却した代金の一部であることがわかる。この取引が、借方の「大阪支店勘定」（六万三千八百六十二円五）と、貸方の「公債証書買入勘定」（先収会社所有公債分四万三千八百六十二円五）、「イ号勘定」（イ号所有公債分二万〇〇〇七円）に仕訳されている。
- (7) この他に、先収会社は井上馨から公債を預かっている。大阪先収社「備忘日記」明治八年—九年（三井文庫所蔵史料 物産二一六）の明治八年七月七日条には、井上馨所有の株権公債証書額面一万二千二百五十五円を大阪支店が預かっていることが記録されている。うち七〇五〇円は大阪府へ、四九七五円は第一国立銀行へ預けとある。また八月一日条では一万二千

二五円分のうち、七〇五〇円分は大阪府へ預け、四九七五円分は大阪支店にある。

B帳の「井上馨殿勘定」の貸方には、会社解散の明治九年六月十五日（実際はこれ以降の日での取引を記載）に株緑公債証書額面一万六二五円の明治九年分利息一二九〇円と同一万〇九五〇円の明治九年分利息八七六円が記載されている。利息支払は毎年一月なので、明治九年一月現在、井上は合計額面二万七〇七五円（時価二万二七四三元、この現在価値九億三二四六万円）の株緑公債を所有していたことになる。

(8) 隠すためではないと思われる借名の実例として、明治七年四月一三日に先収会社が購入し、EFC名義で所有した新公債額面八万円があげられる。すなわち、A帳「国債証券」勘定の借方には、四月一三日に「国債四万円ノ高、エトワルトフイセル名ニテ第一国立銀行ヨリ買、但新債ノ分ニ付、百円四九円ノ割」三万九二〇〇円（なお四万円は誤記。正しくは八万円）が記載されている。EFC名義とした理由は、先収会社のためにEFCが外国銀行から借入を行う際、EFC名義の国債を担保として差入れるためと思われる。

(9) D帳をみると、「十四番洋銀勘定」の「九月ヨリ十一月迄十四番ニテ立換払高」（十四番=EFCが立替払い）の一部であることがわかる。

(10) 「イ号勘定」以外の勘定科目にも、「イ号」という符牒が記された取引が記載されている。すなわち、B帳の「公債証書買入勘定」貸方の明治八年一月二日に「新公債証書三万四千式百円、百円ニ付五十八円五十銭換ニテ、イ号売払代金受トル」二万〇〇七円とある（山口県授産局へ売却と推定）。「イ号勘定」の明治八年二月三日の記載と額面金額、売却金額が全く同一である。この売却代金の全部あるいは一部が井上馨に支払われたのか、あるいは先収会社の利益に組み入れられたのか判明しない。

(11) 橋本介三「《金札貳千五百両請取書》」明治四年八月二日（三井文庫所蔵史料 追二一〇二―一四）。

(12) 「伊勢山井上馨様地所ニ付立替金証書並精算書類」明治七―八年（三井文庫所蔵史料 追七七〇―一四）。井上馨の自邸は横浜宮崎町、通称、伊勢山にあった。この井上馨邸（土地と西洋館など）は明治七年に三井組へ売却され、さらに明治八年一月に三井組から宮内省に売却されて、横浜御用邸となった。

- (13) B帳の「慰勞金勘定」(明治七年度分の慰勞金・手当金を支給)と「社員預り金勘定」(明治八―九年度の慰勞金・手当金を支給)。
- (14) 粕谷誠『豪商の明治―三井家の家業再編過程の分析―』(東京大学出版会、二〇〇二年)一〇四ページ、鈴木邦夫、同上書の書評(『歴史と経済』一八五、二〇〇四年一〇月)四六ページなど。
- (15) B帳の「損益勘定」借方の明治九年六月一日に「明治七年第一月ヨリ九年六月一日迄純益拾四万九千百三十貳円四拾八錢八厘」と記されている。
- (16) B帳の「損益勘定 明治七年」借方の明治八年二月二六日に「明治七年中利益金損益勘定江廻ス」、「損益勘定」借方の明治九年二月二七日に「明治七年中純益金四万七千六百五十四圓三十三錢」、「損益勘定」借方の明治八年一二月二六日に「明治七年同八年ノ純益金見積十壹万五千五百七十圓壹錢四厘」と記されている。
- (17) 以下の商品別の利益・損失の数値はB帳によっている。しかし煩瑣になるため、出所の勘定科目と日付のかなりものを省略する。
- (18) B帳の「慰勞金」勘定借方の明治九年二月二九日に「青森商事不都合ニ付、慰勞金四〇〇円を「没入」(没収)するとある。
- (19) 前掲、長井実編『自叙益田孝翁伝』二〇七―二〇八ページ。引用したように、先収会社では米の投機をしなかったと益田孝は述べている。しかし、一七四ページでは「吉富は思惑をやりたがる癖があった」と益田孝は述べており、前掲の「男爵益田孝氏談話速記原稿」昭和四年一〇月一九日聞き取りでは「是は中々の米相場師でそれでも「井上馨から……引用者」ぎゃっとやられて居るのです。吉富貴様承知しないぞ」と締め付けられていたと述べている。大阪支店では、吉富簡一が自己の判断で、米について投機的な取引をおこなったようである。
- (20) 商品取引に伴う借入金利子については、ほとんどが「Interest Account 利足勘定」に計上されている。しかし、明治七年の「Profit and Loss Account 損益勘定」にEFCが立て替えた利子(香港上海銀行分)が計上されているので、この利子合計一万一〇七円七四〇も考慮すると、米の差引利益は二万五四二五円二六四となる。

- (21) 陸軍省納布類の利益合計は八六六二円三七九であり、布類利益の六三％を占めている。
- (22) 阿仁銅の手数料（「口銭」）は一四〇〇円一六四であり、金属類利益の四六％を占めている。
- (23) 「汽船ムリエル号買取瓊浦丸ト改称、エンタイ号買取豊島丸ト改称ノ儀」（アジア歴史資料センター A03030281800）。
- (24) 大阪支店による山口県庁からの貢米買付や、その後の防長協同会社からの米販売委託については、「五」田村論文が詳しく分析している。
- (25) 前掲、益田孝「備忘録」明治八年九月二九日条。
- (26) 大阪支店の公債売買については、前掲、大阪先収社「備忘日記」の明治八年八月一日条に「秩禄公債証書社持之分」五万七〇〇〇円、一〇月二五日条に「現今在社秩禄公債証書」「券面四万三千五百七拾五円」とある。後者については愛媛で二万七六〇〇円、高知で四四〇〇円、広島で二万一千五百七拾五円を購入したことがわかる。さらに十一月九日条には広島で秩禄公債額面四万六千七百五円を買い入れたことと、山口県授産局へ秩禄公債額面六万円を売却しており、うち五万六千七百五円を納入済みであることが記されている。十二月三十一日時点で締めがおこなわれ、一月からの秩禄公債の「買入売払高」は額面一四万六千三百七十五円、その利益は一万一千八百八十二円、新公債証書は額面一六〇〇〇円、利益は七十二円と記録されており、明治八年度では公債取引で合計一万一千五百八十二円の利益を上げている。
- (27) 森清蔵は、旧長州藩士で井上馨の義弟（馨の妹厚子の夫）である。明治維新後、山口藩権少参事、さらに大蔵省租税寮六等出仕となった。ついで明治七年一二月に先収会社に入社し、大阪支店の書記課に勤務している。明治八年一月に定められた森の月給は五〇円である。この額は大阪支店の課長と思われ職員の月給（二五円〜二七円）の約二倍であり、東京本店職員の筆頭である馬越恭平の三五円（明治八年冬に昇給）をも上回る額である。森が別格の扱いを受けたことがわかる。職員であるにもかかわらず、益田孝が「森氏」と表記したのは井上馨の義弟であるためと思われる。先収会社退社後、山口県会議員、山口県厚狭郡長となり、明治二七年に衆議院議員（山口県一区）に当選している。安岡明男編『幕末維新大人名事典』下（新人物往来社、二〇一〇年）五七五ページ、『世外井上公伝』第一卷（内外書房、一九三四年）四ページ、前掲、『中野悟一日記』三三八ページ、前掲、『馬越恭平翁伝』六三ページ、前掲、「諸規則改正並諸課江布達控」。

- (28) 前掲、益田孝「備忘録」明治九年四月四日条、二九〇ページ。
- (29) 第二期分として繰り越された純益金二万三〇八円八七四は、「第貳期損益勘定」へ移され、この勘定を使って未処理であった費用・収益の整理がおこなわれた。整理後の残高一万四八四六円九九四は明治一〇年一月一日に繰り越された。しかし、この純益金がどのように処分されたかは判明しない。
- (30) 「其時の千秋の時分の仕組は岡田平蔵が社長です。井上さんは矢張り蔭に居つて総裁と云ふ名義で益田孝、吉富簡一と云ふ様な人が、其の会社に関係して居つたのです。」、岡田が死亡したのち、大阪の方は「吉富簡一が頭取でした。東京の方は木村が副頭取で、大阪の方は藤田伝三郎が副頭取と云ふ様な者になつて居りました。」(前掲、「馬越恭平氏談話速記録」一九二八年七月二三日聞き取り)。
- (31) 「六、鉾山業との関係」の注(9)。
- (32) 前掲、『世外井上公伝』第二巻、五四五ページでは、明治八年九月に、井上と藤田との間で、藤田が「八年限で退社すること」が決まったと記している。B帳の「損益勘定」借方には、明治八年二月三十一日に、藤田伝三郎へ明治七年・八年分の純益金から一万円を「分賦」するため、東京本店から「大阪支店」勘定に一万円が付けられている。「Fujita Denzaburo」勘定の貸方には、同日に、藤田伝三郎が大阪支店に対して立て替えていた一三三三円が記帳されている。また、藤田伝三郎の事業を取り締まるため、井上馨と藤田兄弟三人との間で「藤田伝三郎家産並ニ追々増殖金ニ付諸規則之定」が明治九年一月七日に結ばれている(前掲、『中野悟一日記』四九〇―四九一ページ)。このような記述や事実から、明治八年一二月に藤田伝三郎は退社したと推定した。
- (33) 前掲、益田孝「備忘録」明治八年一二月九日条、二八五ページに「商売ハ来九年三月ヲ限、悉ク終ルベシ」とあり、一二月段階で会社を解散することが確定していたことがわかる。
- (34) 前掲、益田孝「備忘録」明治八年八月九日条、二六八ページ。
- (35) 前掲、『馬越恭平翁伝』五七ページには「社員の月給は益田、吉富二氏二百五十円、木村、藤田、富永三氏各百円であつた」と記している。しかし、彼らに月給は支給されていない(ただし、富永は先収会社勤務ではないため不明)。月給

ではなく、定額金に修正したとしても金額が誤っている。この伝記の記述を「五」田村論文は踏襲している。「七」「一〇〇年史」は富永分を除いて踏襲している。

(36) 「職制」という名称の規定の中に代理人についてつぎのように規定されている。「代理人ハ支社ナキ地方へ出張シテ商売ヲナシ総裁頭取ノ命ヲ奉シテ商法ヲ進退シ都テ臨時派出ノ任ヲ体シ能ク時機ヲ誤ラス其地方ノ景況ヲ報告スル等ヲ主任トス、或ハ頭取人少ノ時ハ代テ小支社ヲ司掌スル事アルヘシ」(前掲、「諸規則改正並諸課江布達控」)。なお、誰が代理人に就任したかは定かでない。

(37) 前掲、「諸規則改正並諸課江布達控」に所収の「先収会社規則」の一部の「代理人へ利益分賦ノ計則」。

(38) 明治七年分の課長への支給額については前述。

九 岡田家と岡田組

(一) 岡田平蔵と岡田平馬との関係

岡田平蔵は天保六年（一八三五）三月一九日、江戸日本橋村松町で生まれたという⁽¹⁾。死亡は、前述のように明治七年（一八七四）一月一五日、大阪の内淡路町二丁目においてであった。享年四〇歳である。

同族としての平蔵と平馬との関係については、さまざまな説がある。発表（ないし作成）順に記すと、次のとおりである。

一八八〇年（明治一三）に発表された竹内鰻亭「故岡田平蔵君伝」では「父平作弟平馬」、つまり平蔵が兄、平馬が弟としている⁽²⁾。その後、一九三四年の『世外井上公伝』第二卷（五二六ページ）では、「岡田の息平馬」、つまり平蔵が父、平馬が息子とされた。一九四一年刊行の『経済こぼればなし』に収録された田村征「維新経済史秘談」（九ページ）

では、『世外井上公伝』の記述は誤りであり、平作の妻子が平馬、平蔵は平作の養子、平蔵が兄、平馬が弟とするのが正しいとした。さらに一九三九年に刊行された『自叙益田孝翁伝』では、益田孝が平蔵は「日本橋の伊勢平と云ふ金物屋の婿養子である」と述べている。⁽³⁾つまり平蔵は、平作の娘と結婚して岡田姓となったと益田は記憶している。

ところが「二」「物産沿革史」では、『自叙益田孝翁伝』の婿養子説に気づかなかったのか、「岡田平馬平蔵実弟」、つまり平蔵が兄、平馬が実の弟とした。この説に対して、「二」益田伝」では、岡田平作が村尾「銀次郎の才幹に惹かれて、彼を自分の店に迎へた。そして実子平馬が凡庸なので店の将来を案じ、銀次郎に岡田の名跡をつがせ」、銀次郎を「平蔵と改めた」と記し、平蔵は平作の養子であると修正した。なお、「二」は、平蔵が天保六年三月一九日、江戸日本橋村松町で生まれたと記載している。この生年月日と出生地は、田村征「維新経済史秘談」の記載を踏襲したものである。「二」は、田村征の記述を見、これに岡田平蔵の長男平太郎からの聞き取りを参考にして、平蔵と平馬の関係を記したものと思われる。

戦後になると、一九五九年に刊行された『横浜市史』第二巻が、平蔵は「伊勢屋平作の次男」と記している。⁽⁵⁾つまり、平馬が兄、平蔵が弟という新説である。ただしこの説の根拠は示されていない。この新説が後の論考に引き継がれることはなかった。

「二」佐々木論文」では、「二」の説を引き継いで、平蔵は「岡田平作の養子」、「岡田平蔵の弟の岡田平馬」(三七ページ)とした。「四」岩崎論文」では、「銅鉄商伊勢屋の養子となって岡田の名跡をつぎ平蔵と改めた」(二二八ページ)とのみ記し、平蔵と平馬との関係を記していない。しかし、「五」田村論文」では、平蔵は平作の「婿養子となった」(三四ページ)と記している。『自叙益田孝翁伝』に依ったようである。また、慶応三年に「義父平作が死去し、平蔵が家を嗣いだ」(三五ページ)とも記している。

このようにこれまでの論考では、『世外井上公伝』の親子説と『横浜市史』の平蔵が弟という説を除くと、いずれも平蔵を兄、平馬を弟としている。ただし、このように兄弟関係を捉えてはいるものの、論考によって、平蔵を平作の息子としたり、平作の養子としたり、平作の婿養子とする違いがある。では、事実はどうか。

明治七年（一八七四）四月の岡田平馬と岡田平太郎（平蔵の実子）らによって作成された「議定書」（岡田組を解消し、岡田組の財産を分配）にはつぎのように記されている。平蔵は「平馬ノ実父岡田平作君ノ養子ナリ」。「其後平蔵ハ分家シテ横浜ニ住居シタリ」。「平馬ト平蔵トハ兄弟ノ義アルヲ以テ」、「離背ス可ラサル所以ナリ」。平太郎（平蔵の子）は「伯父平馬ノ指教ヲ体認」する。したがって第一に平蔵は平作の実子ではない。第二に、平蔵は養子であり、婿養子ではない。念のため、平蔵の妻について記すと、妻の幸は、平作の娘ではなく、もと柳橋の芸妓である。⁽⁶⁾第三に、「平蔵と平馬は兄弟」という表現ではなく、平馬と平蔵が兄弟という表現になっており、しかも平太郎にとって平馬は叔父ではなく、伯父なので、平馬は平蔵の兄である。したがって、平蔵は平馬の弟である。そのため、後に平蔵は平作家から分家し、平作死後は平作家を兄の平馬が継いでいる。

以上をまとめると、平蔵は平作の養子であり、平馬の義理の弟である。なお、岡田平蔵を「田中三郎平の子」とする説があることを「五」「田村論文」（三四ページ）が記している。この説は麓三郎が先の「議定書」の表現（「平蔵ハ故田中三郎平ノ子ニシテ平馬ノ実父岡田平作君ノ養子ナリ」）を誤読したために発生したものである。⁽⁷⁾岡田平作が、田中三郎平の子である。

（二） 岡田組とその事業

岡田平馬・岡田平太郎等「議定書」（明治七年四月）によると、慶応三年（一八六七）「四月平作君ノ家資及平蔵ノ家

資総テ欠所トシテ政府へ没入セラレ平馬平蔵ハ政府ノ命ニテ江戸ニ居住スルコトヲ禁セラレ⁷た。なお、平作は取調中、二月に死去している。ところが、翌明治元年（一八六八）四月に至ると、政府の赦命をえ、平馬は直ちに日本橋品川町裏河岸一〇番地へ「帰住シ」た。平蔵は明治五年四月に、大阪の内淡路町二丁目から日本橋品川町裏河岸九番地へ移住転籍している。赦命によって土地の返還を受けたようであり、明治六年の「第壹大区活券図」⁸では品川町裏河岸の九番地・十番地とも所有者は岡田平馬（平作の嗣子）となっている。

おそらく、平蔵が東京へ移住した明治五年頃から、平馬家と平蔵家は「其資財ノ部分ヲ合一シテ組合商方ヲ執行シタ」。つまり岡田組を結成して事業をおこなったのである。「現今此組合中ニ所有スルモノハ東京横浜大阪函館ノ四ヶ所建築物並家財又銀行株切手並現有金或ハ貸付金其他官許ノ鉱山等ヲ合シテ之ヲ概算スルニ凡ソ金拾貳万円ノ価値アリ」（第一条）と推算されている。岡田組解散にともない、「陸中鹿角ノ鉱山ヲ始メ其他第一条ニ在ル物件中故岡田平蔵ノ名前アルモノハ之ヲ平馬ノ名前ニ切替へ」（第二条）としている。また、「故岡田平蔵存生中岡田平馬組合ヒ執行セシ事業中ニ特リ故平蔵ノ名前ノミヲ以テ小野組ヨリ帳簿上ニテ負債セシ借財ノ消却ハ一切平馬ニテ引受ケ」（第三条）としている。さらに「故岡田平蔵存生中西村勝三君ト合併シタル製皮造靴ノ工場ハ其事ノ重大ナル其負債ヲ過多ナル故平蔵遺業中ノ最モ困難ナルモノニシテ幼年ノ平太郎ノ担当シ能ハサルモノナレハ先ツ勝三君ト示談ノ上ニテ平馬ノ名前ニ切換へ」（第四条）としている。

この他、岡田平蔵は、明治四年一二月には、政府から準承丸（風帆船）の払い下げを受けて、荷物積み取りのため配船し、さらに明治五年（一八七二）には、秋田の能代あるいは船川へ配船して秋田県払い下げの銅を積み取るため、横浜のウオルシュ・ホール商会と蒸気船の借入契約を結び、横浜丸・モータン号を雇船している。¹⁰明治六年時点では、準承丸だけでなく、岡田丸も所有している。¹¹ただし、準承丸については、明治六年に横浜からサンフランシスコへ航海さ

せ、明治七年にサンフランシスコで売却している⁽¹²⁾。また、明治七年の「議定書」作成頃には順正丸を所有していた⁽¹³⁾。

以上をまとめると、先収会社設立前の時点では、岡田平馬家・平蔵家が結成した岡田組は配船によって商品を積み取りながら商品販売業をおこなっただけでなく、小野組あるいは井上馨と共同で鉾山業（尾去沢、院内、阿仁）を営み、西村勝三と共同で製皮造靴業⁽¹⁴⁾を営んでいたことがわかる。事業や動産の名義の多くは岡田平蔵と思われる。これらの組合事業のうち、商品販売業が分離され、この事業と担当職員が移されて、明治七年一月一日に新会社（千秋会社）が設立された。しかし、一月一五日平蔵死亡後、先収会社から岡田組へ「出資金」が返還され、岡田組からの職員も岡田側へ戻ったのである。このように先収会社との資本的・人的関係は解消されたものの、岡田（四月の岡田組解消後は岡田平馬）は尾去沢鉾山産の銅などを先収会社と取引している⁽¹⁵⁾。また、小野組との提携関係については、提携を解消する契約を結び、阿仁・院内など尾去沢を除く鉾山の経営から手を引き、岡田は尾去沢鉾山の経営を単独でおこなうことになった⁽¹⁶⁾。

尾去沢鉾山については、明治九年（一八七六）九月に岡田平太（平馬の息子）、阿部潜ら四人が組合を結んで経営した。明治一〇年六月には組合を改組して「鉾業会社」（頭取は平馬。資本金一二万六五〇〇円）を設立し、この会社が尾去沢鉾山を経営した⁽¹⁷⁾。その後、「鉾業会社」は明治二〇年に尾去沢鉾山を長谷川芳之助（三菱社）へ譲渡し、明治二四年五月に解散している⁽¹⁸⁾。

- (1) 前掲、田村征「維新経済史秘談」五、五二ページ。
- (2) 竹内鰻亭『起業秀才 明治百商伝』（第二巻、一八八〇年）八ページ。
- (3) 前掲、長井実編『自叙益田孝翁伝』一四四ページ。

- (4) 『横浜市史』資料編四(一九六七年)三五八―三五九ページの「伊勢屋平蔵蘭商バツツケヨリ錫買取違約一件」資料に含まれている平蔵作成の「神奈川奉行申立候書面」の写には、文久三年亥(一八六三)で自身の年齢を二九歳と記している。これから逆算すると、平蔵は天保六年(一八三五)生まれである。したがって、「維新経済史秘談」が記した生年は正しいことになる。
- (5) 『横浜市史』第二巻(一九五九年)七二二ページ。
- (6) 前述のように成島柳北は明治二年一〇月、内淡路町の岡田平蔵宅を訪問している。その際、妻の「阿幸は五六年前柳橋に居たる比よく識れる女なりしかば、主人と共に昔語りして興に入りぬ」と記しており、お幸はもと柳橋の芸妓であったことがわかる。なお、成島は元外国奉行であり、職務上、岡田平蔵と相對していたと思われる(前掲、「航薇日記」一二四―一二五ページ)。
- (7) 前掲、麓三郎『尾去沢・白根鉦山史』三三九ページ。
- (8) 『中央区沿革図集「日本橋篇」』(中央区立京橋図書館、一九九五年)。
- (9) 公開件名「明治四年二月 岡田平蔵より準承丸御艦払下の義願の処御聞届に成り有り難く仕合わせ、代金期限無く上納、万一上納滞の節は取揚げの上如何仰付なりても苦しからず困って後日御請証文差上の事」(東京都公文書館所蔵資料六〇六一A七七一七)。
- (10) 「横浜商人岡田平蔵タルウオルスホール商会ヨリ蒸気船借受け不開港場廻漕之件」(アジア歴史資料センター B100733 66200)。
- (11) 公開件名に誤記が多いため、その一部のみを記すと「岡田丸の義大坂府より免状」(東京都公文書館所蔵資料 六〇六一D五―〇五―〇二)。
- (12) 公開件名「明治六年九月八日 オールス、ホール商会より岡田平蔵へ同人持船準承丸横浜港よりサンフランシスコ港へ向航海中難破請合の義に付ネザラント並に印度海火災請合会社にて金高一万ドル宛請負全損するとも償弁致す事書状」(東京都公文書館所蔵資料 六〇六一A七七一七)、「品川町岡田平蔵所持風帆船準承丸米国サンフランシスコニ於テ売払

ノ件」(アジア歴史資料センター B11092321200)。

(13) 大審院判決第二〇〇号(「引負金請求予審裁判不法一件」明治十二年一〇月四日申渡) (『大審院民事判決録』一八八〇年)。

(14) 西村翁伝記編纂会編『西村勝三翁伝』(一九二一年)二三八ページによると、西村勝三は「小野組より十万円を借用して負債を整理す。乃ち其要求を容れ、製靴・製革の諸工場所有名義人を岡田平蔵に改む」とあり、岡田平蔵の資金だけでなく、小野組の資金も投入されていたことがわかる。

(15) たとえば、A帳の「銅」勘定の借方をみると、四月二日に「岡平ヨリ阿仁銅」買入、五月二九日に「銅ノタメ岡田平馬エ払」とある。

(16) 茂野吉之助編『古河市兵衛翁伝』(五日会、一九二六年)三二二ページ。契約の内容は、小野組は尾去沢鉦山に対する債権六万四〇〇〇円を放棄する、組合脱退の報償として小野組は岡田へ三万円を支払うなどである。

(17) 前掲、麓三郎『尾去沢・白根鉦山史』三四一ページ、「東京府管内統計表」一八七八年。

(18) 前掲、麓三郎『尾去沢・白根鉦山史』四三〇ページ、公開件名「商部雑の部 農商務大臣へ鉦業会社解散届 五月二一日」(東京都公文書館所蔵資料 六一九一A八一)。

10 その他の謬見

以上に述べたほかに、「一」「物産沿革史」の説を受けて、繰り返された間違った見解があるため、それについても言及する(「五」田村論文から始まる説一つを含む)。

(一) 先収会社設立前の米穀輸出

「二」では明治七年一月の新会社設立の前から、この会社が米穀輸出を開始したと記している。すなわち、「岡田組」は「明治六年井上ノ帰郷中、益田ノ計ラヒニ依ツテ横浜カラ倫敦ヘノ輸出来約七千石ヲ外国船ニ隻以上デ積出スコトニ成功シテキル」、「横浜ノ米国画館エドワード・フイツシャー商会ニ委託シタノdeal」、「倫敦輸出来ハ、翌七年ノ報告ニ依レバ、三万六千六百四十八円余ノ純益ヲ挙ゲテキル」と記述している。

この説を「二」「益田伝」、「五」「田村論文」、「七」「物産一〇〇年史」、「八」「事業史」が踏襲して記述している。とくに「七」は、三井文庫所蔵の「《岡田氏ニ関スル書類》」を分析して詳述している。しかし、先収会社がEFCに委託して米穀を輸出したというのは事実であろうか。

井上馨は、明治七年一月一日付吉富簡一宛書簡で、ロンドンへの輸出来のうち二隻が売却済となり、「凡六円許之手取と相成候¹⁾」と記している。A帳をみると、一八七四年一月一日付で、「岡田平蔵自用勘定」の借方に「旧勘定米ノ利益井上馨ト半割」一万八千三百四十五六六、「井上馨自用勘定」の貸方に「旧勘定ノ利益岡田平蔵ト半割高」一八、三千四百五十六と記載されている。B帳の「Kaw! Enouye Private a/c」貸方では「Half profit on old Rice Ventures with Okada Hezo」一万八千三百四十五六六となっている（前掲、第3表）。したがってこの米穀輸出は、岡田平蔵（岡田組）と井上馨による乗合勘定で行われ、利益（ただし二隻分と推定）を岡田・井上で折半したことがわかる（なお、「二」は合計利益金額を三万六千六百四十九円余とすべきところ、三万六千六百四十八円余と誤記）。この輸出について「二」はこの時の米穀輸出货量を約七千石としている。おそらく、「凡六円許之手取と相成候」という記述から一石当たり六円とみなし、利益三万六千六百四十九円一三二を六で割って算出された六一〇八石から、約七〇〇〇石としたと思われる。しかし、後述するように、未だ売却できていない米穀があるため、約七〇〇〇石とするのは誤りである。また、貿易統計をみると、

明治六年に横浜から輸出された米穀は一七一ピクル（石換算六八・四石）六四九円にすぎない。²⁾岡田・井上による乗合勘定での米穀は、おそらく神戸から輸出されたと思われる。この他、「二」では、横浜から輸出としたために、岡田自身によってではなく、「益田ノ計ラヒニ依ツテ」という「創作」がなされたようである。

ところで、先の記帳の後、A帳の「井上馨自用勘定」借方に、六月二日付で「ロンドンエ送りシ日本米損金也、洋三万五千枚」三万六四〇〇円が記帳され、B帳の「Kaw1 Enouye Private a/c」借方に「To Cash paid [Ed. Fischer & Co. for estimated Losses on Rice shipments] 三万六四〇〇円が記帳された。したがって、「一」が記したように岡田・井上がEFCに販売を委託して米穀輸出がおこなわれたことがわかる。また、ロンドンへの積出のうち、二隻は利益をあげたもの、他の分は七万二八〇〇円（井上と岡田の合計）もの赤字を計上し、差引三万六一五〇円八六八の損失（うち井上分一万八〇七五四三四）となり、岡田・井上が乗合勘定で外国商社を通じておこなった米穀輸出は失敗に終わったのである。岡田・井上が被った最終的な損失は、先収会社の損益勘定に繰り入れられていない。したがって、この米穀輸出が先収会社によっておこなわれたとするのは誤りである。³⁾

〔七〕『物産一〇〇年史』では、上記二隻の米穀輸出を先収会社がおこなったと誤解しただけでなく、『岡田氏ニ関スル書類』⁴⁾を分析して、明治六年に磯野小右衛門が岡田平蔵に依頼してギルマン商会によって積み出した三隻分の米穀輸出について、その損失一万四〇〇〇ドルを先収会社が負担しなければならなかったと誤認している（三八ページ）。磯野関係の米穀輸出は先収会社ではなく、岡田平蔵（岡田組）に関わるものである。

（二）大阪支店の位置と建物

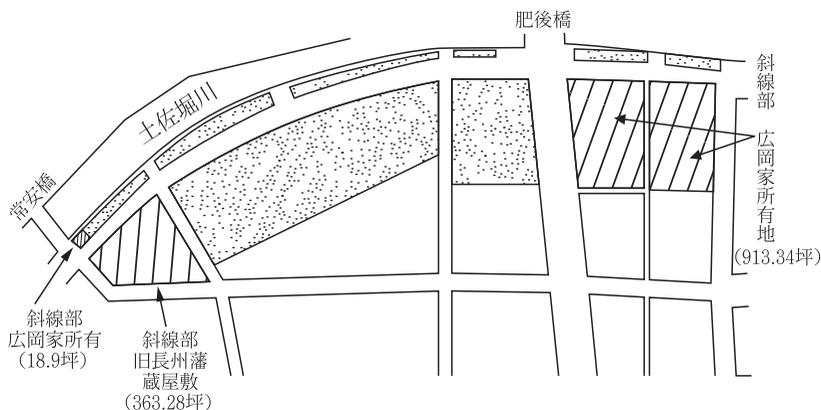
〔一〕「物産沿革史」では「大阪支店ハ、ソノ頃大阪淡路町岡田支店カラ分離シ、土佐堀一丁目両替屋加島跡ノ旧廻漕

会社建物ヲ買入レテ之ニ移転シタ」と記している。この記述を受け、「二」益田伝」では、つぎのようにさらに詳しく説明している。「大阪支店は大阪淡路町岡田支店から分離し、土佐堀一丁目（玉水町）両替商加島屋跡の元通商司管轄下の廻漕会社建物を、五千円で買入れて一月二十八日移転し、そこ程遠からぬ常安橋南詰河岸に浜倉を置いた。この浜蔵は恐らく今は山口県の所有となつてゐる旧長洲藩蔵屋敷付属の倉庫であつたらしい」。ここでいう常安橋南詰河岸は土佐堀一丁目にある土地を指しており、現在、そこに「長州萩藩蔵屋敷跡」という石碑がある。

「五」は「一」の記述を踏襲し、「四」「七」「八」は「二」の記述を踏襲している。たとえば「七」「物産一〇〇年史」では「大阪支店は、すでに一月中旬に土佐堀一丁目の両替商加島屋跡の旧回漕会社建物を買入れて移転した。あるいは、これは新岡田組大阪支店とする予定であつたのかもしれない。いずれにしても、旧岡田組大阪支店からは分離独立した。さらに旧長洲藩蔵屋敷付属の倉庫も買入れ、これを浜倉とした」（二七ページ）と記している。「八」「事業史」では、「土佐堀一丁目両替商加島屋跡に元通商司管轄下の廻漕会社建物を買い入れて移り、また旧長洲藩蔵屋敷付属の倉庫を浜蔵とした」（二一九―二二〇ページ）としている。なお、大阪支店が土佐堀一丁目にあつたことは、井上馨伝記編纂資料のなかにある手紙の封筒の記載で確認できる⁽⁵⁾。

では、「一」や「二」はどのような資料をみて記述したのであろうか。A帳の「大阪支店地所家作」勘定の借方には、明治七年一月二八日に「廻漕会社へ正金渡、但家作買入用」五〇〇〇円、B帳「Real Estate Account 不動産勘定」借方には、同日に「To [P^d. Osaka draft agst cost of Real Estate in Osaka Yamaguchi Godown] 五〇〇〇円」と記載されている（P^d. は Paid, agst は against の略記）。「一」は、加島屋（広岡家）が土佐堀一丁目にあつたという事実と、A帳の「廻漕会社」とを結びつけて、「加島跡ノ旧廻漕会社建物」なるものを「創作」したと思われる。

しかし、A帳の「廻漕会社」は、通商司の下に設置された「廻漕会社」を指しているのではない。後者の「廻漕会社」



第5図 大阪市西区土佐堀1丁目

出所 『大阪地籍地図』西区及接続町村（1911年）、『大阪地籍地図』土地台帳之部（1911年）。

注）斜線部とスクリーントーンの部分が土佐堀1丁目。

は、明治三年一月に設立され、その後、明治四年一月設立の「廻漕取扱所」に事業が継承されて解散した。「廻漕取扱所」も明治五年八月設立の日本国郵便蒸気船会社に事業が継承されて解散した⁽⁶⁾。先収会社時代に存在していたのは日本国郵便蒸気船会社である。

A帳の「大阪支店」勘定貸方の明治七年四月二九日に「大阪支店ヨリ郵便蒸気船会社之為替ニテ受取」一四〇〇円とあることから、日本国郵便蒸気船会社は為替業務をおこなっていたことがわかる。したがって、先のA帳の記載は、家作を買い入れる資金五〇〇〇円を一月二八日に「廻漕会社」⇨日本国郵便蒸気船会社へ渡したという意味であると思われる。また、B帳の記載は、「Yamaguchi Godown」（山口の倉庫）の不動産購入のため、東京本店が一月二八日に大坂支店宛の手形 (draft) 五〇〇〇円を取り組んだという意味であると思われる。ところが「一」「二」は「廻漕会社」（明治三年一月設立）から不動産を購入したと誤読したのである。

また、第5図に示したように、加島屋（広岡家）は幕末以前から、明治年間を通して土佐堀一丁目にある（位置は肥後橋の南。土佐堀一丁目の東端⁽⁷⁾）。したがって「廻漕会社」が「加島跡」の建物を受け継ぎ、それを先収会社が購入したわけではない。なお、かつて加島屋は、

ながらく長州藩の御用（一七七〇年に「大坂蔵屋敷留守居格」に就任）を勤めていた。⁽⁸⁾ その名残が旧長州藩蔵屋敷（土佐堀一丁目の西端）の前に広岡が所有する狭隘な土地（一八・九坪）である。

では、東京本店から手形で送金された五〇〇〇円で、大阪支店はこの不動産を購入したのであるか。大阪支店側の記録（「備忘日記」）をみると、明治八年末の大阪支店関係の「不動産」は、「山口旧藩邸」五五七九円四五四、「山科茶園」五八〇〇円、「輪木二千七本有品」四八円一六八、合計一万一四二七円六三二と記されている。⁽⁹⁾ このうちの「山口旧藩邸」を購入したと考えられる。「山口旧藩邸」とは、具体的にどの不動産を指すのであろうか。

大阪支店の「備忘日記」をみると、明治八年七月一九日条に「富島二番蔵」、「同六番倉」に「長防米」、「同二十五番蔵」、「土佐堀旧山口邸七番蔵」に「長州米」が保管されていること、八月一日条には「諸員富嶋倉所へ出張ス」と記されている。また、益田孝「備忘録」の明治八年八月一九日条には「大坂江富島庫地券並京都茶園之地券入用之趣申遣ス」とある。したがって、「山口旧藩邸」には、土佐堀の不動産だけでなく、「一」にも「二」にも記されていない富島の不動産（土地・建物）が含まれているのではないかとこの疑問がわく。富島町は、大阪港に面し、川口居留地に隣接する地域である。

この疑問を解くため、「山口旧藩邸」の購入だけでなく、売却の記録もみよう。東京本店側の記録をみると、B帳の「Real Estate Account 不動産勘定」貸方には、一八七六年（明治九）五月三十一日に「大阪富嶋蔵長門屋弥平江売渡代金受トル」四一〇〇円、「損益」勘定の借方には、同日に「大阪富嶋土蔵売払ニ付損金不動産勘定より回ル」九〇〇円と記帳されている。したがって、長門屋弥平⁽¹⁰⁾へ富島蔵を売却した際の原価は五〇〇〇円である。この額は不動産購入の際の五〇〇〇円と一致するので、明治七年の購入と明治九年の売却不動産が同じものであることがわかる。この二つの記事からは購入・売却の不動産は富島の不動産だけのように見える。

ところが、長門屋への売却日（五月三十一日）よりも三〇日前、益田孝は「備忘録」の明治九年五月一日条に三井物産へ売却予定として「大坂常安橋ノ蔵 此代六千五百円」と記している。つまり、「常安橋ノ蔵」（土佐堀蔵）を三井物産に売却する予定であった。しかし、この取引は成立しなかった。また、六月一日に先収会社を解散した後に「第二期損益」勘定で、その後の費用・収益を整理した記録（実際には六月一日以降のものをすべて六月一日付で記帳）を見ると、借方に「大阪土佐堀蔵売払ニ付消費税八十七円五拾銭外ニ地券書換印紙貳円五拾銭共払」九〇円とあり、貸方には「土佐堀蔵」の売却代金が計上されていない。

したがって明治七年の不動産購入と明治九年五月の不動産売却には、土佐堀の不動産と富島町の不動産の両方が含まれていることになる。つまり、大阪支店が所有していた「山口旧藩邸」とは土佐堀の不動産と富島町の不動産を指している。念のため説明すると、大阪支店側の記録に「山口旧藩邸」の帳簿価格（五五七九円四五四）と東京本店側の帳簿価格（五〇〇〇円）が異なるのは、大阪支店側が自店の勘定で雑作代五七九円四五四を支払い、これを本店持ちの購入代金五〇〇〇円に加えて、帳簿価格としたためと思われる。

再び、不動産の購入に戻って整理すると、先収会社は明治七年に旧長州藩の不動産（富島町と常安橋南詰の東側「土佐堀一丁目」）を山口県から購入し、大阪支店が内淡路町二丁目から常安橋南詰（土佐堀一丁目）へ移転したと考えられる。一月二八日に東京本店が五〇〇〇円を支出して、送金の手続きをしているので、その後まもなく、先収会社は不動産を購入したと思われる。つまり、購入は一月中あるいは二月と推定される。「一」は、「一」の記述が正しいという前提のもとで、B帳の記帳（一八七四年一月二八日）をみ、「一」と辻褄を合わせるために大阪支店と「程遠からぬ常安橋南詰河岸に浜倉を置いた」と誤認したと思われる。また、「二」では、表現は曖昧ではあるものの、一月二八日に大阪支店移転、同日、浜倉設置と考えたようである。しかし、移転はもっと後であり、東京支店が支出した一月二八日

を移転日とするのは誤りである。「七」『物産一〇〇年史』では、「二」の曖昧な表現を読み違え、支店の移転後に、倉庫を買い入れたと誤認している（二七ページ）。

（三） 羽太紀克入社説と富永冬樹入社説

「一」『物産沿革史』では、明治七年三月、即ち新会社設立の月に「益田ガ造幣寮時代ノ旧部下デアッタ俊才羽太紀克ヲ社員ニ雇ヒ入レ」たとしている。おそらく根拠は『自叙益田孝翁伝』の「羽太も古谷も先収会社に居つた人である」（一八二ページ）という益田の証言であろう。「二」『益田伝』、「七」『物産一〇〇年史』も羽太が雇われたとしている。さらに「二一」『天人録』では、羽太の先収会社での役職を「内地支配人」としている（二一八ページ）。ただ、本当に羽太は入社していたのであろうか。

『袖珍官員録』（明治六年一月）の造幣寮の名簿をみると、権頭「益田孝徳」、七等出仕羽太紀克となっている。つまり大阪の造幣寮において羽太は益田孝（当時の名前は孝徳）の部下であった。

つぎに、先収会社をとばして、三井物産での羽太の動向をみよう。三井物産の設立直前の、三井物産「日記」明治九年六月一五日程に「羽太紀克来社ス」とある。設立（七月一日）後の七月一二日には「三池石炭之義ニ付、本日益田孝、羽太紀克及古谷竜三之三氏横浜出帆、長崎港ニ趣ク」とある。九月二日程には職員^{（註）}の月給増給の記録があり、羽太が五二円、馬越恭平が三七円に増給されている。職員のなかで羽太の月給がもっとも高い。羽太の役職をみると、三井物産設立直後の明治九年八月から一四年一月まで長崎支店支配人を勤め、官宮三池炭坑の石炭を取り扱った。その後、羽太は明治一四年五月から本店売買方内地掛支配人を勤めるものの、一五年五月一八日に死亡している。

さらに先収会社の記録をみよう。先収会社のB帳には「慰労金勘定」と「社員預り金勘定」に、大阪支店以外の職員

への、明治七年分純益金と明治八―九年分純益金からの慰労金・手当金が記録されている。そのなかに羽太の名前はない。また、三井文庫に残されている大阪支店の記録のなかにも羽太の記録はない。したがって羽太は先収会社には入社しておらず、三井物産になって設立時に入社したのである。益田孝は記憶違いをしていた。「一一」は、三井物産での役職（売買方内地掛支配人）と混同して記述したと思われる。

つぎに「一」～「四」には記述がなく、「五」「田村論文」から記述され、「一〇」「木山論文」、「二二」『天人録』が継承した富永冬樹入社説の可否を検討しよう。「五」では「東京本店の頭取は、益田孝であるが、その下に木村正幹、羽太紀克、富永冬樹らがいた」（四六ページ）と記している。しかし、どの資料に基づいて富永が先収会社に勤務したのかは明示されていない。おそらく『馬越恭平翁伝』の「当時社員の月給は益田、吉富二氏二百五十円、木村、藤田、富永三氏各百円であつ」（五七ページ）たという記述をみたのではないかと思われる。

益田孝にとって、富永冬樹は妻ゑゐの兄にあたり、義兄の富永冬樹の方が六、七歳ほど年上である。⁽¹²⁾ 明治維新後、明治四年四月に「工作学修業」のため米国への私費留学の願いを外務省に申請し、許可をえて、同年米国に向かった。竹越与三郎は「米国に到りボストン工科大学に入りて、工学を」学んだとしている。⁽¹⁴⁾ とところが、一八七二年一月（明治四年一二月）に日本から岩倉使節団がサンフランシスコに到着し、その後、米国に滞在していたときに一員の山田顕義に見出されて、富永冬樹は兵部省官費生に採用されて使節団の一員に組み込まれた。⁽¹⁵⁾ 富永は山田顕義とともに明治六年六月二四日に帰国した。⁽¹⁶⁾ 明治六年八月八日から井上馨が東北鉱山視察のため東京を発し、尾去沢・阿仁・院内の諸鉱山を視察した際に、富永も同行した。⁽¹⁷⁾ 明治八年六月三日、富永冬樹は七等判事に任命され、その後、明治二六年一二月二六日に大審院判事富永は大審院部長に任命されている。したがって、富永が任官する明治八年六月以前に富永が先収会社とどのような関係にあったかを調べる必要がある。

益田孝より六歳ほどの富永が、先収会社で益田の下にいたとは考えにくい。A帳をみると、「鉾山課」勘定の貸方には、明治七年四月八日に「明治六年度決算残金並七年ノ分トモ富永冬樹ヨリ受取」一〇七円八〇一など富永の名前が記録されており、「尾去沢鉾山」勘定の借方にも、明治七年二月九日に「富永渡年一分ノ利足、但小切手」二〇〇〇円、「阿仁鉾山」勘定の借方にも明治七年二月九日に「富永渡年一分之利足、但小切手」八〇〇〇円とある（B帳をみると、利率は年一二%なので、「年一分」は月一分の誤記）。前述のように、「鉾山課」は先収会社の内部の組織ではなく、井上馨・岡田平蔵が作った「鉾山会社」である。したがって、富永は「鉾山会社」の業務を担当していたことがわかる。⁽¹⁸⁾つまり、先収会社に籍を置く人物ではない。ただし、先収会社が明治九年に損益計算をおこなう際に、B帳「損益勘定」借方の二月二七日に「明治七年」、「先収会社従事申月数七ヶ月分一ヶ月式百五十円ノ割合ヲ以テ謝金トシテ遣スヘキ分」一七五〇円が記されているので、富永は七か月ほど先収会社の職務を依頼されていたようであり、そのため給与ではなく謝金が支払われている。したがって、富永は先収会社には入社したのではなく、「鉾山会社」に入社したのである。

(四) 神岡鉾山買収説

「二」では神岡鉾山の買収に成功と記述している。ただし、「岡田組時代ニハ〔中略…引用者〕尾去沢鉾山ノ買収ニハ失敗シタケレドモ神岡鉾山ノ買収ハ成功ダツタ」（岡田組が買収）という記述と、「先収会社」が「明治七年ニ大阪ノ社員ヲ飛驒国高山ニ出張セシメテ神岡鉾山ヲ買入レルコトニ成功シ」た（先収会社が買収）という記述がある。大阪支店の記録をみると、明治七年四月一日に総裁井上馨名で大阪支店職員の月給が定められている。その中に、新井熊吉（月給二〇円）の担当が「売買課高山出張」となっている。⁽¹⁹⁾また東京本店のB帳をみると、「大阪支店勘定」貸方に一八七五年一月二日付で「高山出張新井悦蔵昨年六月より十二月迄七ヶ月分別式十円ツツノ月給合金百四十円ト同所出張

中旅費引当トシテ立替分八十九円三十式錢八厘共払之分明治七年損益勘定江回ス」二二一九円三二八とある。「一」は、大阪支店の記録あるいはB帳の記事にある明治七年の高山駐在という事実と、三井組による神岡鉱山取得・経営という事実を混濁させて、「岡田組」あるいは「先収会社」が神岡鉱山買収に成功という話を「創作」したようである。

神岡鉱山の買収に成功したとするこの説のうち、「岡田組」の後に設立された「先収会社」が買収に成功したとみて継承したのが「二」「益田伝」、「三」「佐々木論文」、「五」「田村論文」である。うち「二」では、神岡鉱山を買い入れたことを裏付ける記事や神岡鉱山の経費を示す記事がA帳やB帳に見当たらなかったためか、明治七年「三月初旬頃大阪の社員を岐阜県高山に派遣して神岡鉱山（銅・銀）を買い入れたが、同鉱山は抵当流として引受けたのであり、稼行は地方人に委任し、唯之を監督するにとどめてゐたやうである」と説明した。「一」の記述が正しいという前提のもとで、抵当流れとか、直接経営ではなく監督という説明を捻り出したようである。

（五）吉富簡一の山口毛利家勘定方説

「一」「物産沿革史」では岡田平蔵死後、井上が「山口ニモ赴キ、山口毛利家ノ勘定方吉富簡一ヲ招イテ岡田ノ代リニ社員ノ列ニ加へ」と記し、「二」「益田伝」もこの記述を踏襲して「井上は大阪より山口に赴き、山口毛利家の勘定方吉富簡一」と記している。「三」「佐々木論文」では、やや変化させて、「大阪で長州藩・毛利家の勘定方をしていたといわれる吉富簡一を大阪支店長とした」（三九ページ）と記している。

これに対して、「四」「岩崎論文」では、「井上は、吉富簡一を山口から招いて大阪支店を主宰させることにし」（二二九ページ）として、井上が山口に赴いたことを否定した。また、毛利家勘定方という説明を踏襲していない。その理由は「四」が、吉富の履歴に関して参照した田村貞雄の一九六五年の論文に「山口宰判大庄屋で、藩内屈指の大豪農」で

あると説明されているからである。当然のことながら、「五」「田村論文」では、自らの一九六五年の論文の記述を踏襲し、吉富は武士（長州藩士）ではなく、「もと山口宰判矢原村の庄屋で、幕末においては井上を担ぎだして鴻城軍を組織したことは著名」、「井上は急遽下阪するとともに山口の吉富簡一を大阪支店の主宰者として招き」と記した（四二、四三ページ）。このように吉富の履歴については、田村が資料に基づき明らかにしている。「七」「物産一〇〇年史』では、吉富は「山口県矢原村の代々庄屋をつとめる豪農の家に生れた」、「鴻城軍を組織して幽閉されていた井上馨を救出し山口を占拠した」（二八ページ）としている。

このように「四」以降は、山口毛利家勘定方説は否定されている。念のため、吉富簡一が明治二七年に自ら作成した履歴書を見ると、幕末に井上とともに長州内で軍事に携わっており（たとえば井上を「擁シテ鴻城軍ノ総督トナシ自分ハ参謀長兼会計長ノ職ヲ兼任」）、毛利家の勘定方ではない。維新後、明治三年に小菅県大属、ついで明治四年二月大蔵省宮繕察大属に転任し、「同年十月家事負担者ナキヲ以テ辞職シ帰県」、「家政ノ大改革ヲ執行シ非常ノ艱難ヲ嘗メ漸ク家名ヲ維持スルニ至レリ」としている。もともとは農民であるものの、幕末に軍事に携わったため、それが考慮されて、戸籍上の身分は「士族」となったのである。⁽²²⁾

また「一」「二」のように井上が自ら山口に赴いて、先収会社に加わるように吉富を説得したわけではない。井上が東京から大阪へ赴く途中、一月二二日に「於船中相認、児玉愛次郎」に託して吉富へ書状を送り、この書状のなかで「至急御上坂被成下候様伏テ奉懇祈」⁽²³⁾り、ついで上阪した吉富を井上が説得して大阪支店の頭取に据えたのである。

（六） その他の謬見

「一」「物産沿革史」では、明治八年に「東京本店ニ於テハ輸出銅一手販売ノ許可ヲ得ル」と記している。ただし、ど

こから許可をえたのか明記していない。「五」「田村論文」は「二」の記述をそのまま引用している。「一」は益田孝「備忘録」の明治八年一〇月五日条に「銅ノ事鉾山頭大島氏ニ願出タリ、追而取集メ之上沙汰之筈」を見て拡大解釈したのかも知れない。これに対して、「二」「益田伝」は「輸出銅の一手取扱について、十月鉾山寮に出願し、やがて許可せられることになつてゐた」として鉾山寮への許可申請と指摘するとともに、表現を微妙に変化させ、許可されたとは断定していない。前述の「備忘録」をみて記したようである。

『工部省沿革報告』（一八八九年）の「工部本省」日録の部分を見ると、官宮鉾山産出銅に関して、その輸出版売を一手に委託することを許可したという記述は見当たらない。したがって、先収会社は許可を申請したものの、工部省鉾山寮から許可をえることができなかったのである。

また、「一」は、政府の命令で明治八年に「政府命令ノ輸出来二十万石ヲモ取扱ツタ」と記して、先収会社が政府米二〇万石の輸出を担当したとした。「二」は「年末に近い頃には大蔵省輸出来二十万石をも亦取扱つた」としている。「三」「佐々木論文」は「二」の説明を継承している。

『世外井上六公伝』第二巻をみると、明治七年二月七日付の大隈重信宛井上馨書簡に、「米麦輸出之御目的ニ付而は、十四番エドワルト、フィセル商会え御命ジ被成下候様奉仰候」、「右ニ付而は益田事アルピン同道にて罷出、實際之模様も申上、且御下命も可被下候ハバ難有奉存候」とあり、明治九年二月五日付の井上馨宛吉富簡一書簡に「大蔵省二十万石外国人へ売払ヒ約定ニテ輸出来有之」というくだりがある。「一」はこのくだりをみて、先収会社が明治八年に政府命令の輸出来二〇万石を取り扱ったという話を「創作」したようである。²⁴

それに対して「五」は、『大隈重信関係文書』（三）に掲載されている「先収会社願書」（明治八年）²⁵に依拠して、「先収会社は明治八年頃米穀輸出に關し大蔵省に對し『エゼント』を命ぜられるよう請願している」（五二ページ）と記し、

許可されたとはしなかった。さらに「七」『物産一〇〇年史』は、「明治九年臨時輸出米処分条例」⁽²⁶⁾に依拠して、先収会社の願は受け入れられず、明治八年度の政府輸出米二〇万石が三井組及イー・ビー・ワトソンに委ねられたと指摘している(三八ページ)。これが正しい指摘である。

念のため、『明治年間米価調節沿革史』をみよう。明治八年一二月に、三井組・ワトソン・大蔵省との間で米穀輸出に関する契約が締結されている(販売委託ではなく、政府が米穀を三井組に売却し、三井組がイー・ビー・ワトソンを通じて米穀を輸出)。この契約に基づき、明治九年一月から八月の間に政府から米穀二〇万石が三井組に売却され、ついで明治一〇年九月までに三〇万石が売却された。ただし、実際に輸出されたのは、四六万石余りという。⁽²⁷⁾

- (1) 前掲、『世外井上公伝』第二巻、五二四ページ。
- (2) 『横浜市史』資料編二(増訂版)統計編(一九八〇年)七〇ページ。
- (3) なお、先収会社が明治八年に大隈重信に提出した「先収会社願書」には、「弊社明治六年ノ実験ニヨレハ」として、あたかも先収会社がロンドンへ米穀を輸出したかのように記している(『大隈重信関係文書』三、一九三三年、一九七〇年復刻、一六七―一六八ページ)。
- (4) 三井文庫所蔵史料 物産二九五。
- (5) 吉富簡一宛益田孝書簡(明治八年七月八日付)の郵便封筒に記された宛先は「大阪土佐堀一丁目先収会社ニ而 吉富簡一様」と記されている(吉富氏所蔵諸氏書翰類 全一井上馨伝記編纂史料 W―四―三八五)。また、井上馨が大阪から発した山田顕義宛井上馨書簡(明治八年一月三日付)の郵便封筒の裏側には、「従大阪土佐堀巷丁目」と記されている(『井上馨侯書簡集』一、井上馨伝記編纂資料 W―四―三七五)。
- (6) 東洋経済研究所編『索引政治経済大年表』索引篇(東洋経済新報社、一九四三年)九四、五四四ページ。

- (7) たとえば、『日本全国諸会社役員録』第六回・上編（商業興信所、一八九八年）一八七ページによると、加島銀行本店の所在地、同行頭取の広岡新五郎の住所は、ともに土佐堀一丁目である。かつて加島屋（広岡家）があった位置には、現在、大同生命大阪本社ビルが立っている。
- (8) 森泰博『大名金融史論』（大原新生社、一九七〇年）一六〇ページ。
- (9) 前掲、大阪先収社「備忘日記」明治八年—九年。
- (10) 長門屋弥平は「神戸町廻漕方差配人長門屋（光村）弥兵衛」（『神戸市史』本篇総説、一九二四年、一二五ページ）と思われる（前掲、『中野悟一日記』三二四—三二四ページ）。『中野悟一日記』一八七一年—二月八日条（二七七ページ）に「神戸港江着ス、即上陸、長門屋といふ問屋ニ而暫時休足」とある。長州出身の光村（長門屋）弥兵衛は、明治初期における関西の著名な海運業者であり（中西牛郎編『従六位光村弥平衛伝』一八九四年）、光村印刷の創業者光村利藻の父である。
- (11) 『三井文庫論叢』四一（二〇〇七年二月）三〇九、三二二、三三〇ページ。
- (12) 富永冬樹の正確な生年を確認できない。柴興志『富永冬樹伝—教養の明治裁判官—』（私家版、二〇〇八年）四ページでは一八四二年生まれとしている。ただし、どの資料に依っているか明示されていない。これに対して、『毎日新聞』一八九九年七月一日の死亡記事（「富永冬樹氏逝く」）には「五十九年の寿を得て」「逝く」と報道されている。数えて五九歳とすると、一八四一年（天保二二）生まれとなる。益田孝は一八四八年生まれである。
- (13) 「田辺外務少丞厄介富永冬樹米国留学ヲ許ス」明治四年四月二日（アジア歴史資料センター A15070933600）。
- (14) 竹越与三郎『萍聚絮散記』（開拓社、一九〇二年）二五〇ページ。
- (15) 山田顕義「富永冬樹の兵部随行出願の件」明治五年二月（『岩倉使節団文書』R2）、『幕末明治海外渡航者総覧』第二巻人物情報編（柏書房、一九九二年）一一二—一一三ページ。
- (16) 三宅守常「理事官山田顕義の欧州兵制視察考」（『日本大学史紀要』八、二〇〇二年三月）九ページ。なお、同論文は、富田仁『岩倉使節団のパリ—山田顕義と木戸孝允その点と線—』（翰林書房、一九九七年）で富永冬樹の姓名を誤って「富永市蔵」としていると指摘している。しかし、「市蔵」（あるいは「一造」）は、冬樹の幕臣時代の名前であるので、必

ずしも誤りとはいえない。

(17) 前掲『馬越恭平翁伝』五五ページ、前掲「馬越恭平氏談話速記録」一九二八年七月三日聞き取り。ただし、速記録では富永を「友永」と誤記している。

(18) 『毎日新聞』一八九九年七月一日に掲載の履歴でも、「明治六年春帰朝し商業及鉱山業に従事し暫時羽後国鹿角銅山に在りて坑業を監督し」とある。尾去沢鉱山は鹿角郡の所在しているので、この記事からも、富永が尾去沢鉱山を監督していた（業務を担当していた）が裏付けられる。

(19) 前掲、「諸規則改正並諸課江布達控」。

(20) 大阪支店の記録（前掲、「諸規則改正並諸課江布達控」）をみると、明治七年二月頃に職員が会社の規則を遵守することを誓約して捺印している。そのなかに新井の名前・捺印がない。この職員の誓約のつきに三月二日付けで前日に東京本店が移転したことを職員に知らせる達が記されている。以上の記載から、三月初旬頃新井が派遣されて神岡鉱山を買い入れさせたとしたようである。

(21) 田村貞雄「地租金納化をめぐる山口県民の動向―防長協同会社成立事情の考察―」（『史潮』九二、一九六五年四月）三五ページ。

(22) 佐間久吉編「履歴書」明治二七年（国立国会図書館所蔵）。

(23) 前掲、吉富簡一宛井上馨書状（明治七年一月二二日付）。

(24) 前掲、『世外井上公伝』第二巻、五四〇、五四八ページ。

(25) 前掲、『大隈重信関係文書』（三）一六三―一七六ページ。

(26) この資料は、大蔵省理財局編『明治年間米価調節沿革史附録参考書』（一九一九年）二二―二六ページに掲載されているものである。

(27) 大蔵省理財局編『明治年間米価調節沿革史』（一九一九年）七九―八三ページ。

おわりに

これまでの検討をまとめると、つぎのようになっていることができる。先収会社に関する諸論者は、「一」「物産沿革史」が「創作」した虚構の言説の多くを、依拠した第一次資料が何かを確認せずに継承した。もちろん、「物産沿革史」の記述の中にある誤りに気づき、それを修正して記述した論考もある。しかし、全体としてみると、「物産沿革史」の基本的な誤りに気づかなかつた。そのため、「物産沿革史」が記した虚構の言説の多くが学説として定着し、通説となったのである。

あらためて、先収会社について創立間もない時期における基本的な事実を記せばつぎのようになる。

明治七年一月一日に千秋会社が設立された。本店を東京に置き、大阪、横浜、函館に支店を設けた。東京本店は岡田組の東京店（日本橋品川町裏河岸九番地）、大阪支店は岡田組大阪店（内淡路町二丁目）に置かれ、横浜支店・函館支店も岡田組の店に置かれたようである。役員については、総裁に井上馨、社長に岡田平蔵、頭取に益田孝が就任した。岡田は大阪支店、益田は東京本店を担当した。資本金は定められていない。ただし、事業を始めるために、岡田平蔵が約八万円、井上馨が三万円を会社に差し入れた。「千秋社之規則」によると、「此商会者万邦交通之一大商業を闢き、専ら皇国之物産を外国へ配賦し、宇内と其稟福を俱にするの天意を体して左之條款を合議確定せり」と目的を定めた。鉱山業の経営は同社の事業目的に含まれていない。尾去沢鉱山などの鉱山業は井上と岡田による「鉱山会社」が担った。また、東京本店は、複式簿記によって取引を正確に記録するため、ポルトガル人のルイス・サアを高給で雇った。

千秋会社は、エドワード・フィッシャー商会（横浜一四番）と提携して、千秋会社が国内取引、エドワード・フィッ

シャー商会が輸出入取引を分担している。同商会で千秋会社と密接な関係にあったのはロバート・ウオーカー・アルウィンであった。アルウィンは井上が信頼していた米国人であり、香港上海銀行から信用されていた人物であった。

千秋会社はエドワード・フィッシャー商会へ大量の資金を供給した。その反面、アルウィンの信用によって同商会は香港上海銀行と三〇万円の借入契約などを結び、事実上、その資金を先収会社に供給する役割を果たした。したがって、先収会社からエドワード・フィッシャー商会への大量の資金供給の意図は、同商会がそれを香港上海銀行に預金し同行から巨額の商品取引資金を借り入れ、それを先収会社に供給するためであったと考えられる。

ところが、一月一五日に大阪で岡田平蔵が四〇歳の若さで病死してしまった。そのため、井上馨が大阪に赴いて、事態の收拾にあたった。井上は陣容を立て直すため、山口から吉富簡一を招いて大阪支店担当の頭取に据えた。社名も二月に千歳会社（千歳社）に変え、さらに同月中に先収会社に変更した。

また、岡田組からの要請で岡田平馬（平蔵の義兄）と岡田平蔵を社中（先収会社）から除名することになった。そのため、岡田組に元手資金を戻すとともに、これまで岡田組の店にあった東京本店を三月一日に銀座四丁目一六番地に移転し、岡田組の大阪店にあった大阪支店を、おそらく二月中に土佐堀一丁目に移転した。横浜支店も三月中に移転させたようである（位置は北仲通二丁目と思われる）。なお、函館支店はほとんど活動しないまま閉鎖された。

岡田平蔵が抜けた後の経営陣についてみると、吉富が続いて、大阪で商業を営んでいた藤田伝三郎（長州出身）を招いて大阪支店担当の頭取としている。さらに、同年の半ば頃には木村正幹（長州出身）を呼び寄せ、横浜支店担当の頭取に据えた（明治七年末頃から東京支店担当に異動）。これらの補充によって、死亡した岡田平蔵と岡田組に引き上げた幹部職員（濃泉勝三郎ほか）の跡を埋めたのである。

〔付記〕
本稿はJSPS科研費16K03768の助成を受けた研究成果の一部である。